

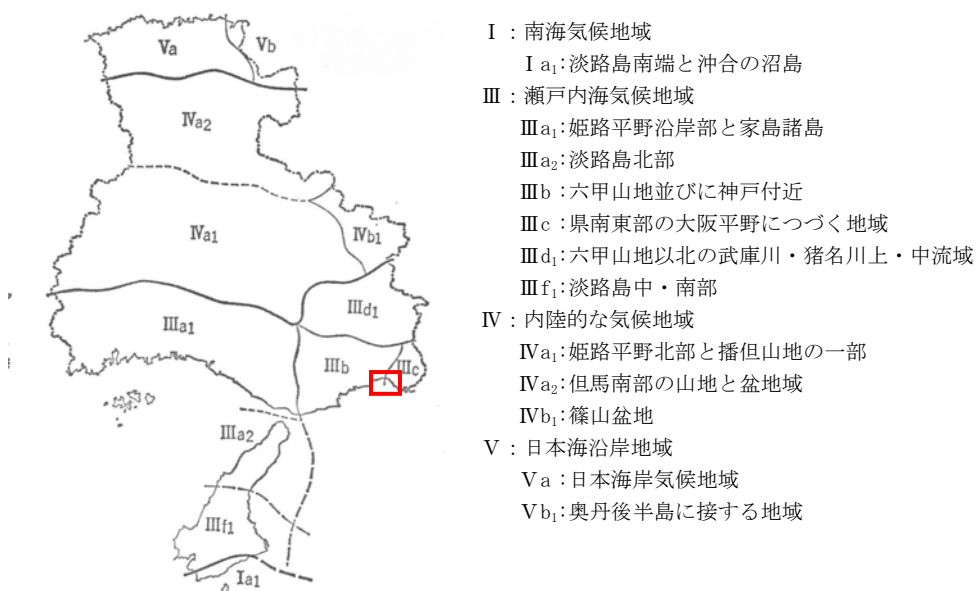
(2) 環境の状況

1) 大気汚染

a. 気象

ア. 気候の地域区分

対象区域は兵庫県南東部に位置し、瀬戸内海気候地域の中でも暖候期の降水量が比較的多く、特に梅雨末期に集中豪雨が起りやすい。また、季節によっては強い局地風が発生する。



注) 図中の赤四角は対象区域を示す。

出典) 「日本地誌第13巻 近畿地方総論 三重県・滋賀県 奈良県」(日本地誌研究所、昭和51年)

「日本地誌第14巻 京都府・兵庫県」(日本地誌研究所、昭和48年)

図2.3-18 気候区分図

イ. 気象の概要

都市計画対象道路事業実施区域に最も近い気象観測所は、神戸地方気象台である(図2.3-19参照)。

神戸地方気象台における平年値(1981~2010年)は、表2.3-40に示すとおりであり、平均気温は16.7℃、平均降水量は1,216.2mm、平均雲量は6.4となっている。月平均気温及び降水量の変化は、図2.3-20に示すとおりであり、月平均気温は5.8℃~28.3℃、月別降水量は37.8~181.6mmの範囲にある。

神戸地方気象台の平成29年度の風配図は、図2.3-21に示すとおりである。風向では、東北東、西南西及び西が卓越しており、風速では、北東の風が6m/s程度と比較的大きくなっている。静穏(0.4m/s以下)は0.64%となっている。


都市計画対象道路事業実施区域に最も近い日射量及び放射収支量の測定局は、浜甲子園局である(図2.3-22参照)。


浜甲子園局における平成29年度の平均日射量は0.61 MJ/m²、平均放射収支量は0.28 MJ/m²となっている。



出典) 「神戸地方気象台ホームページ」 (平成30年7月現在)

凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 府県界

 市界

 神戸地方気象台

1:200,000

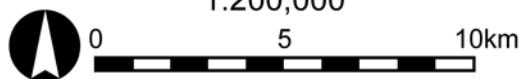


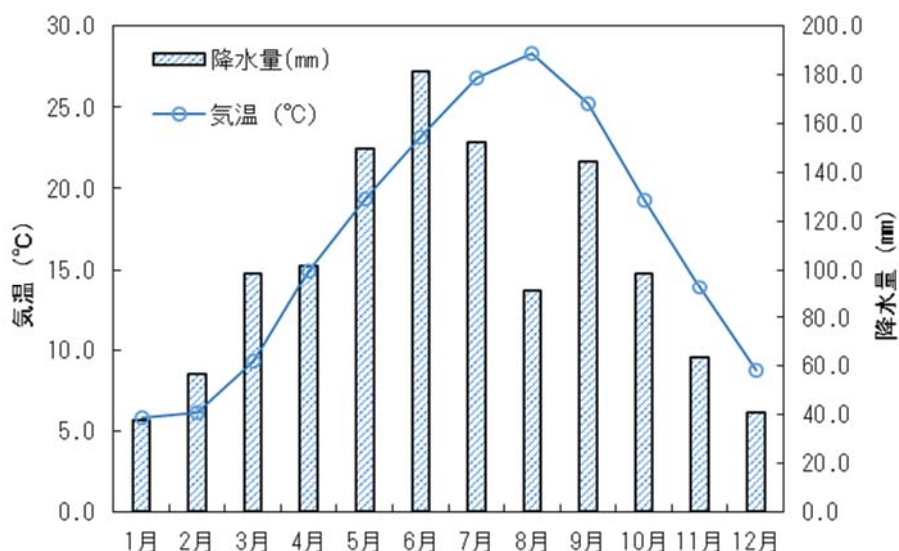
図2.3-19 神戸地方気象台位置

表2.3-40 神戸地方気象台の気象概況

平年値：1981～2010年

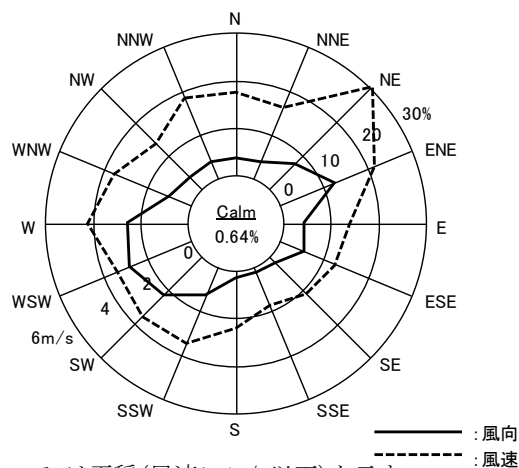
項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	
気圧 (hPa)	現地	1,016.0	1,015.3	1,013.9	1,011.5	1,008.5	1,005.4	1,005.1	1,006.0	1,008.8	1,013.2	1,016.1	1,016.7	1,011.4
	海面	1,019.8	1,019.1	1,017.6	1,015.1	1,012.1	1,008.9	1,008.5	1,009.4	1,012.3	1,016.8	1,019.8	1,020.5	1,015.0
気温 (°C)	平均	5.8	6.1	9.3	14.9	19.4	23.2	26.8	28.3	25.2	19.3	13.9	8.7	16.7
	最高	9.0	9.6	12.8	18.7	23.2	26.6	30.0	31.8	28.5	22.7	17.3	11.9	20.2
	最低	2.7	3.0	6.0	11.3	16.2	20.4	24.4	25.8	22.5	16.1	10.6	5.4	13.7
相対湿度 (%)	62	63	61	62	66	72	75	71	70	64	63	61	66	
蒸気圧 (hPa)	5.8	6.1	7.5	10.6	14.7	20.4	26.2	27.6	21.4	14.8	10.2	7.2	14.4	
降水量 (mm)	37.8	56.9	98.5	101.6	149.7	181.6	152.1	90.9	144.6	98.3	63.4	40.9	1,216.2	
日照時間 (時間)	154.9	141.9	164.0	194.7	190.4	170.1	194.1	228.3	159.6	170.0	142.7	162.0	2,072.6	
曇量 (10分比)	5.5	5.9	6.4	6.2	7	8	7.6	6.6	7.2	6	5.5	5.1	6.4	
降雪の深さ (cm)	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	2	

出典) 「気象庁ホームページ」 (平成30年7月現在)



出典) 「気象庁ホームページ」 (平成30年7月現在)

図2.3-20 神戸地方気象台の月別平均気温及び月別降水量 (平年値)



注) calmは平穏(風速0.4m/s以下)を示す。

出典) 「気象庁ホームページ」 (平成30年7月現在)

図2.3-21 風配図 (平成29年度、神戸地方気象台)

b. 大気質の状況

対象区域における大気質測定地点は図2.3-22に、各測定地点の平成29年度の測定項目は表2.3-41に示すとおりである。

一般環境大気測定局（一般局）が7局、自動車排出ガス測定局（自排局）が8局、国土交通省の大気常時観測局（常時観測局）が3局設置され、ダイオキシン類の測定地点が2地点設定されている。

表2.3-41 大気質測定地点の測定項目

区分	市	番号	測定局/測定地点	調査項目						
				窒素酸化物	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	○	○			○	○	
		2	打出浜小学校	○	○	○				
		3	潮見小学校	○	○	○				
	西宮市	4	瓦木公民館	○	○				○	
		5	西宮市役所	○	○	○			○	○
		6	鳴尾支所	○	○	○			○	
		7	浜甲子園	○	○	○	○	○	○	
自排局	芦屋市	8	打出	○	○	○	○	○		
		9	宮川小学校	○	○	○				
	西宮市	10	河原	○	○		○	○		
		11	六湛寺	○	○		○			
		12	津門川	○	○		○	○		
	尼崎市	13	甲子園	○	○		○	○		
		14	浜田	○						
15		武庫川	○	○		○	○			
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	○	○					
	西宮市	17	西宮本町交差点	○	○					
		18	西宮インター交差点	○	○					
ダイオキシン類測定地点	西宮市	19	鳴尾浜臨海公園							○

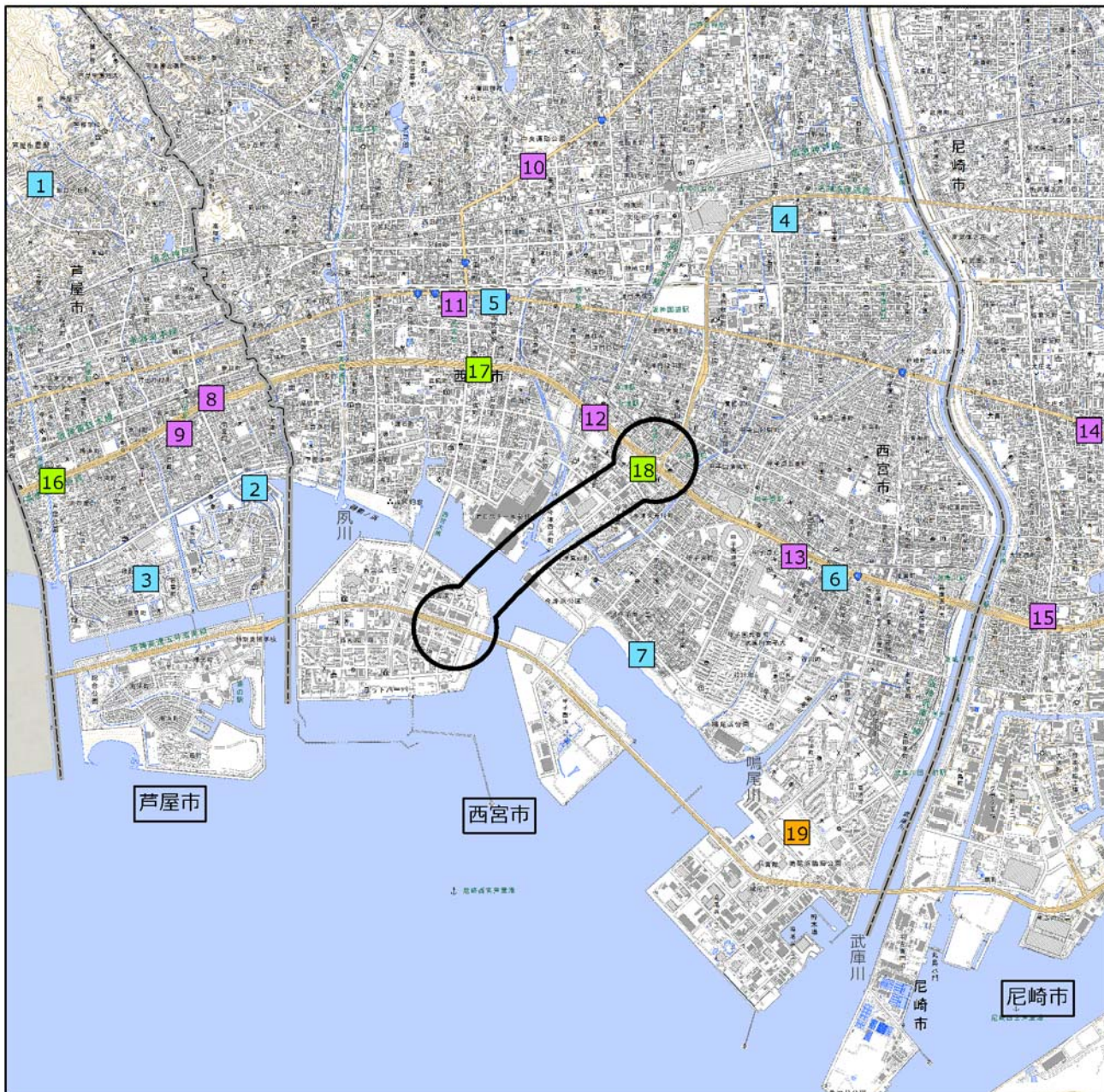
注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成29年度大気常時観測観測結果」

(国土交通省近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)

「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局
- 国土交通省の大気常時観測局
- ダイオキシン類測定地点

出典) 「平成29年度大気常時観測観測結果」(国土交通省
近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)
「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

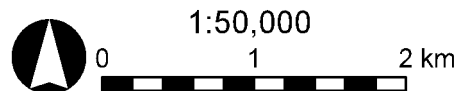


図2.3-22 大気質測定地点位置

ア. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表2.3-42及び図2.3-23に示すとおりである。

二酸化窒素の年間測定結果は、表2.3-43に示すとおりであり、いずれの調査地点とも環境基準を満たしている。

表2.3-42 二酸化窒素の経年変化 (年平均値)

区分	市	番号	測定局	二酸化窒素 (ppm)									
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
		2	打出浜小学校	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016	0.016	0.014	0.015
		3	潮見小学校	0.020	0.020	0.020	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.015	0.017
	西宮市	4	瓦木公民館	0.023	0.020	0.020	0.019	0.018	0.019	0.018	(0.016)	0.015	0.017
		5	西宮市役所	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	0.018	0.017	0.018	0.015	0.016
		6	鳴尾支所	0.029	0.026	0.022	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.018	0.018
		7	浜甲子園	0.021	0.019	0.018	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017	0.015	0.016
自排局	芦屋市	8	打出	0.032	0.031	0.031	0.029	0.026	0.027	0.025	0.024	0.022	0.024
		9	宮川小学校	0.038	0.037	0.037	0.036	0.034	0.034	0.033	0.032	0.029	0.029
	西宮市	10	河原	0.022	0.020	0.020	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017	0.014	0.015
		11	六湛寺	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020	0.021	0.021	0.018	0.017
		12	津門川	0.028	0.025	0.027	0.024	0.021	0.023	0.021	0.021	0.017	0.020
	尼崎市	13	甲子園	0.027	0.027	0.025	0.024	0.023	0.025	0.023	0.023	0.022	0.021
14		浜田	0.022	0.020	0.020	0.020	0.020	0.018	0.016	0.016	0.015	0.017	
15		武庫川	0.029	0.027	0.028	0.026	0.029	0.029	0.028	0.027	0.026	0.030	
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	0.034	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.028	0.026	0.025	0.024
	西宮市	17	西宮本町交差点	0.038	0.036	0.034	0.033	0.033	0.031	0.028	0.028	0.027	0.025
		18	西宮インター交差点	0.035	0.033	0.032	0.030	0.030	0.028	0.028	0.027	0.025	0.024

注) 1. () は、有効測定時間数に達していない局の値を示す。

2. 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「ひょうごの大气環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度大气常時観測観測結果」(国土交通省近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成24年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成26年)

「平成28年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成30年)

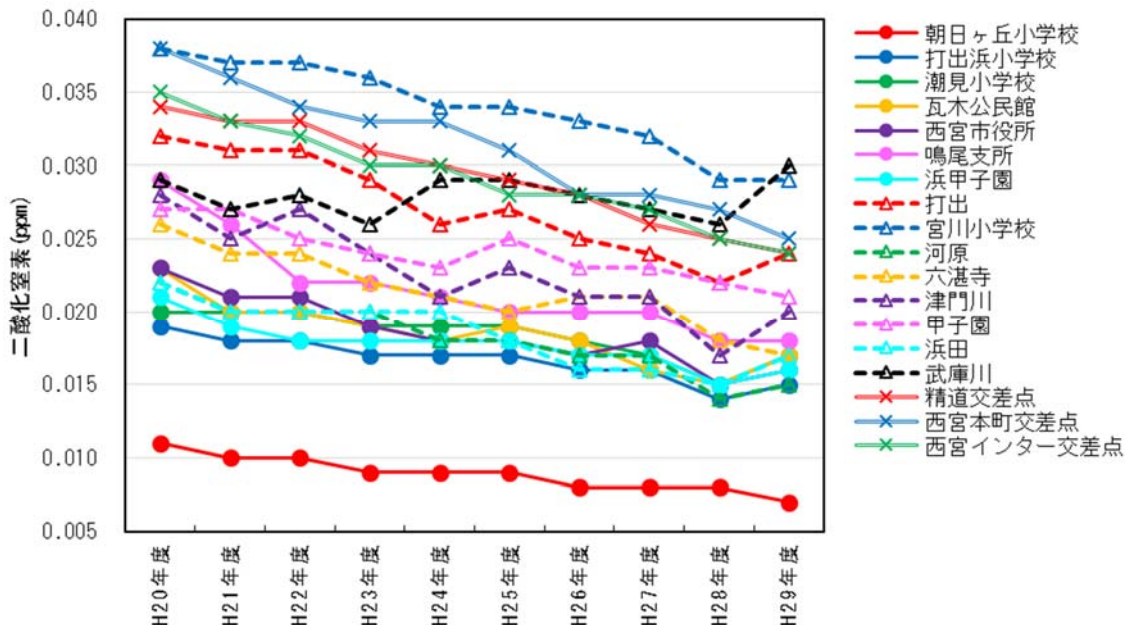


図2.3-23 二酸化窒素の経年変化 (年平均値)

表2.3-43 二酸化窒素の年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	調査地点	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	
				日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	343	8165	0.007	0.060	0	0	0	0
		2	打出浜小学校	363	8645	0.015	0.080	0	0	0	0
		3	潮見小学校	361	8639	0.017	0.101	1	0	0	0
	西宮市	4	瓦木公民館	283	6758	0.017	0.090	0	0	0	0
		5	西宮市役所	364	8681	0.016	0.090	0	0	0	0
		6	鳴尾支所	364	8680	0.018	0.079	0	0	0	0
		7	浜甲子園	365	8686	0.016	0.086	0	0	0	0
自排局	芦屋市	8	打出	363	8654	0.024	0.094	0	0	0	0
		9	宮川小学校	362	8635	0.029	0.080	0	0	0	0
	西宮市	10	河原	365	8692	0.015	0.062	0	0	0	0
		11	六湛寺	363	8666	0.017	0.079	0	0	0	0
		12	津門川	365	8690	0.02	0.091	0	0	0	0
	尼崎市	13	甲子園	362	8638	0.021	0.082	0	0	0	0
		14	浜田	361	8550	0.017	0.079	0	0	0	0
15		武庫川	363	8586	0.030	0.129	13	0.2	0	0	
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	362	8549	0.024	0.101	1	0	0	0
	西宮市	17	西宮本町交差点	362	8570	0.025	0.087	0	0	0	0
		18	西宮インター交差点	362	8551	0.024	0.083	0	0	0	0

区分	市	番号	調査地点	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				日	%	日	%	ppm	日
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0.0	0.018	0
		2	打出浜小学校	0	0	2	0.6	0.035	0
		3	潮見小学校	0	0	2	0.6	0.037	0
	西宮市	4	瓦木公民館	0	0	1	0.4	0.036	0
		5	西宮市役所	0	0	2	0.5	0.036	0
		6	鳴尾支所	0	0	1	0.3	0.037	0
		7	浜甲子園	0	0	3	0.8	0.038	0
自排局	芦屋市	8	打出	0	0	31	8.5	0.046	0
		9	宮川小学校	0	0	55	15.2	0.047	0
	西宮市	10	河原	0	0	2	0.5	0.035	0
		11	六湛寺	0	0	1	0.3	0.035	0
		12	津門川	0	0	11	3.0	0.042	0
	尼崎市	13	甲子園	0	0	13	3.6	0.040	0
14		浜田	0	0	1	0.3	0.035	0	
常時観測局	芦屋市	15	武庫川	3	0.8	92	25.3	0.058	0
		16	精道交差点	0	0	10	2.8	0.040	0
	西宮市	17	西宮本町交差点	0	0	19	5.2	0.041	0
		18	西宮インター交差点	0	0	24	6.6	0.043	0

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

環境基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

長期的評価: 日平均値の年間98%値を基準値と比較し評価を行う。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度大気常時観測観測結果」(国土交通省近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表2.3-44及び図2.3-24に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の年間測定結果は、表2.3-45に示すとおりであり、いずれの調査地点とも環境基準を満たしている。

表2.3-44 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)

区分	市	番号	測定局	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)									
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0.021	0.021	0.021	0.019	0.018	0.020	0.018	0.017	0.017	0.018
		2	打出浜小学校	0.023	0.024	0.022	0.022	0.022	0.023	0.022	0.020	0.018	0.017
		3	潮見小学校	0.022	0.021	0.021	0.021	0.020	0.020	0.020	0.017	0.020	0.018
	西宮市	4	瓦木公民館	0.021	0.021	0.021	0.018	0.019	0.020	0.020	(0.022)	0.016	0.017
		5	西宮市役所	0.024	0.021	0.023	0.021	0.021	0.021	0.020	0.022	0.019	0.019
		6	鳴尾支所	0.025	0.023	0.021	0.022	0.023	0.025	0.022	0.020	0.018	0.021
		7	浜甲子園	0.026	0.023	0.025	0.021	0.019	0.021	0.019	0.018	0.017	0.018
自排局	芦屋市	8	打出	0.022	0.022	0.024	0.021	0.019	0.021	0.020	0.018	0.016	0.017
		9	宮川小学校	0.024	0.023	0.022	0.022	0.022	0.023	0.025	0.022	0.020	0.020
	西宮市	10	河原	0.019	0.020	0.019	0.019	0.018	0.021	0.019	0.017	0.018	0.017
		11	六湛寺	0.022	0.018	0.018	0.017	0.019	0.020	0.016	0.014	0.014	0.012
		12	津門川	0.026	0.027	0.022	0.021	0.021	0.022	0.020	0.020	0.017	0.020
	尼崎市	13	甲子園	0.025	0.022	0.022	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019	0.019	0.019
15		武庫川	0.027	0.025	0.025	0.024	0.023	0.025	0.023	0.022	0.018	0.017	
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	0.025	0.025	0.025	0.024	0.022	0.022	0.022	0.022	0.018	0.020
	西宮市	17	西宮本町交差点	0.025	0.025	0.025	0.023	0.022	0.023	0.021	0.020	0.019	0.019
		18	西宮インター交差点	0.026	0.027	0.025	0.024	0.022	0.023	0.022	0.021	0.019	0.021

注) 1. () は、有効測定時間数に達していない局の値を示す。

2. 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度大気常時観測観測結果」(国土交通省近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成24年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成26年)

「平成28年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成30年)

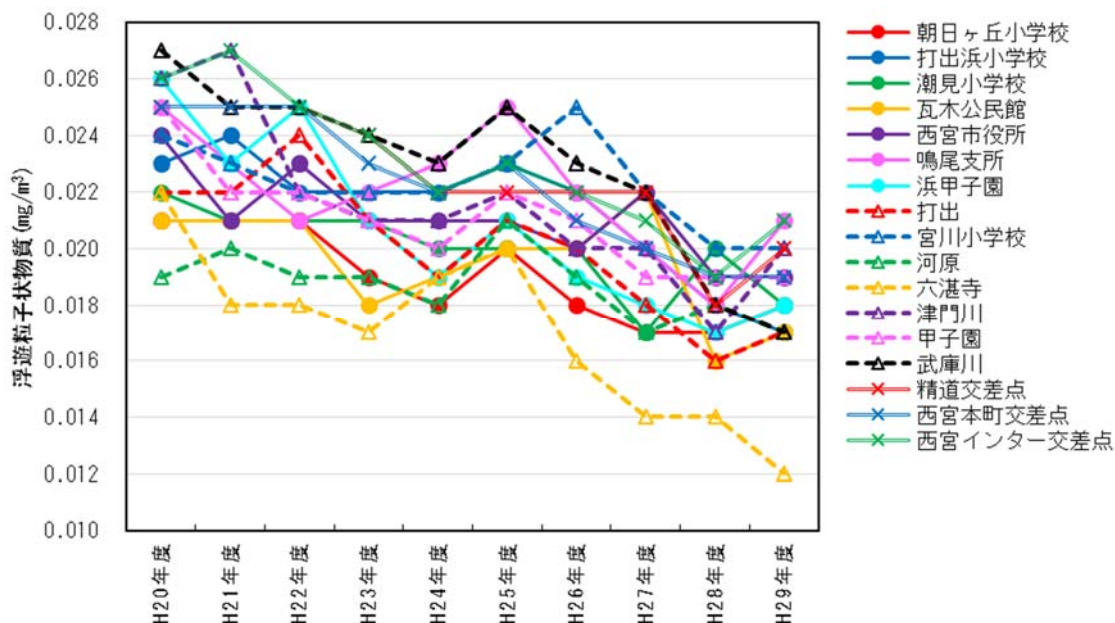


図2.3-24 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)

表2.3-45 浮遊粒子状物質の年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	測定局	有効測定日数		年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	
				日	時間			mg/m ³	mg/m ³
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	361	8701	0.018	0.093	0	0
		2	打出浜小学校	364	8732	0.017	0.515	1	0
		3	潮見小学校	353	8517	0.018	0.075	0	0
	西宮市	4	瓦木公民館	363	8718	0.017	0.079	0	0
		5	西宮市役所	362	8712	0.019	0.079	0	0
		6	鳴尾支所	362	8710	0.021	0.076	0	0
		7	浜甲子園	360	8657	0.018	0.084	0	0
自排局	芦屋市	8	打出	362	8705	0.017	0.116	0	0
		9	宮川小学校	364	8729	0.020	0.076	0	0
	西宮市	10	河原	361	8693	0.017	0.072	0	0
		11	六湛寺	361	8653	0.012	0.099	0	0
		12	津門川	361	8688	0.020	0.183	0	0
	13	甲子園	363	8714	0.019	0.119	0	0	
15	武庫川	358	8640	0.017	0.094	0	0		
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	359	8643	0.020	0.166	0	0
	西宮市	17	西宮本町交差点	359	8633	0.019	0.070	0	0
		18	西宮インター交差点	359	8636	0.021	0.100	0	0

区分	市	番号	測定局	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
				日	%			
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0	0	0.041	○	0
		2	打出浜小学校	0	0	0.039	○	0
		3	潮見小学校	0	0	0.043	○	0
	西宮市	4	瓦木公民館	0	0	0.037	○	0
		5	西宮市役所	0	0	0.043	○	0
		6	鳴尾支所	0	0	0.048	○	0
		7	浜甲子園	0	0	0.043	○	0
自排局	芦屋市	8	打出	0	0	0.042	○	0
		9	宮川小学校	0	0	0.042	○	0
	西宮市	10	河原	0	0	0.038	○	0
		11	六湛寺	0	0	0.028	○	0
		12	津門川	0	0	0.051	○	0
	13	甲子園	0	0	0.046	○	0	
15	武庫川	0	0	0.04	○	0		
常時観測局	芦屋市	16	精道交差点	0	0	0.041	○	0
	西宮市	17	西宮本町交差点	0	0	0.042	○	0
		18	西宮インター交差点	0	0	0.042	○	0

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

環境基準) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³であること。

長期的評価: 日平均値の年間2%除外値と基準値(0.10mg/m³)を比較して評価を行う。ただし日平均値が基準値を超過する日が2日以上連続した場合は環境基準を達成していないと評価する。

短期的評価: 測定を行った日について1時間値の1日平均値を基準値(0.10mg/m³)と比較、または1時間値を基準値(0.20mg/m³)と比較して評価を行う。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度大気常時観測観測結果」(国土交通省近畿地方整備局ホームページ、平成30年7月現在)

ウ. 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は、表2.3-46及び図2.3-25に示すとおりである。

二酸化硫黄の年間測定結果は、表2.3-47に示すとおりであり、いずれの調査地点とも環境基準を満たしている。

表2.3-46 二酸化硫黄の経年変化 (年平均値)

区分	市	番号	測定局	二酸化硫黄 (ppm)										
				H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	
一般局	芦屋市	2	打出浜小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
		3	潮見小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
		4	瓦木公民館	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	(0.001)	-	-	-
	西宮市	5	西宮市役所	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
		6	鳴尾支所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		7	浜甲子園	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		8	打出	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
自排局	芦屋市	9	宮川小学校	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	
		11	六湛寺	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西宮市	12	津門川	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	
		13	甲子園	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	

注) 1. () は、有効測定時間数に達していない局の値を示す。

2. 表中の「-」は未測定であることを示す。

3. 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成24年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成26年)

「平成28年度版 芦屋市の環境」(芦屋市、平成30年)

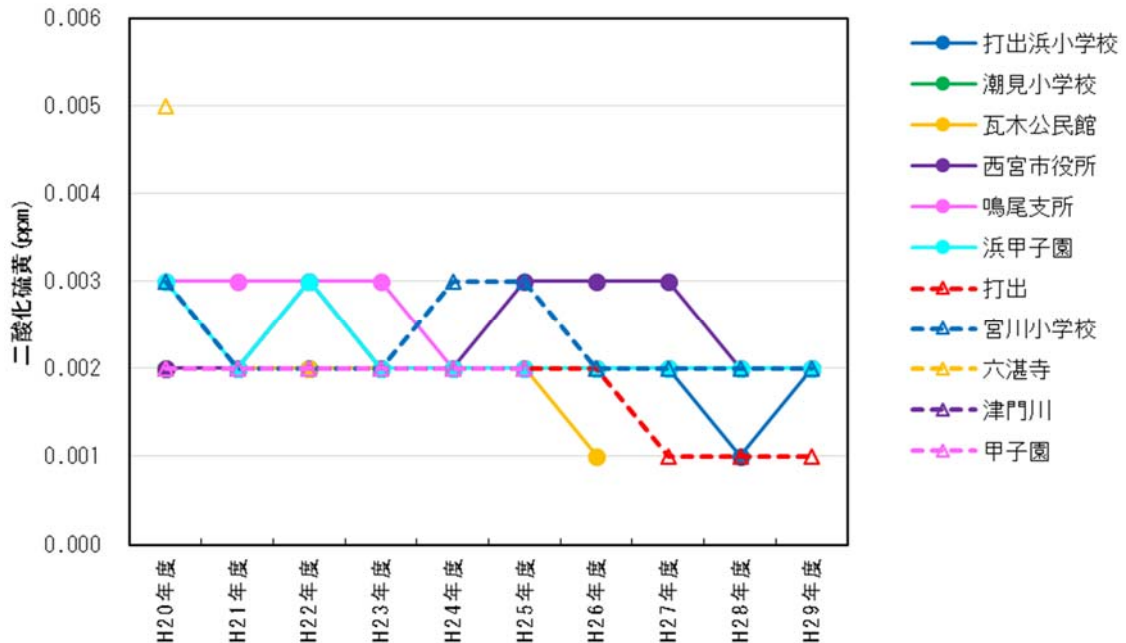


図2.3-25 二酸化硫黄の経年変化 (年平均値)

表2.3-47 二酸化硫黄の年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	
				日	時間	ppm	時間	%	日	%
一般局	芦屋市	2	打出浜小学校	353	8454	0.002	0	0	0	0
		3	潮見小学校	361	8633	0.002	0	0	0	0
	西宮市	5	西宮市役所	364	8676	0.002	0	0	0	0
		6	鳴尾支所	360	8611	0.002	0	0	0	0
		7	浜甲子園	363	8679	0.002	0	0	0	0
自排局	芦屋市	8	打出	362	8651	0.001	0	0	0	0
		9	宮川小学校	364	8652	0.002	0	0	0	0

区分	市	番号	測定局	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				ppm	ppm	有×・無○	日
一般局	芦屋市	2	打出浜小学校	0.022	0.007	○	0
		3	潮見小学校	0.022	0.007	○	0
	西宮市	5	西宮市役所	0.021	0.006	○	0
		6	鳴尾支所	0.023	0.006	○	0
		7	浜甲子園	0.024	0.006	○	0
自排局	芦屋市	8	打出	0.017	0.005	○	0
		9	宮川小学校	0.020	0.006	○	0

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

環境基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppmであり、かつ1時間値が0.1ppmであること。

長期的評価: 日平均値の年間2%除外値を基準値(0.04ppm)と比較して評価を行う。ただし、日平均値が基準値を超過する日が2日以上連続した場合は環境基準を達成していないと評価する。

短期的評価: 測定を行った日について1時間値の1日平均値を基準値(0.04ppm)と比較、または1時間値を基準値(0.1ppm)と比較して評価を行う。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

エ. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の年平均値の経年変化は、表2.3-48及び図2.3-26に示すとおりである。

一酸化炭素の年間測定結果は、表2.3-49に示すとおりであり、いずれの調査地点とも環境基準を満たしている。

表2.3-48 一酸化炭素の経年変化（年平均値）

区分	市	番号	測定局	一酸化炭素 (ppm)									
				H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
一般局	西宮市	7	浜甲子園	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
自排局	芦屋市	8	打出	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	西宮市	10	河原	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
		11	六湛寺	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
		12	津門川	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
		13	甲子園	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	尼崎市	15	武庫川	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

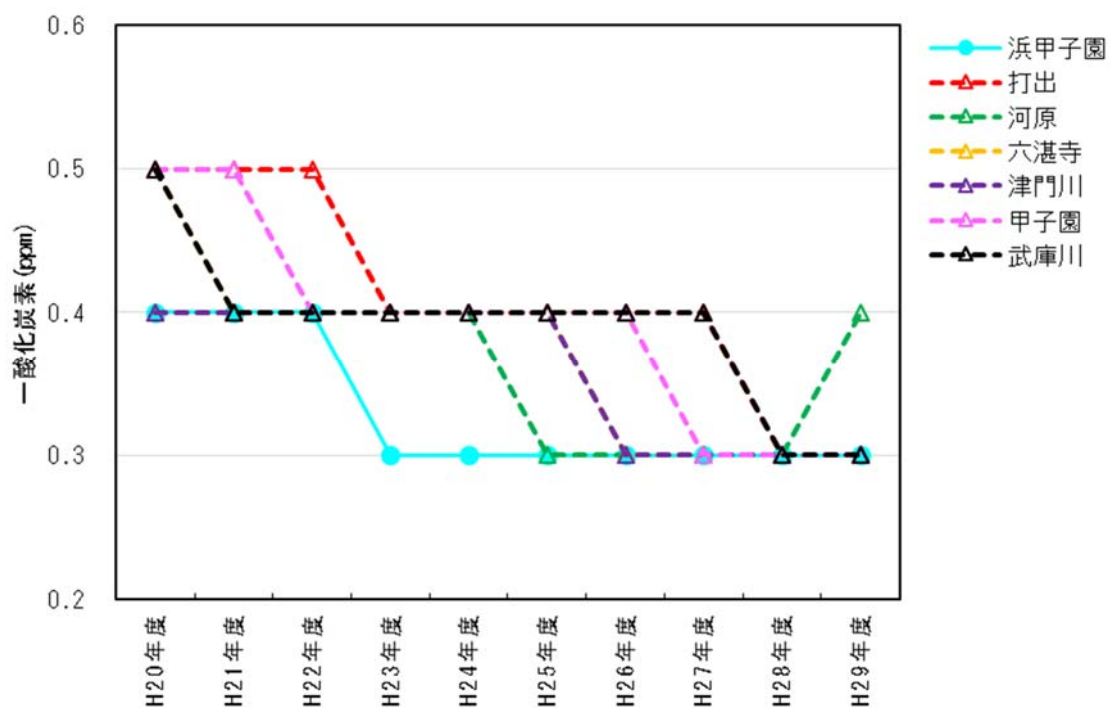


図2.3-26 一酸化炭素の経年変化（年平均値）

表2.3-49 一酸化炭素の年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	測定局	有効測定日数		年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	
				日	時間		ppm	回	%	日
一般局	西宮市	7	浜甲子園	365	8697	0.3	0	0	0	0
自排局	芦屋市	8	打出	356	8459	0.3	0	0	0	0
	西宮市	10	河原	364	8692	0.4	0	0	0	0
		11	六湛寺	365	8701	0.3	0	0	0	0
		12	津門川	365	8700	0.3	0	0	0	0
		13	甲子園	365	8703	0.3	0	0	0	0
	尼崎市	15	武庫川	363	8643	0.3	0	0	0	0

区分	市	番号	測定局	1時間値が30ppm以上になった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
				日	%				
一般局	西宮市	7	浜甲子園	0	0	1.2	0.5	○	0
自排局	芦屋市	8	打出	0	0	1.9	0.6	○	0
	西宮市	10	河原	0	0	1.2	0.7	○	0
		11	六湛寺	0	0	1.4	0.5	○	0
		12	津門川	0	0	1.3	0.6	○	0
		13	甲子園	0	0	1.7	0.6	○	0
	尼崎市	15	武庫川	0	0	1.5	0.6	○	0

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

環境基準) 1時間値の1日平均値が10ppmであり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

長期的評価: 日平均値の年間2%除外値を基準値(10ppm)と比較して評価を行う。ただし、日平均値が基準値を超過する日が2日以上連続した場合は環境基準を達成していないと評価する。

短期的評価: 測定を行った日について1時間値の1日平均値を基準値(10ppm)と比較、または1時間値の8時間平均値を基準値(20ppm)と比較して評価を行う。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

オ. 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表2.3-50及び図2.3-27に示すとおりである。

微小粒子状物質の年間測定結果は、表2.3-51に示すとおりであり、津門川局において環境基準を満たしていない。

表2.3-50 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	市	番号	測定局	微小粒子状物質(μg/m ³)									
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	-	-	-	-	-	(12.3)	11.8	10.6	9.1	10.1
	西宮市	7	浜甲子園	-	-	-	-	-	-	(13.6)	12.2	11.2	11.7
自排局	芦屋市	8	打出	-	-	15.7	16.0	15.8	16.7	15.0	13.0	11.4	12.6
	西宮市	10	河原	-	-	-	-	-	-	-	(12.4)	11.4	12.3
		12	津門川	-	-	-	12.9	13.8	16.4	15.5	14.3	13.6	15.2
		13	甲子園	-	-	-	-	(15.5)	16.9	17.3	14.7	12.4	12.9
尼崎市	15	武庫川	-	-	17.0	18.1	18.3	19.6	17.9	16.9	11.2	12.7	

注) 1. () は、有効測定日数に達していない局の値を示す。

2. 表中の「-」は未測定であることを示す。

3. 表中の番号は図2.3-22に対応している。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

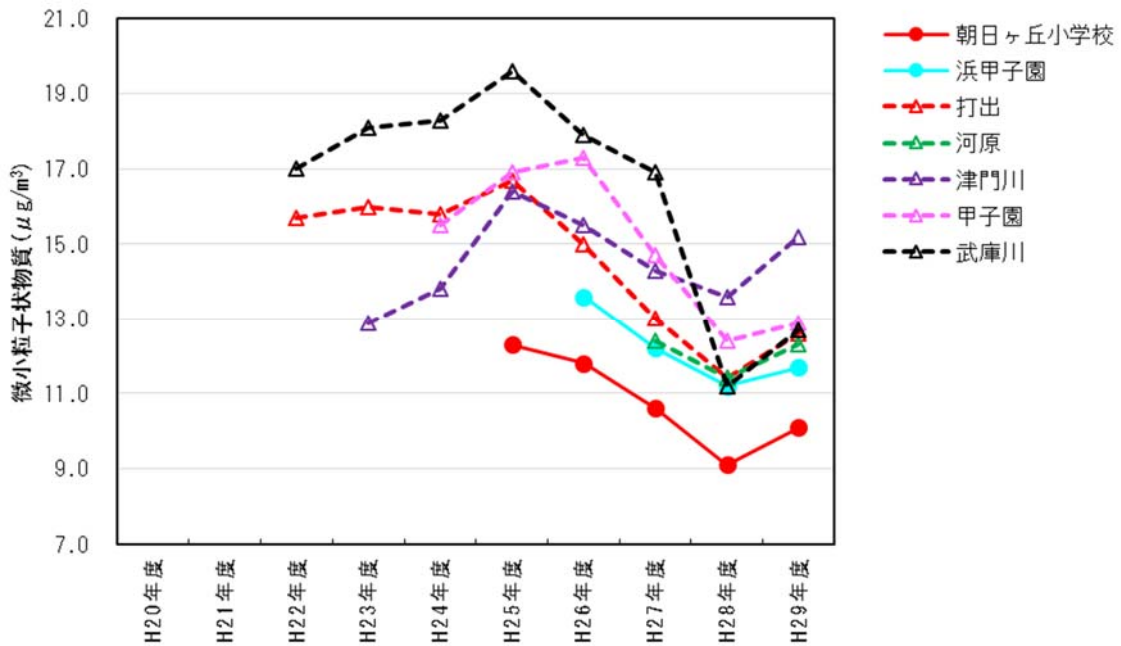


図2.3-27 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

表2.3-51 微小粒子状物質の年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
				日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	364	10.1	27.6	1	0.003
	西宮市	7	浜甲子園	363	11.7	28.1	1	0.003
自排局	芦屋市	8	打出	363	12.6	29.7	1	0.003
	西宮市	10	河原	363	12.3	29.4	1	0.003
		12	津門川	363	15.2	35.3	8	0.022
		13	甲子園	347	12.9	31	2	0.006
	尼崎市	15	武庫川	270	12.7	29.4	2	0.007

注) 表中の番号は図2.3-22に対応している。

環境基準) 1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

カ. 光化学オキシダント

光化学オキシダントの年平均値の経年変化は、表2. 3-52及び図2. 3-28に示すとおりである。

光化学オキシダントの年間測定結果は、表2. 3-53に示すとおりであり、いずれの地点とも環境基準を満たしていない。

表2. 3-52 光化学オキシダントの経年変化（昼間の1時間値の年平均値）

区分	市	番号	測定局	光化学オキシダント(ppm)									
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0.039	0.033	0.031	0.033	0.030	0.033	0.036	0.038	0.037	0.038
		4	瓦木公民館	0.030	0.032	0.030	0.028	0.031	0.033	0.032	(0.036)	0.033	0.032
	西宮市	5	西宮市役所	0.028	0.031	0.031	0.028	0.030	0.032	0.031	0.032	0.032	0.032
		6	鳴尾支所	0.029	0.028	0.029	0.026	0.029	0.032	0.033	0.033	0.033	0.033
		7	浜甲子園	0.030	0.035	0.032	0.030	0.033	0.033	0.033	0.033	0.034	0.033

注) 1. () は、有効測定時間数に達していない局の値を示す。

2. 表中の番号は図2. 3-22に対応している。

3. 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。

環境基準) 1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

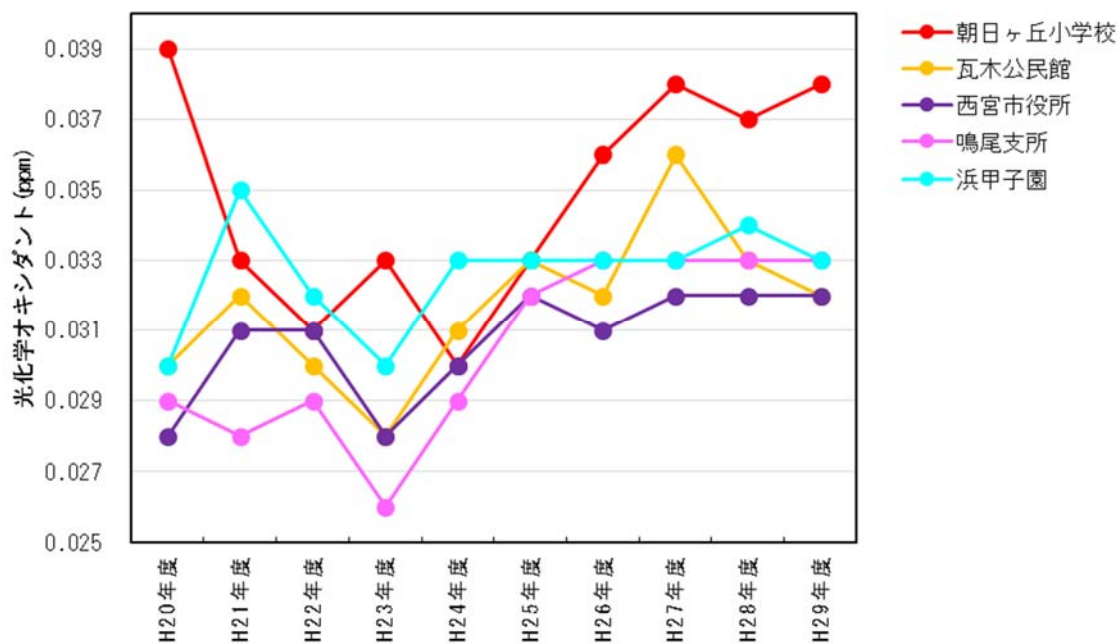


図2. 3-28 光化学オキシダントの経年変化（年平均値）

表2.3-53 光化学オキシダントの年間測定結果（平成29年度）

区分	市	番号	測定局	昼間測定日数		昼間の1時間値の年平均值	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその時間数	
				日	時間		日	時間
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	365	5444	0.038	84	441
	西宮市	4	瓦木公民館	365	5457	0.032	70	307
		5	西宮市役所	365	5453	0.032	66	271
		6	鳴尾支所	365	5438	0.033	111	487
		7	浜甲子園	365	5457	0.033	90	338

区分	市	番号	測定局	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数とその時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均值
				日	時間		
一般局	芦屋市	1	朝日ヶ丘小学校	0	0	0.099	0.047
	西宮市	4	瓦木公民館	0	0	0.095	0.046
		5	西宮市役所	0	0	0.113	0.050
		6	鳴尾支所	0	0	0.111	0.048
		7	浜甲子園	0	0	0.108	0.049

注) 1. 表中の番号は図2.3-17に対応している。

2. 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。

環境基準) 1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

出典) 「ひょうごの大気環境」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

キ.ダイオキシン類

ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表2.3-54及び図2.3-29に示すとおりであり、いずれの地点とも環境基準を満たしている。

表2.3-54 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

市	番号	測定局	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)									
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
西宮市	5	西宮市役所	0.021	0.013	0.016	0.013	0.036	0.012	0.014	0.019	0.020	0.015
	19	鳴尾浜臨海公園	-	0.023	0.036	0.012	0.019	0.023	0.014	0.017	0.012	0.015

注) 1. 表中の番号は図2.3-22に対応している。

2. 表中の「-」は未測定であることを示す。

環境基準) 年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

出典) 「平成24年度版環境白書」(兵庫県、平成24年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成28年度ダイオキシン類調査結果について」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

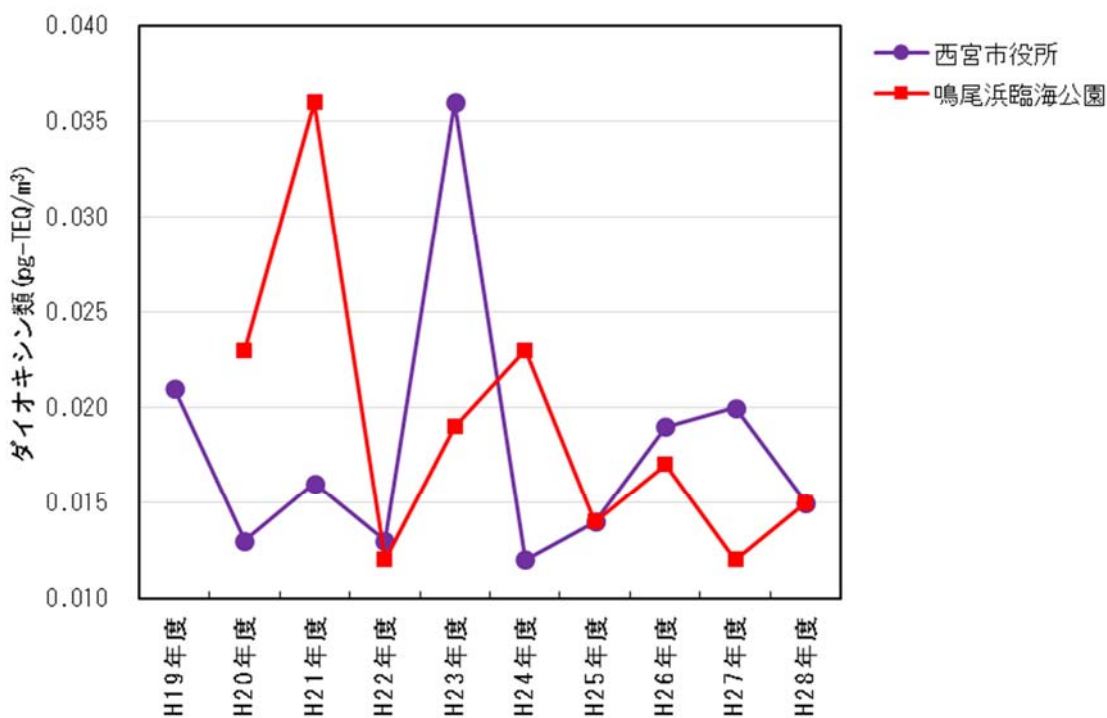


図2.3-29 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

c. 大気汚染に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)によると、平成28年度における大気汚染に係る苦情の件数は、西宮市で20件、尼崎市で63件、芦屋市で3件であった。

2) 水質汚濁

a. 水象の状況

ア. 河川

対象区域における河川の状況は、表2.3-55及び図2.3-30に示すとおりである。

夙川及び武庫川には、「環境基本法」による「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定がなされている。

表2.3-55 主な河川と水質調査地点

番号	河川名	水質調査地点	類型指定	河川延長(m)
1	芦屋川	業平橋	-	4,542
2	宮川	宮川橋	-	3,070
3	堀切川	阪神電鉄南	-	812
4	中新田川	中新田川流末	-	-
5	夙川	大井出橋	C	4,125
6	久出川	久出川流末	-	-
7	夙川	夙川橋	C	4,125
8	夙川	葭原橋	C	4,125
9	洗戎川	洗戎川流末	-	1,855
10	東川	下広田橋	-	5,289
11	東川	親水南公園	-	5,289
12	東川	二ツ橋	-	5,289
13	津門川	神祇官橋	-	3,455
14	津門川	住江橋	-	3,455
15	新川	真砂橋	-	2,381
16	野田川	九郎橋上流	-	-
17	新川	中津橋	-	2,381
18	新堀川	甲子園口2丁目	-	-
19	鳴尾新川	中川橋	-	-
20	武庫川	武庫大橋	C	65,709
21	武庫川	阪神鉄橋	C	65,709
22	武庫川	南武橋	C	65,709

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「水質測定地点図」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「重要水防箇所図・水防施設箇所図(平成27年度)」

(兵庫県阪神南県民センター)

「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」

(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

イ. 海域

対象区域における海域の水質調査地点は、表2.3-56及び図2.3-30に示すとおりである。

対象区域の海域には、「環境基本法」による「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定がなされている。

表2.3-56 海域における水質調査地点

番号	海域名	水質調査地点	類型指定	
			全窒素・全りん以外の項目	全窒素・全りん
23	大阪湾(1)	第4工区南沖合(1)	C	IV
24		香櫨園浜	C	IV
25		今津港	C	IV
26		甲子園浜	C	IV
27		西宮浜	C	IV
28		甲子園浜沖	C	IV
29		鳴尾浜沖	C	IV
30		尼崎港中央	C	IV

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「水質測定地点図」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

対象区域における潮流は、「第6231号大阪湾及播磨灘潮流図」(海上保安庁、平成17年)によると0.1ノット未満の弱い流れである。また、恒流については「大阪湾環境データベース」(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)によると、西宮沖にて時計回りの環流である西宮沖環流が特徴となっている。

対象区域の最寄りの潮位観測地点(大阪、神戸)における平成28年度の潮汐は、表2.3-57に示すとおりである。

表2.3-57 対象区域付近における平成28年度の潮汐

観測地点	平均潮位	朔望平均満潮位	朔望平均干潮位
大阪	T.P. + 0.126m	T.P. + 0.649m	T.P. - 0.306m
神戸	T.P. + 0.160m	T.P. + 0.662m	T.P. - 0.271m

注) 1. 潮位は、東京湾平均海面(T.P.)からの高さを示す。

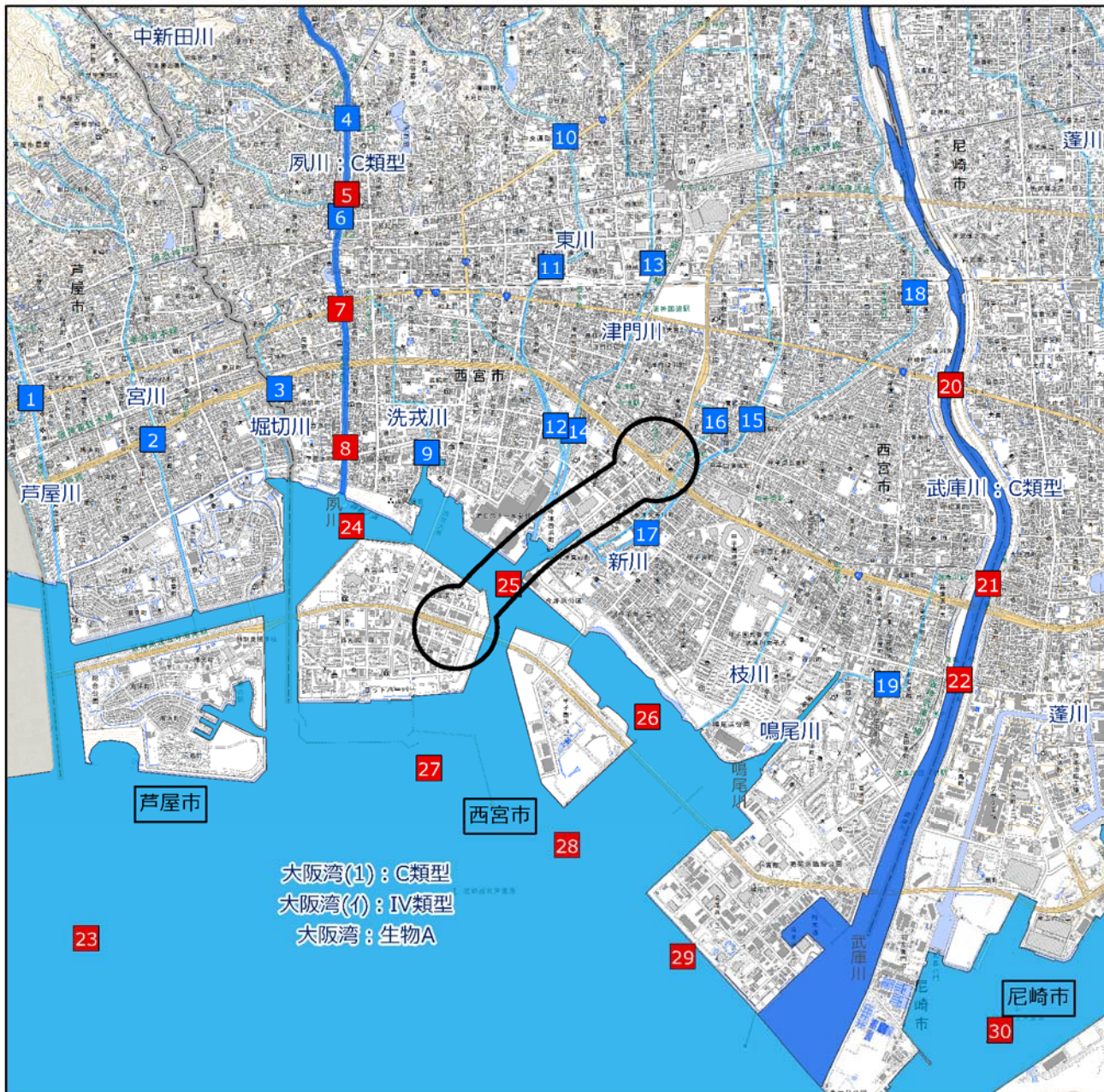
2. 朔望平均満潮位は、新月の前2日後4日の期間における、満潮の中から選んだ最高の潮位を示す。

3. 朔望平均干潮位は、新月の前2日後4日の期間における、干潮の中から選んだ最低の潮位を示す

出典) 「気象庁ホームページ」(平成30年7月現在)

ウ. 地下水

対象区域には、宮水と呼ばれる酒造に適した地下水が存在している。また、宮水が存在する地域は宮水地帯と呼ばれている。宮水地帯の井戸の水面は地表からわずか2~3mのところであり、海水面とほとんど変わらないため、海水浸透の影響を受けやすく、近代化の過程で数度の縮小及び縮小の危機に見舞われている。現在に至るまでに付近の開発は進んだものの、各種の土木建設工事の際には、帯水層や水脈を壊さぬよう細心の注意がはらわれている。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 水質調査地点
- 水質調査地点(環境基準設定水域)
- 河川: C類型
- 海域: C類型/IV類型/生物A

出典) 「水質測定地点図」

(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」

(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)



1:50,000

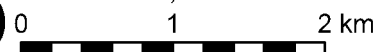


図2.3-30 水質調査地点

b. 水質の状況

ア. 河川水質

Ⅰ. 河川水質調査結果

対象区域の河川の生活環境の保全に係る項目（以下、「生活環境項目」と表記）の水質調査結果は、表2.3-58に示すとおりである。

C類型に指定されている夙川及び武庫川（下流）では環境基準を満たしていた。なお、pHについては文献中に平均値が示されていないため、環境基準と比較していない。

また、都市計画対象道路事業実施区域から1.5kmの範囲内に存在する調査地点における水質（SS）の経年変化は、表2.3-59に示すとおりである。

表2.3-58(1) 対象区域の河川の水質調査結果（生活環境項目）

番号	河川名	地点名	調査年度	類型	項目	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
					単位		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
					環境基準値	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	-	-	-	-
1	芦屋川	業平橋	H28	-	最小値	8	<0.5	<1	8.1	130	0.001	-	-
					最大値	8.9	0.6	2	13	33000	0.002	-	-
					平均値		0.5	1	10	9500	0.001	-	-
2	宮川	宮川橋	H28	-	最小値	8.4	0.7	<1	9.5	240	0.002	-	-
					最大値	9.4	1.7	3	14	24000	0.006	-	-
					平均値		1	2	11	11000	0.004	-	-
3	堀切川	阪神電鉄南	H28	-	最小値	7.6	1	1	6.2	790	0.006	-	-
					最大値	8.3	1.9	3	11	54000	0.014	-	-
					平均値		1.4	2	8.4	17000	0.01	-	-
4	中新田川	中新田川流末	H28	-	最小値	7.9	0.7	<1	9.1	3300	0.001	-	-
					最大値	9.4	2.1	2	15	92000	0.005	-	-
					平均値		1.3	1	11	34000	0.003	-	-
5	夙川	大井手橋	H28	C	最小値	7.4	0.6	<1	10	2300	0.001	-	-
					最大値	7.9	1.6	11	13	17000	0.006	-	-
					平均値		1	4	12	9300	0.004	-	-
6	久出川	久出川流末	H28	-	最小値	8	0.8	1	10	4900	0.003	-	-
					最大値	8.4	1.7	2	13	35000	0.004	-	-
					平均値		1.4	1	11	19000	0.004	-	-
7	夙川	夙川橋	H28	C	最小値	7.6	<0.5	<1	8.6	1300	0.001	<0.00006	<0.0006
					最大値	8.7	2.9	2	15	54000	0.005	<0.00006	<0.0006
					平均値		1.2	1	11	14000	0.003	<0.00006	<0.0006
8	夙川	葭原橋	H28	C	最小値	7.7	0.9	<1	8.8	490	0.004	-	-
					最大値	8.2	2.1	1	14	7900	0.004	-	-
					平均値		1.3	1	11	4900	0.004	-	-
9	洗戎川	洗戎川流末	H28	-	最小値	7.6	0.7	<1	8.2	490	0.001	-	-
					最大値	8.6	3.3	2	14	13000	0.002	-	-
					平均値		1.9	1	11	5300	0.002	-	-
10	東川	下広田橋	H28	-	最小値	8.5	2.3	1	9.0	490	0.003	-	-
					最大値	9.9	3.3	5	14	54000	0.004	-	-
					平均値		2.8	3	11	17000	0.004	-	-
11	東川	親水南公園	H28	-	最小値	8	0.7	1	9.6	790	0.002	<0.00006	<0.0006
					最大値	9.5	3.5	8	18	35000	0.003	<0.00006	<0.0006
					平均値		2.2	3	13	10000	0.003	<0.00006	<0.0006

注) 1. 表中の環境基準値はC類型の値を示している。環境基準の「-」は環境基準の指定がないことを示す。表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の番号は図2.3-30に対応している。

3. 「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の略称。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2.3-58(2) 対象区域の河川の水質調査結果（生活環境項目）

番号	河川名	地点名	調査年度	類型	項目	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
					単位		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
					環境基準値	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	-	-	-	-
12	東川	二ツ橋	H28	-	最小値	7.7	1.3	1	6.8	4900	0.006	-	-
					最大値	8	2.2	2	11	92000	0.006	-	-
					平均値		1.8	1	8.8	32000	0.006	-	-
13	津門川	神祇官橋	H28	-	最小値	7.6	<0.5	1	8.8	2200	0.004	<0.00006	-
					最大値	8.6	2.3	6	12	24000	0.008	<0.00006	-
					平均値		1.5	3	10	12000	0.006	<0.00006	-
14	津門川	住江橋	H28	-	最小値	7.3	0.9	1	7	11000	0.006	-	-
					最大値	7.4	2.3	4	9.8	35000	0.01	-	-
					平均値		1.6	2	8	22000	0.008	-	-
15	新川	真砂橋	H28	-	最小値	7.3	0.7	<1	6.9	2800	0.007	-	-
					最大値	7.7	1.3	8	13	92000	0.011	-	-
					平均値		1	3	11	33000	0.009	-	-
16	野田川	九郎橋上流	H28	-	最小値	7.8	1	1	6.9	3300	0.027	-	-
					最大値	7.9	2.2	3	12	35000	0.042	-	-
					平均値		1.7	2	9	23000	0.033	-	-
17	新川	中津橋	H28	-	最小値	7.3	0.7	<1	5.3	2300	0.005	<0.00006	-
					最大値	8	3.9	4	12	35000	0.022	<0.00006	-
					平均値		1.3	2	7.5	17000	0.012	<0.00006	-
18	新堀川	甲子園口2丁目	H28	-	最小値	8.1	1	<1	10	1300	<0.001	-	-
					最大値	9.4	2	30	14	4900	0.015	-	-
					平均値		1.6	9	13	2900	0.011	-	-
19	鳴尾新川	中川橋	H28	-	最小値	7.2	0.6	3	7.3	3300	0.009	-	-
					最大値	7.5	6.3	20	11	110000	0.05	-	-
					平均値		2.3	8	9.1	35000	0.03	-	-
20	武庫川	武庫大橋	H28	C	最小値	7.6	0.5	<1	5.6	490	0.001	0.00006	<0.0006
					最大値	8.5	3.9	97	12	170000	0.005	0.00007	0.0006
					平均値		1.2	11	9.5	36000	0.004	0.00007	0.0006
21	武庫川	阪神鉄橋	H28	C	最小値	7.8	0.5	1	7.9	79	0.005	-	-
					最大値	8.6	1.9	13	13	35000	0.007	-	-
					平均値		1.2	5	10	10000	0.006	-	-
22	武庫川	南武橋	H28	C	最小値	7.6	0.7	1	4.9	79	<0.001	-	-
					最大値	8.2	3.8	39	9.3	17000	0.005	-	-
					平均値		2.0	9	7.4	4000	0.003	-	-

注) 1. 表中の環境基準値はC類型の値を示している。環境基準の「-」は環境基準の指定がないことを示す。表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の番号は図2.3-30に対応している。

3. 「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の略称。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2.3-59 河川水質（SS）の経年変化（平成26年度～平成28年度）

（単位：mg/L）

番号	河川名	地点名	調査年度	類型	SS	環境基準値
8	夙川	葭原橋	H26	C	1	50
			H27		1	
			H28		1	
9	洗戎川	洗戎川流末	H26	-	1	-
			H27		2	
			H28		1	
11	東川	親水南公園	H26	-	4	-
			H27		4	
			H28		3	
12	東川	二ツ橋	H26	-	4	-
			H27		3	
			H28		1	
13	津門川	神祇官橋	H26	-	4	-
			H27		4	
			H28		3	
14	津門川	住江橋	H26	-	2	-
			H27		2	
			H28		2	
15	新川	真砂橋	H26	-	1	-
			H27		1	
			H28		3	
16	野田川	九郎橋上流	H26	-	9	-
			H27		9	
			H28		2	
17	新川	中津橋	H26	-	3	-
			H27		2	
			H28		2	

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「平成26年度公共用水域の水質等測定結果報告書」
 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成28年)
 「平成27年度公共用水域の水質等測定結果報告書」
 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成29年)
 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」
 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

対象区域の河川の人の健康の保護に係る項目（以下、「健康項目」と表記）の水質調査結果は、表2.3-60に示すとおりである。すべての項目において環境基準値以下であった。

表2.3-60(1) 対象区域の河川の水質調査結果（健康項目）

（単位：mg/L）

地点番号		1	2	3	4	5
河川名		芦屋川	宮川	堀切川	中新田川	夙川
地点名		業平橋	宮川橋	阪神電鉄南	中新田川流末	大井手橋
調査年度		H28	H28	H28	H28	H28
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	-	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	-	-
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-
チウラム	0.006	-	-	<0.0006	-	-
シマジン	0.003	-	-	<0.0003	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	<0.002	-	-
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	-	-	0.67	0.67	0.76
ふっ素	0.8	0.5	0.32	-	-	-
ほう素	1	<0.05	<0.05	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2.3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2. 3-60 (2) 対象区域の河川の水質調査結果 (健康項目)

(単位: mg/L)

地点番号		6	7	8	9	10
河川名		久出川	夙川	夙川	洗戎川	東川
地点名		久出川流末	夙川橋	葭原橋	洗戎川流末	下広田橋
調査年度		H28	H28	H28	H28	H28
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	ND	-	ND	-
ジクロロメタン	0.02	-	<0.002	-	<0.002	-
四塩化炭素	0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	<0.0004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	<0.01	-	<0.01	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	<0.004	-	<0.004	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	0.01	-	<0.001	-	<0.001	-
テトラクロロエチレン	0.01	-	<0.0005	-	<0.0005	-
1,3-ジクロロプロパン	0.002	-	<0.0002	-	<0.0002	-
チウラム	0.006	-	<0.0006	-	<0.0006	-
シマジン	0.003	-	<0.0003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	0.02	-	<0.002	-	<0.002	-
ベンゼン	0.01	-	<0.001	-	<0.001	-
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.76	0.72	0.54	0.47	0.4
ふっ素	0.8	-	0.42	-	-	-
ほう素	1	-	0.06	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	<0.005	-	<0.005	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2. 3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。
出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2. 3-60 (3) 対象区域の河川の水質調査結果 (健康項目)

(単位: mg/L)

地点番号		11	12	13	14	15	16
河川名		東川	東川	津門川	津門川	新川	野田川
地点名		親水南公園	二ツ橋	神祇宮橋	住江橋	真砂橋	九郎橋上流
調査年度		H28	H28	H28	H28	H28	H28
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	-	ND	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	-	<0.002	-	-	-
四塩化炭素	0.002	<0.0002	-	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	-	<0.0004	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	-	<0.01	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	-	<0.004	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	-	<0.0005	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	-	<0.0006	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	-	<0.001	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	-	<0.0005	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	-	<0.0002	-	-	-
チウラム	0.006	<0.0006	-	<0.0006	-	-	-
シマジン	0.003	<0.0003	-	<0.0003	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	<0.002	-	<0.002	-	-	-
ベンゼン	0.01	<0.001	-	<0.001	-	-	-
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.39	0.51	0.52	0.46	0.37	2.1
ふっ素	0.8	0.42	-	0.77	-	0.49	-
ほう素	1	0.05	-	0.06	-	0.3	-
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	-	<0.005	-	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2. 3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2. 3-60(4) 対象区域の河川の水質調査結果（健康項目）

(単位：mg/L)

地点番号		17	18	19	20	21	22
河川名		新川	新堀川	鳴尾新川	武庫川	武庫川	武庫川
地点名		中津橋	甲子園口 2丁目	中川橋	武庫 大橋	阪神 鉄橋	南武橋
調査年度		H28	H28	H28	H28	H28	H28
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.001	<0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	ND	-	ND
PCB	検出されないこと	ND	-	ND	ND	-	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	-	<0.002	<0.002	-	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	-	<0.01	<0.01	-	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	-	<0.004	<0.004	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	-	<0.001	<0.001	-	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006	-	-
シマジン	0.003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	-	-
チオベンカルブ	0.02	<0.002	-	<0.002	<0.002	-	-
ベンゼン	0.01	<0.001	-	<0.001	<0.001	-	<0.001
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.96	0.26	0.53	0.58	0.48	0.4
ふっ素	0.8	-	-	-	0.23	-	-
ほう素	1	-	-	-	0.14	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	-	<0.005	<0.005	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2. 3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

対象区域の河川のダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表2.3-61に示すとおりである。環境基準を超過した地点はなかった。

表2.3-61 対象区域の河川のダイオキシン類の経年変化（平成26年度～平成28年度）

（単位：pg-TEQ/L）

番号	河川名	地点名	調査年度	ダイオキシン類	環境基準値
7	夙川	夙川橋	H26	0.044	1
			H27	0.053	
			H28	0.038	
11	東川	親水南公園	H26	0.083	
			H27	0.071	
			H28	0.077	

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

II. 河川水質に係る環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は表2.3-17に、「人の健康の保護に関する環境基準」は表2.3-13に示すとおりである。また、「水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準」は表2.3-15に示すとおりである。

イ. 海域水域

1. 海域水域の水質に係る調査結果

対象区域の海域の生活環境項目の水質調査結果は、表2.3-62に示すとおりである。

いずれの調査地点とも環境基準を満たしていた。なお、pHについては文献中に平均値が示されていないため、環境基準と比較していない。

また、都市計画対象道路事業実施区域から1.5kmの範囲内に存在する調査地点における水質（全窒素、全りん）の経年変化は、表2.3-63に示すとおりである。

表2.3-62 対象区域の海域の水質調査結果（生活環境項目）

番号	海域名	地点名	調査年度	類型	項目	pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
					単位		mg/L	mg/L	MPN/100mL		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
					環境基準値	7.0～8.3	8以下	2以上	-	-	1以下	0.09以下	-	-	-
23	大阪湾(1)	第4工区南沖合(1)	H28	C IV	最小値	8.1	1.4	1.3	2	-	0.18	0.02	0.001	-	-
					最大値	8.8	6.8	15	33	-	0.74	0.12	0.005	-	-
					平均値		2.9	7.6	12	-	0.38	0.05	0.003	-	-
24	大阪湾(1)	香櫨園浜	H28	C IV	最小値	7.9	2.6	1.4	4.5	<0.5	0.37	0.022	0.002	<0.00006	<0.0006
					最大値	8.8	7.8	14	1300	<0.5	0.92	0.12	0.008	<0.00006	<0.0006
					平均値		4.8	9	250	-	0.61	0.061	0.005	<0.00006	<0.0006
25	大阪湾(1)	今津港	H28	C IV	最小値	7.8	2.3	0.8	33	-	0.42	0.004	0.003	-	-
					最大値	8.8	6.3	14	1300	-	0.84	0.085	0.012	-	-
					平均値		4.4	9.1	620	-	0.64	0.053	0.006	-	-
26	大阪湾(1)	甲子園浜	H28	C IV	最小値	7.6	2.2	2	2	<0.5	0.34	<0.003	0.001	<0.00006	<0.0006
					最大値	8.8	7.2	15	1700	<0.5	1.2	0.10	0.007	<0.00006	<0.0006
					平均値		4.6	8.8	390	-	0.72	0.048	0.004	<0.00006	<0.0006
27	大阪湾(1)	西宮浜沖	H28	C IV	最小値	8.1	2.7	1.8	<2	-	0.37	0.004	0.002	-	-
					最大値	8.9	7.7	15	2300	-	0.98	0.076	0.010	-	-
					平均値		4.8	9.7	290	-	0.56	0.045	0.005	-	-
28	大阪湾(1)	甲子園浜沖	H28	C IV	最小値	8	2.6	1.7	4.5	-	0.47	0.019	0.004	-	-
					最大値	8.9	6.9	14	540	-	1.1	0.1	0.009	-	-
					平均値		4.7	9.5	210	-	0.7	0.056	0.006	-	-
29	大阪湾(1)	鳴尾浜沖	H28	C IV	最小値	8	2.6	2.2	2	-	0.53	0.003	0.002	-	-
					最大値	8.8	6.5	15	1300	-	1.0	0.11	0.005	-	-
					平均値		4.6	9.9	400	-	0.73	0.057	0.004	-	-
30	大阪湾(1)	尼崎港中央	H28	C IV	最小値	7.5	1.7	4.7	11	<0.5	0.43	0.027	0.003	0.00006	<0.0006
					最大値	8.7	7.1	12	1700	<0.5	1.4	0.14	0.007	0.00006	0.0013
					平均値		3.8	8.4	390	-	0.74	0.075	0.005	0.00006	0.001

注) 1. 表中の環境基準値はC類型及びIV類型の値を示している。環境基準の「-」は環境基準の指定がないことを示す。表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の番号は図2.3-30に対応している。

3. 「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の略称。

4. いずれの地点も採取水深が全層の測定値を示す。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2.3-63 海域水質（全窒素及び全りん）の経年変化（平成26年度～平成28年度）

（単位：mg/L）

番号	海域名	地点名	調査年度	類型	項目	全窒素	全りん
					環境基準値	1 以下	0.09 以下
24	大阪湾(1)	香櫨園浜	H26	C IV	平均値	1.2	0.13
			H27			0.67	0.096
			H28			0.61	0.061
25	大阪湾(1)	今津港	H26	C IV	平均値	0.97	0.099
			H27			0.8	0.13
			H28			0.64	0.053
26	大阪湾(1)	甲子園浜	H26	C IV	平均値	1.3	0.17
			H27			0.63	0.08
			H28			0.72	0.048
27	大阪湾(1)	西宮浜沖	H26	C IV	平均値	0.9	0.09
			H27			0.66	0.096
			H28			0.56	0.045
28	大阪湾(1)	甲子園浜沖	H26	C IV	平均値	0.94	0.089
			H27			0.72	0.095
			H28			0.7	0.056

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「平成26年度公共用水域の水質等測定結果報告書」 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成28年)

「平成27年度公共用水域の水質等測定結果報告書」 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成29年)

「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」 (兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

対象区域の海域の健康項目の水質調査結果は、表2.3-64に示すとおりである。すべての項目において環境基準値以下であった。

表2.3-64(1) 対象区域の海域の水質調査結果（健康項目）

(単位：mg/L)

地点番号		23	24	25	26	27
海域名		大阪湾(1)	大阪湾(1)	大阪湾(1)	大阪湾(1)	大阪湾(1)
地点名		第4工区 南沖合(1)	香櫨園浜	今津港	甲子園浜	西宮浜沖
調査年度		H28	H28	H28	H28	H28
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.088	0.2	0.22	0.24	0.16
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2.3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。

出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

表2. 3-64 (2) 対象区域の海域の水質調査結果 (健康項目)

(単位: mg/L)

地点番号		28	29	30
海域名		大阪湾(1)	大阪湾(1)	大阪湾(1)
地点名		甲子園浜沖	鳴尾浜沖	尼崎港中央
調査年度		平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年
項目	環境基準値	平均値	平均値	平均値
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.24	0.29	0.32
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。「ND」は未検出を示す。

2. 表中の番号は図2. 3-30に対応している。

3. 全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについては文献に平均値が示されていないため、最大値を示す。
出典) 「平成28年度公共用水域の水質等測定結果報告書」(兵庫県農政環境部環境管理局、平成30年)

対象区域の海域のダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表2.3-65に示すとおりである。環境基準を超過した地点はなかった。

表2.3-65 対象区域の海域のダイオキシン類の経年変化（平成26年度～平成28年度）

(単位：pg-TEQ/L)

番号	海域名	地点名	調査年度	ダイオキシン類	環境基準値
24	大阪湾(1)	香櫨園浜	H26	0.058	1
			H27	0.062	
			H28	0.067	
26	大阪湾(1)	甲子園浜	H26	0.06	
			H27	0.072	
			H28	0.058	

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

II. 海域水域の水質に係る環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表2.3-18に、「人の健康の保護に関する環境基準」は表2.3-13に示すとおりである。また、「水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準」は表2.3-15に示すとおりである。

ウ. 地下水の状況

対象区域では地下水水質の概況調査及び継続監視調査が行われており、対象区域では、平成28年度に西宮市で9か所、尼崎市で1か所の概況調査が実施されている。また、汚染物質が過去に検出された地点での継続監視調査は平成28年度に芦屋市で1か所、西宮市で9か所実施されている。

対象区域の健康項目の地下水質調査結果(平成28年度)は、表2.3-66、表2.3-67に示すとおりであり、継続監視地点の高畑町、下大市東町、門前町で環境基準を超過していた。また、都市計画対象道路事業実施区域から1.5mの範囲内に存在する継続監視調査地点における水質の経年変化は表2.3-68に示すとおりである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表2.3-14に示すとおりである。

表2. 3-66 (1) 対象区域の地下水の水質調査結果(概況調査)

(単位：mg/L)

所在地		西宮市				
地点名		久保町	東町1丁目	津門住江町	甲子園七番町	松原町
調査区分		概況調査				
調査年度		H28				
項目	環境基準値	年1回測定				
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	0.003	0.005	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.62	5.6	0.56	2.6	<0.055
ふっ素	0.8	0.26	0.22	0.09	0.74	0.58
ほう素	1	0.17	0.07	0.04	0.09	0.12
1,4-ジオキサソ	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 「ND」は未検出を示す。

出典) 「平成28年度地下水概況調査結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

表2.3-66(2) 対象区域の地下水の水質調査結果(概況調査)

(単位: mg/L)

所在地		西宮市				尼崎市
地点名		屋敷町	本町	松風町	上之町	南武庫之荘
調査区分		概況調査				
調査年度		H28				
項目	環境基準値	年1回測定				
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
六価クロム	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.001
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	1.2	2.0	1.5	0.50	<0.055
ふっ素	0.8	0.28	0.22	0.31	0.61	0.29
ほう素	1	0.07	0.07	0.04	0.11	0.14
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 「ND」は未検出を示す。

出典) 「平成28年度地下水概況調査結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「尼崎市環境監視センター報(平成28年度)」(尼崎市経済環境局、平成29年)

表2.3-67(1) 対象区域の地下水の水質調査結果（継続監視調査）

(単位：mg/L)

所在地		芦屋市	西宮市			
地点名		茶屋之町	鞍掛町	荒戎町	上鳴尾町	津門大箇町
調査区分		継続監視調査				
調査年度		H28				
項目	環境基準値	年1回測定				
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-
鉛	0.01	-	-	0.005	-	-
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-
砒素	0.01	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.005	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-
ふっ素	0.8	-	-	-	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-

注) 表中の「-」は未測定であることを示す。

出典) 「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

表2.3-67(2) 対象区域の地下水の水質調査結果（継続監視調査）

（単位：mg/L）

所在地		西宮市				
地点名		津田町	瓦林町	高畑町	下大市東町	門前町
調査区分		継続監視調査				
調査年度		H28				
項目	環境基準値	年1回測定			年5回測定	年1回測定
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-
鉛	0.01	-	-	-	-	0.006
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-
砒素	0.01	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002~0.14*	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004~1.6*	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	0.0006	-	<0.0006	-
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001~0.09*	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005~0.24*	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-
ふっ素	0.8	-	-	1.8*	1.3*	0.97*
ほう素	1	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の「*」は環境基準を超過していることを表す。

出典) 「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

表2.3-68(1) 対象区域の地下水水質の経年変化（平成26年度～平成28年度）

所在地		西宮市											
地点名		荒戒町						鞍掛町					
調査区分		継続監視調査											
調査年度		H26		H27		H28		H26		H27		H28	
項目	環境基準値	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01	ND	1	0.004	1	0.005	1	ND	1	<0.001	1	-	-
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01	0.008	1	<0.001	1	-	-	0.002	1	0.002	1	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	ND	1	<0.0002	1	<0.0002	1	ND	1	<0.0002	1	<0.0002	1
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ND	1	<0.01	1	<0.01	1	ND	1	<0.01	1	<0.01	1
1,2-ジクロロエチレン	0.04	ND	1	<0.004	1	<0.004	1	0.008	1	0.005	1	0.005	1
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01	ND	1	<0.001	1	<0.001	1	ND	1	<0.001	1	<0.001	1
テトラクロロエチレン	0.01	ND	1	<0.0005	1	<0.0005	1	ND	1	<0.0005	1	<0.0005	1
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	ND	1	<0.001	1	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	-	-	2.1	1	-	-	0.23	1	-	-	-	-
ふっ素	0.8	0.37	1	0.37	1	-	-	0.28	1	0.29	1	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の「ND」は検出されなかったことを示す。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

表2.3-68(2) 対象区域の地下水水質の経年変化（平成26年度～平成28年度）

所在地		西宮市											
地点名		東町1丁目						津門大筒町					
調査区分		継続監視調査											
調査年度		H26		H27		H28		H26		H27		H28	
項目	環境基準値	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-	-	ND	1	<0.0003	1	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01	0.003 ～0.011	2	-	-	0.015	1	ND	1	<0.001	1	-	-
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-	-	ND	1	<0.01	1	-	-
砒素	0.01	0.012 ～0.11	8	0.088 ～0.1	3	0.075	4	0.002	1	0.001	1	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-	-	ND	1	<0.0005	1	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	ND	1	ND	1	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	ND	2	-	-	<0.0002	1	ND	1	<0.0002	1	<0.0002	1
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ND	2	-	-	<0.01	1	ND	1	<0.01	1	<0.01	1
1,2-ジクロロエチレン	0.04	ND	2	-	-	<0.004	1	ND	1	<0.004	1	<0.004	1
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01	ND	2	-	-	<0.001	1	ND	1	<0.001	1	<0.001	1
テトラクロロエチレン	0.01	ND	2	-	-	<0.0005	1	ND	1	0.001	1	0.0007	1
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-	-	ND	1	<0.001	1	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	0.8	0.25 ～0.48	2	-	-	-	-	0.51	1	0.63	1	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-	-	0.06	1	0.06	1	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の「ND」は検出されなかったことを示す。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

表2.3-68(3) 対象区域の地下水水質の経年変化（平成26年度～平成28年度）

所在地		西宮市											
地点名		上鳴尾町						甲子園七番町					
調査区分		継続監視調査											
調査年度		H26		H27		H28		H26		H27		H28	
項目	環境基準値	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01	0.001	1	<0.001	1	-	-	ND	1	<0.001	1	-	-
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01	0.001	1	0.001	1	-	-	ND	1	<0.001	1	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	ND	1	<0.0002	1	<0.0002	1	ND	1	<0.0002	1	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ND	1	<0.01	1	<0.01	1	ND	1	<0.01	1	-	-
1,2-ジクロロエチレン	0.04	ND	1	<0.004	1	<0.004	1	ND	1	<0.004	1	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0013	1	<0.0006	1	<0.0006	1	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01	ND	1	<0.001	1	<0.001	1	ND	1	<0.001	1	-	-
テトラクロロエチレン	0.01	ND	1	<0.0005	1	<0.0005	1	ND	1	<0.0005	1	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	ND	1	<0.001	1	-	-	ND	1	<0.001	1	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-	-	1.1	1	1.5	1	-	-
ふっ素	0.8	0.29	1	0.36	1	-	-	0.52	1	0.69	1	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1. 表中の「-」は未測定であることを示す。

2. 表中の「ND」は検出されなかったことを示す。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

表2.3-68(4) 対象区域の地下水水質の経年変化（平成26年度～平成28年度）

所在地		西宮市					
地点名		津田町					
調査区分		継続監視調査					
調査年度		H26		H27		H28	
項目	環境基準値	測定値	測定回数	測定値	測定回数	測定値	測定回数
カドミウム	0.003	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01	-	-	<0.001	1	-	-
六価クロム	0.05	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01	-	-	0.002	1	-	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	-	-	<0.0002	1	<0.0002	1
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	-	<0.01	1	<0.01	1
1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	-	<0.004	1	<0.004	1
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01	-	-	<0.001	1	<0.001	1
テトラクロロエチレン	0.01	-	-	<0.0005	1	<0.0005	1
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	-	-	-	-	-	-
ふっ素	0.8	-	-	-	-	-	-
ほう素	1	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	-	-	-	-	-

注) 表中の「-」は未測定であることを示す。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

武庫川では兵庫県による河川整備事業に係る地下水調査が、表2.3-69及び図2.3-31に示すとおり実施されている。

都市計画対象道路事業実施区域の近傍における地下水位及び水質の調査結果は、表2.3-69(2)に示すとおりである。

表 2.3-69(1) 武庫川工事に伴う地下水位等調査結果

観測井の位置	No.	観測井の深さ
西宮市	1	浅層
	2	浅層
	3	浅層
	4	浅層、深層
	5	浅層、深層
	6	浅層、深層
	7	浅層、深層
	8	浅層、深層
	9	浅層、深層、洪積層
	10	浅層、深層
	11	浅層、洪積層
	12	浅層、洪積層
	13	浅層、深層、洪積層
	14	浅層、深層
	15	浅層
	16	深層、洪積層
	17	浅層、深層
尼崎市	18	浅層、深層
	19	浅層、深層
	20	浅層、深層
	21	浅層
	22	浅層、深層、洪積層

注) 浅層は沖積砂礫層内の地下水、深層は沖積砂層内の地下水、洪積層は洪積砂礫層内の地下水を示す。

出典) 「武庫川河川整備事業に関わる地下水調査」(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)

表2.3-69(2) 武庫川工事に伴う地下水位等調査結果（都市計画対象道路事業実施区域の近傍）

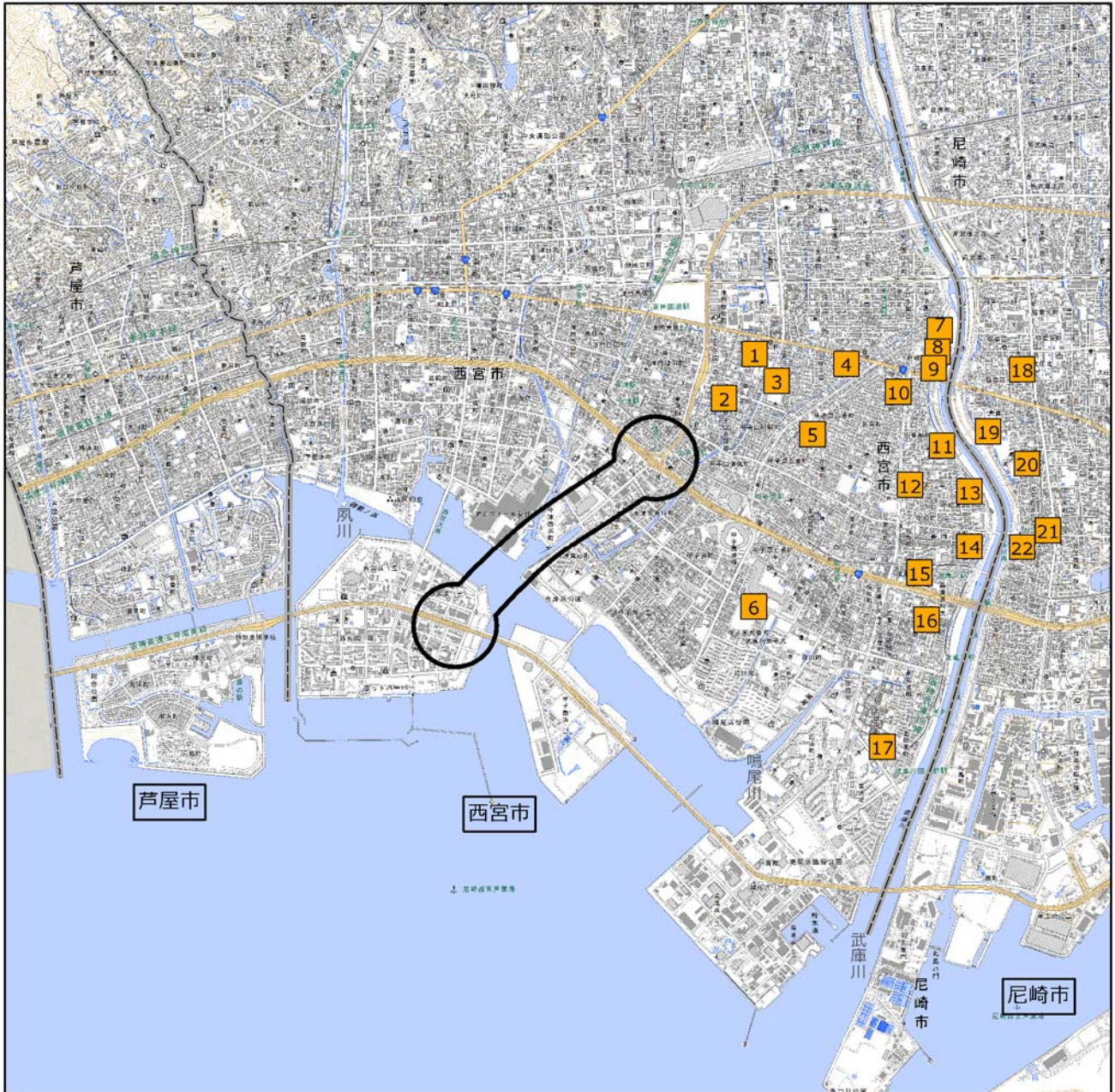
No.	地下水位	地下水温	電気伝導度	水質
1（浅層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高 1.0m 前後で安定している。変動幅は最大 1m 程度である。	17～20℃の幅で変動する。周期性をもっており、気温と比較して、概ね4ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入により塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
2（浅層）	降雨や周辺の取水の影響により変動し、標高 0～1.0m 前後の幅をもつ。	15～20℃の幅で変動する。周期性をもっているが、小刻みに変動する。気温と比較して、概ね4ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入により塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
3（浅層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高 1.0m 前後で安定している。変動幅は最大 1m 程度である。	15～19℃の幅で変動する。周期性を持っており、気温と比較して、概ね3ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
4（浅層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高 2.0m 前後で安定している。変動幅は最大 1m 程度である。	15.5～20℃の幅で変動する。周期性を持っており、気温と比較して、概ね3ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を下回る。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
4（深層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高 1.9m 前後で安定している。変動幅は最大 80cm 程度である。	年間を通じて 17℃前後でほぼ一定である。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
5（浅層）	降雨の影響により若干変動するものの、年間を通じて標高 0m 前後で安定している。変動幅は最大 60cm 程度である。	15.5～21℃の幅で変動する。周期性を持っており、気温と比較して、概ね3ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
5（深層）	降雨の影響により若干変動するものの、年間を通じて標高 0.2m 前後で安定している。変動幅は最大 70cm 程度である。	年間を通じて 18℃前後でほぼ一定である。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、農業用水質基準を超過するが、水道水質基準では基準値内である。
6（浅層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高-1.5m 前後で安定している。変動幅は最大 80cm 程度である。	16～22℃の幅で変動する。周期性をもっており、気温と比較して、概ね3ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を下回り、海水侵入による塩水化は認められない。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。
6（深層）	降雨の影響により変動するものの、年間を通じて標高-1.6m 前後で安定している。変動幅は最大 70cm 程度である。	19～20℃の幅で変動する。周期性をもっており、気温と比較して、概ね6ヶ月ピークがずれている。	農業用水質基準値（30mS/m）を超過する。	塩水化の指標である塩化物イオン濃度は水道水質基準値を超過しており、現状で海水侵入により塩水化している。水素イオン濃度は、水道水質基準、農業用水質基準ともに基準値内である。

注) 1. 浅層は沖積砂礫層内の地下水、深層は沖積砂層内の地下水を示す。

2. 表中のNo. は図2.3-31の番号と対応している。

3. 都市計画対象道路事業実施区域に近い6地点の調査結果について記載した。

出典) 「武庫川河川整備事業に関わる地下水調査」（兵庫県ホームページ、平成30年7月現在）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 地下水観測井

出典) 「武庫川河川整備事業に関わる地下水調査」
(兵庫県ホームページ、平成30年7月現在)



図2.3-31 地下水観測井位置

対象区域の地下水の年平均値の経年変化は、表2.3-70に示すとおりである。環境基準を超過した地点はなかった。

表2.3-70 対象区域の地下水の水質調査結果（ダイオキシン類）

(単位：pg-TEQ/L)

市	地点名	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)					環境基準値
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
西宮市	荒戎	0.012	—	—	—	—	1
	中前田町	—	0.012	—	—	—	
	甲子園口6丁目	—	0.012	—	—	—	
	石在町	—	—	0.044	—	—	
	松並町	—	—	0.036	—	—	
	産所町	—	—	—	0.042	—	
	津門大箇町	—	—	—	—	0.61	
	高畑町	—	—	—	—	0.2	

注) 表中の「—」は未測定であることを示す。

- 出典) 「平成25年度版環境白書」(兵庫県、平成25年)
「平成26年度版環境白書」(兵庫県、平成26年)
「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)
「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)
「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

c. 水底の底質の状況

対象区域の河川及び海域における底質の状況の経年変化は、表2.3-71及び表2.3-72に示すとおりである。

表2.3-71 対象区域の河川における底質調査結果

番号		5			11			17		
水域名		夙川			東川			新川		
地点名		夙川橋			親水南公園			中津橋		
調査年度		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
底質状態	泥質	砂礫質	砂礫質	礫質砂	砂礫質	砂礫質	礫質砂	へドロ質	へドロ質	へドロ質
	色相	淡黄色	淡黄色	明黄褐色	淡黄色	淡黄色	黄褐色	濃黒色	濃黒色	濃黒色
	pH	7.5	7.2	7.2	7.7	7	7.3	7.7	7.9	8.0
	泥分率 (%)	0.7	0.8	0.1	0.7	5.9	0.2	53.8	26.5	68.7
	酸化還元電位 (mV)	180	260	250	190	120	-18	-370	-330	-340
一般項目	乾燥減量 (%)	18.9	16.7	19.1	15	13.9	21.6	46.4	48.9	76.7
	強熱減量 (%)	0.54	0.4	0.4	0.58	0.4	0.4	17.9	10	17
	硫化物態硫黄 (mg/g)	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.37	0.45	5.3
	CODsed (mg/L)	1.1	0.3	0.4	0.5	0.4	0.6	30	22	100
	全窒素 (mg/g)	0.04	0.09	0.06	0.04	0.05	0.15	2.7	0.47	5.2
	全りん (mg/g)	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.6	0.66	0.51
金属類等	全有機炭素 (mg/g)	2.2	1.9	14	2.5	3.2	10	71.4	17	60
	カドミウム (mg/kg)	<0.2	<0.2	<0.1	<0.2	<0.2	<0.1	<0.2	0.5	0.7
	鉛 (mg/kg)	1.5	1	4.9	1.3	22	3.7	48	32	140
	銅 (mg/kg)	3.1	5.6	4.4	2.4	3.8	2	110	150	110
	亜鉛 (mg/kg)	29	39	46	24	30	26	800	450	910
	マンガン (mg/kg)	160	110	130	66	120	140	210	330	240
	砒素 (mg/kg)	0.8	0.5	1.9	0.5	0.2	0.6	5.6	5.4	9
	総クロム (mg/kg)	140	30	<5	39	39	<5	86	71	46
	総水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.24	0.26
P C B (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01	

- 注) 1. 含有量 (mg/kg)は、乾燥した底質 1 kg中のmg数で表示している。
 2. pHは底質に含まれている水分のpHである。
 3. 乾燥減量 (含水率)とは、105℃-110℃の乾燥器の中で約2時間乾燥し減少する重量比を示す。
 4. 強熱減量とは、乾燥した試料を600℃±25℃で約2時間加熱し減少する重量比を示しており、有機物含有量の指標となる。
 5. CODsedとは、底質における化学的酸素要求量を示す。
 6. 番号は図2.3-30に対応している。

出典) 西宮市資料

表2.3-72 対象区域の海域における底質調査結果

番号		24			26			30
水域名		大阪湾			大阪湾			大阪湾
地点名		香櫨園浜			甲子園浜			尼崎港中央
調査年度		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H28
底質状態	泥質	砂礫・泥質	ヘドロ質	粘性土質 礫質砂	ヘドロ質	ヘドロ質	砂質 細粒土	シルト
	色相	中黒色	濃黒色	暗オリーブ灰色	中黒色	濃黒色	暗オリーブ灰色	黒色
	pH	7.0	7.4	8.3	7.5	7.7	8.3	8
	泥分率 (%)	34.7	59.2	25.1	72.7	74.8	71.4	-
	酸化還元電位 (mV)	-180	6	-170	-250	-230	-240	-
一般項目	乾燥減量 (%)	32.8	39.5	42.1	51.4	53.8	61.4	-
	強熱減量 (%)	4.61	7.1	4.4	8.96	9.3	8.3	11.1
	硫化物態硫黄 (mg/g)	0.44	0.67	0.44	0.18	0.06	0.97	-
	CODsed (mg/L)	11	17	19	16	20	34	-
	全窒素 (mg/g)	1.3	0.52	1.5	2.2	0.52	3	-
	全りん (mg/g)	0.25	0.15	0.12	0.47	0.42	0.24	-
	全有機炭素 (mg/g)	13.9	22	27	27.3	32	28	-
	カドミウム (mg/kg)	<0.2	0.4	0.3	<0.2	0.3	0.6	1.1
金属類等	鉛 (mg/kg)	17	25	29	16	22	48	60
	銅 (mg/kg)	50	71	28	58	62	48	-
	亜鉛 (mg/kg)	180	290	130	190	280	250	-
	マンガン (mg/kg)	110	200	88	240	320	250	-
	砒素 (mg/kg)	6.2	6.4	2.7	8.6	8.9	6.1	14
	総クロム (mg/kg)	60	52	12	84	67	26	55
	総水銀 (mg/kg)	0.08	0.22	0.18	0.18	0.3	0.31	0.56
	P C B (mg/kg)	0.02	0.02	<0.01	0.05	0.04	<0.01	0.03

- 注) 1. 西宮市の調査地点のみ経年変化を示す。
 2. 含有量 (mg/kg)は、乾燥した底質 1 kg中のmg数で表示している。
 3. pHは底質に含まれている水分のpHである。
 4. 乾燥減量 (含水率) とは、105℃-110℃の乾燥器の中で約2時間乾燥し減少する重量比を示す。
 5. 強熱減量とは、乾燥した試料を600℃±25℃で約2時間加熱し減少する重量比を示しており、有機物含有量の指標となる。
 6. CODsedとは、底質における化学的酸素要求量を示す。
 7. 番号は図2.3-30に対応している。
 8. 表中の「-」は未測定であることを示す。

出典) 西宮市資料

「平成28年度尼崎市環境監視センター報」(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

対象区域の河川及び海域の底質のダイオキシン類の経年変化は、表2.3-73に示すとおりである。環境基準を超過した地点はなかった。

表2.3-73 対象区域の河川及び海域の底質調査結果（ダイオキシン類）

(単位：pg-TEQ/g)

番号	水域名	地点名	調査年度	ダイオキシン類	環境基準値
7	夙川	夙川橋	H26	0.15	150
			H27	0.27	
			H28	0.18	
11	東側	親水南公園	H26	0.37	
			H27	0.14	
			H28	0.4	
24	大阪湾(1)	香櫨園浜	H26	17	
			H27	21	
			H28	28	
26	大阪湾(1)	甲子園浜	H26	14	
			H27	9.7	
			H28	6	

注) 表中の番号は図2.3-30に対応している。

出典) 「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)

「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

d. 水質汚濁に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)によると、平成28年度における水質汚濁に係る苦情の件数は、西宮市で9件、尼崎市で20件、芦屋市で0件であった。

3) 土壌汚染

a. 土壌の区分及び土壌の分布状況

対象区域の土壌図は、図2.3-32に示すとおりである。

対象区域の土壌は、大部分が「未区分(市街地)」となっており、芦屋市の六甲山地周辺が「未熟土」「受食土」となっている。

b. 土壌汚染の状況

対象区域では、土壌汚染に係る指定地域として、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき指定された指定区域がある。位置は図2.3-9及び図2.3-13に示すとおりである。また、土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準は表2.3-20に示すとおりである。

対象区域の土壌のダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表2.3-74に示すとおりである。環境基準を超過した地点はなかった。

表2.3-74 対象区域の土壌のダイオキシン類調査結果

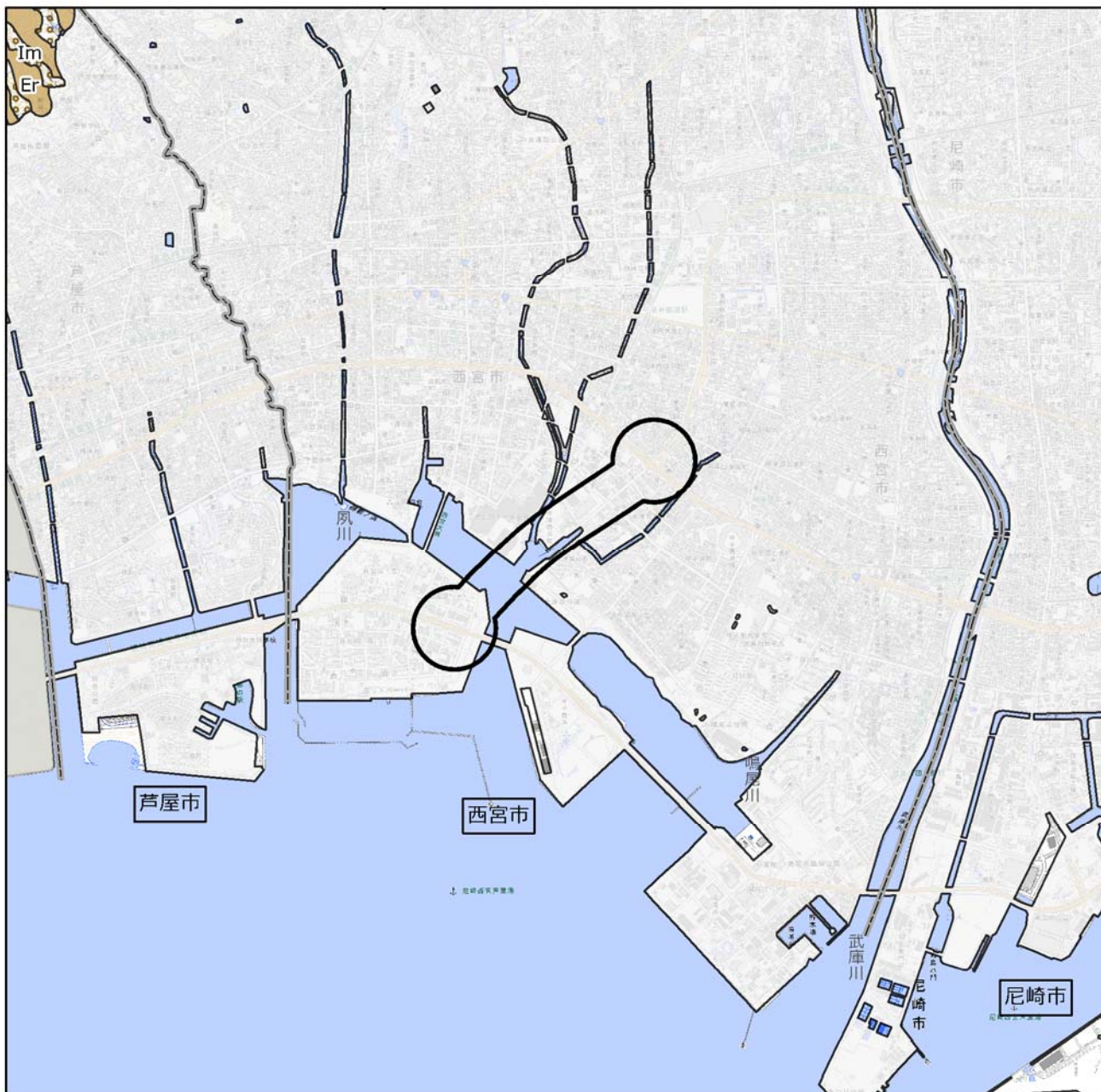
市	地点名	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)					環境基準値
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
西宮市	西宮浜中公園	0.022	—	—	—	—	1,000
	高須東公園さくらの広場	3.2	—	—	—	—	
	松並公園	0.086	—	—	—	—	
	東一公園	—	0.029	—	—	—	
	武庫開公園	—	0.0041	—	—	—	
	上田東公園	—	—	0.29	—	—	
	西宮浜南公園	—	—	7.7	—	—	
	中須佐町	—	—	—	0.091	—	
	高畑町	—	—	—	0.0066	—	
	西田町	—	—	—	—	1.7	
大森町	—	—	—	—	0.66		

注) 表中の「—」は未測定であることを示す。

出典) 「平成25年度版環境白書」(兵庫県、平成25年)
「平成26年度版環境白書」(兵庫県、平成26年)
「平成27年度版環境白書」(兵庫県、平成27年)
「平成28年度版環境白書」(兵庫県、平成28年)
「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

c. 土壌汚染に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)によると、平成28年度における土壌汚染に係る苦情の件数は、西宮市で0件、尼崎市で2件、芦屋市で0件であった。



出典) 「1/50000土地分類基本調査(大阪西北部)土壤図」
(兵庫県、平成10年)

凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 未区分(市街地)
- Im:未熟土
- Er:受食土

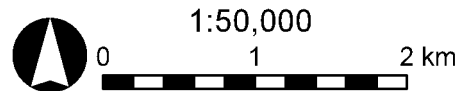


図2.3-32 土壤図

4) 騒音・低周波音

a. 騒音の状況

対象区域における道路交通騒音調査結果は表2.3-75に、調査地点位置は図2.3-33に示すとおりである。

国道2号（西宮市六湛寺町10）、国道171号（西宮市河原町1）及び市道（芦屋市大原町15、芦屋市春日町15、芦屋市松浜町4、芦屋市新浜町1、西宮市松園町9）において環境基準を超過していた。

また、西宮市における道路交通騒音の経年変化は、表2.3-76及び図2.3-34に示すとおりである。

表2.3-75(1) 対象区域の騒音の調査結果（平成28年度、平成29年度）

（単位：dB）

区分	番号	調査地点	道路	調査年度	等価騒音レベル (L _{Aeq})		適合状況	環境基準
					昼間	夜間		
国測定	1	芦屋市平田町	国道43号	H29	昼間	66	○	70
					夜間	63	○	65
	2	西宮市久保町2	国道43号	H29	昼間	60	○	70
					夜間	57	○	65
県測定	1	芦屋市竹園町	阪神高速3号神戸線 国道43号	H28	昼間	60	○	70
					夜間	57	○	65
市測定	1	芦屋市松ノ内町5	市道山手幹線	H28	昼間	59	○	60
					夜間	55	○	55
	2	芦屋市大原町15	市道山手幹線	H29	昼間	66	×	60
					夜間	61	×	55
	3	芦屋市翠ヶ丘町14	市道山手幹線	H29	昼間	54	○	60
					夜間	48	○	55
	4	芦屋市春日町15	国道2号	H29	昼間	69	○	70
					夜間	66	×	65
	5	芦屋市打出町2（打出 自排局）	国道43号	H28	昼間	68	○	70
					夜間	64	○	65
	6	芦屋市精道町13	国道43号	H28	昼間	67	○	70
					夜間	63	○	65
	7	芦屋市松浜町4	市道芦屋川左岸線	H28	昼間	61	×	60
					夜間	54	○	55
	8	芦屋市緑町10	県道芦屋鳴尾浜線	H28	昼間	60	○	70
					夜間	53	○	65
	9	芦屋市西蔵町11	市道宮川線	H28	昼間	59	○	60
					夜間	51	○	55
10	芦屋市新浜町1	市道防潮堤線	H29	昼間	63	×	60	
				夜間	55	○	55	

注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。

2. 時間の区分は、昼間が午前6時から午後10時までの間、夜間が午後10時から翌日の午前6時までの間。

3. 平成28年度及び平成29年度の各地点における最新年度の調査結果を示している。

4. 芦屋市が調査した地点（全地点）は測定を複数日実施しており、表中の等価騒音レベルは等価騒音レベルが最大であった日の値を示している。

出典) 国土交通省資料

芦屋市資料

「平成29年度版環境白書」（兵庫県、平成29年）

「平成28年度版芦屋市の環境」（芦屋市、平成29年）

表 2.3-75(2) 対象区域の騒音の調査結果（平成 28 年度、平成 29 年度）

(単位：dB)

区分	番号	調査地点	道路	調査年度	等価騒音レベル (L_{Aeq})		適合状況	環境基準
					昼間	夜間		
市測定	11	芦屋市浜風町 30	市道打出浜線	H28	昼間	64	○	70
					夜間	58	○	65
	12	西宮市河原町 1	国道 171 号	H29	昼間	71	×	70
					夜間	69	×	65
	13	西宮市高木東町 15	市道（中津浜線）	H29	昼間	66	○	70
					夜間	59	○	65
	14	西宮市松園町 9	市道（山手幹線）	H29	昼間	63	×	60
					夜間	58	×	55
	15	西宮市高松町 15	県道 606 号（西宮豊中線）	H29	昼間	62	○	70
					夜間	54	○	65
	16	西宮市六湛寺町 10	国道 2 号	H29	昼間	70	○	70
					夜間	67	×	65
	17	西宮市久保町 1	国道 43 号	H29	昼間	66	○	70
					夜間	63	○	65
	18	西宮市津門川町 6	国道 43 号	H29	昼間	67	○	70
					夜間	63	○	65
	19	西宮市久保町 9	市道（札幌筋）	H28	昼間	66	○	70
					夜間	63	○	65
	20	西宮市今津社前町 5	県道 343 号（今津幹線）	H29	昼間	64	○	70
					夜間	58	○	65
	21	西宮市南甲子園 2-1	県道 342 号（臨港線）	H29	昼間	66	○	70
					夜間	58	○	65
	22	西宮市上田西町 4	市道（小曾根線）	H29	昼間	68	○	70
					夜間	64	○	65
	23	尼崎市武庫之荘 3-15	園田西武庫線	H28	昼間	63	○	70
夜間					58	○	65	
24	尼崎市大庄西町 2-4	尼宝線	H28	昼間	66	○	70	
				夜間	61	○	65	
25	尼崎市武庫川町 1-25	国道 43 号	H28	昼間	67	○	70	
				夜間	63	○	65	

注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。

2. 時間の区分は、昼間が午前6時から午後10時までの間、夜間が午後10時から翌日の午前6時までの間。

3. 平成28年度及び平成29年度の各地点における最新年度の調査結果を示している。

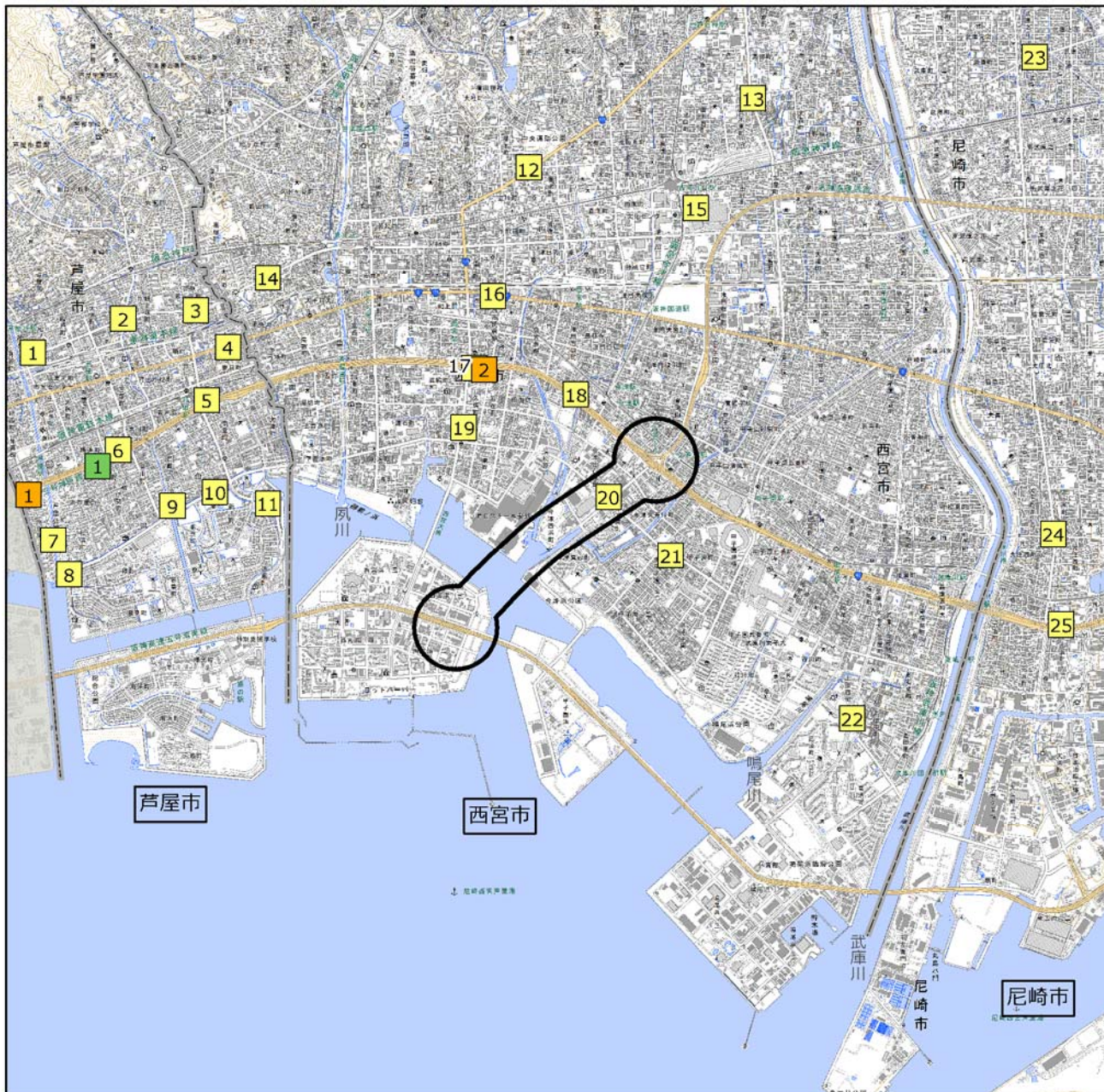
4. 芦屋市が調査した地点(全地点)及び西宮市が調査した地点(西宮市松園町)は測定を複数日実施しており、表中の等価騒音レベルは等価騒音レベルが最大であった日の値を示している。

出典) 芦屋市資料

「平成28年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年版交通公害調査結果報告書」(尼崎市経済環境局、平成29年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 騒音・振動調査地点(国測定)
- 騒音・振動調査地点(西宮市・尼崎市・芦屋市測定)
- 騒音調査地点(兵庫県測定)

出典) 芦屋市資料

国土交通省資料

「平成28年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

「平成29年版交通公害調査結果報告書」

(尼崎市経済環境局、平成29年)

「平成28年度版芦屋市の環境」(芦屋市、平成29年)



1:50,000

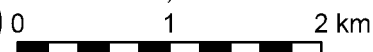


図2.3-33 騒音・振動調査地点

表2.3-76 西宮市における道路交通騒音の経年変化（平成20年度～平成29年度）

(単位：dB)

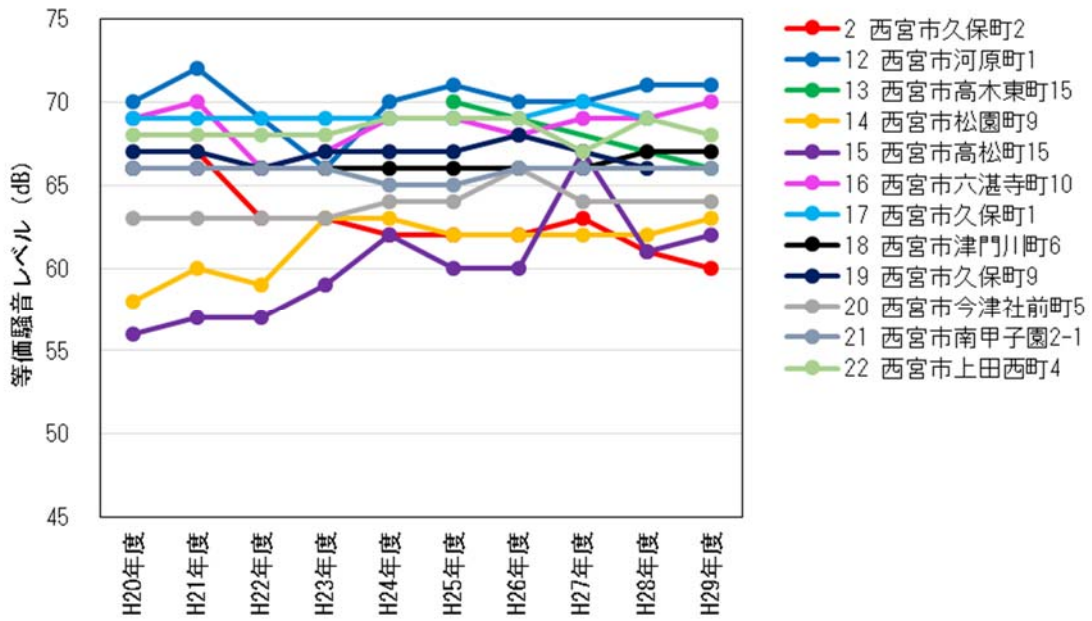
区分	番号	調査地点	道路	時間 区分	H20 年度		H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		環 境 基 準		
					○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×		○	×
国測定	2	西宮市久保町2	国道43号	昼間	-	-	67	○	63	○	63	○	62	○	62	○	62	○	63	○	61	○	60	○	70		
				夜間	-	-	64	○	59	○	60	○	58	○	58	○	58	○	59	○	58	○	57	○	65	65	
市測定	12	西宮市河原町1	国道171号	昼間	70	○	72	×	-	-	66	○	70	○	71	×	70	○	70	○	71	×	71	×	70		
				夜間	69	×	70	×	-	-	64	○	67	×	69	×	68	×	68	×	69	×	69	×	69	×	65
	13	西宮市高木東町15	市道（中津浜線）	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	○	-	-	-	-	-	-	-	-	66	○	70
				夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	○	-	-	-	-	-	-	-	-	59
	14	西宮市松園町9	市道（山手幹線）	昼間	58	○	60	○	59	○	63	×	63	×	62	×	62	×	62	×	62	×	63	×	63	×	60
				夜間	51	○	53	○	53	○	56	×	59	×	58	×	56	×	58	×	57	×	58	×	58	×	55
	15	西宮市高松町15	県道606号 （西宮豊中線）	昼間	56	○	57	○	57	○	59	○	62	○	60	○	60	○	60	○	67	○	61	○	62	○	70
				夜間	48	○	49	○	51	○	52	○	54	○	53	○	54	○	54	○	60	○	53	○	54	○	65
	16	西宮市六湛寺町10	国道2号	昼間	69	○	70	○	66	○	67	○	69	○	69	○	68	○	69	○	69	○	69	○	70	○	70
				夜間	66	×	67	×	62	○	64	○	66	×	67	×	65	○	67	×	66	×	67	×	67	×	65
	17	西宮市久保町1	国道43号	昼間	69	○	69	○	69	○	69	○	69	○	69	○	69	○	70	○	69	○	69	○	66	○	70
				夜間	66	×	65	○	65	○	66	×	65	○	65	○	65	○	65	○	65	○	65	○	63	○	65
	18	西宮市津門川町6	国道43号	昼間	66	○	66	○	66	○	66	○	66	○	66	○	66	○	66	○	66	○	67	○	67	○	70
				夜間	63	○	62	○	63	○	63	○	62	○	62	○	63	○	62	○	63	○	63	○	63	○	65
	19	西宮市久保町9	市道（札幌筋）	昼間	67	○	67	○	66	○	67	○	67	○	67	○	68	○	67	○	66	○	-	-	-	-	70
				夜間	63	○	63	○	62	○	63	○	63	○	63	○	63	○	64	○	63	○	-	-	-	-	65
	20	西宮市今津社前町5	県道343号 （今津幹線）	昼間	63	○	63	○	63	○	63	○	64	○	64	○	66	○	64	○	-	-	-	-	64	○	70
				夜間	57	○	56	○	56	○	56	○	59	○	58	○	60	○	59	○	-	-	-	-	58	○	65
	21	西宮市南甲子園2-1	県道342号 （臨港線）	昼間	66	○	66	○	66	○	66	○	65	○	65	○	66	○	66	○	-	-	-	-	66	○	70
				夜間	60	○	59	○	60	○	60	○	58	○	59	○	59	○	60	○	-	-	-	-	58	○	65
22	西宮市上田西町4	市道（小曾根線）	昼間	68	○	68	○	68	○	68	○	69	○	69	○	69	○	67	○	69	○	68	○	68	○	70	
			夜間	64	○	64	○	64	○	64	○	65	○	65	○	64	○	64	○	64	○	64	○	64	○	65	

- 注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。
 2. 時間の区分は、昼間が午前6時から午後10時までの間、夜間が午後10時から翌日の午前6時までの間。
 3. 表中の数値は等価騒音レベルを示す。
 4. ○は環境基準を満足、×は環境基準を超過していることを示す。

出典) 西宮市資料

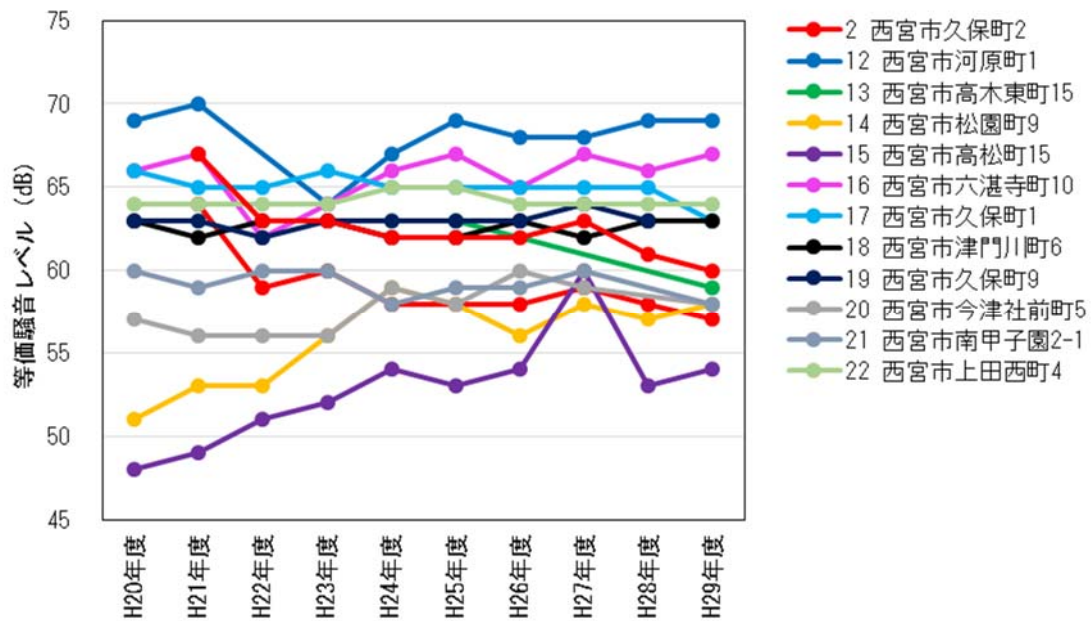
国土交通省資料

「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）



出典) 西宮市資料
 国土交通省資料
 「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

図2.3-34(1) 西宮市における道路交通騒音の経年変化(昼間)



出典) 西宮市資料
 国土交通省資料
 「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

図2.3-34(2) 西宮市における道路交通騒音の経年変化(夜間)

b. 低周波の状況

西宮市、尼崎市、芦屋市における低周波音に係る情報は確認できなかった。

c. 騒音・低周波音に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」（兵庫県、平成29年）によると、平成28年度における騒音・低周波音に係る苦情の件数は、西宮市で48件、尼崎市で83件、芦屋市で15件であった。

5) 振動

a. 振動の状況

対象区域における道路交通振動調査結果は表2.3-77に、調査地点位置は図2.3-33に示すとおりである。

これらの調査結果によると、いずれの調査地点でも要請限度を満たしている。

また、西宮市における道路交通振動の経年変化は、表2.3-78及び図2.3-35に示すとおりである。

表2.3-77(1) 対象区域の振動の調査結果（平成28年度、平成29年度）

(単位：dB)

区分	番号	調査地点	道路	調査年度	振動レベル(L ₁₀)		要請限度	適合状況
					昼間	夜間		
国測定	1	芦屋市平田町2	国道43号	H29	昼間	49	65	○
					夜間	47		○
	2	西宮市久保町2	国道43号	H29	昼間	47	70	○
					夜間	45		○
市測定	1	芦屋市松ノ内町5	市道山手幹線	H28	昼間	36	65	○
					夜間	28		○
	2	芦屋市大原町15	市道山手幹線	H29	昼間	44	65	○
					夜間	38		○
	3	芦屋市翠ヶ丘町14	市道山手幹線	H29	昼間	34	65	○
					夜間	29		○
	4	芦屋市春日町15	国道2号	H29	昼間	38	65	○
					夜間	34		○
	5	芦屋市打出町2 (打出自排局)	国道43号	H28	昼間	45	70	○
					夜間	43		○
	6	芦屋市精道町13	国道43号	H28	昼間	48	70	○
夜間					46	○		
7	芦屋市松浜町4	市道芦屋川左岸線	H28	昼間	34	65	○	
				夜間	28		○	
8	芦屋市緑町10	県道芦屋鳴尾浜線	H28	昼間	34	65	○	
				夜間	28		○	
9	芦屋市西蔵町11	市道宮川線	H28	昼間	32	65	○	
				夜間	26		○	
10	芦屋市新浜町1	市道防潮堤線	H29	昼間	33	65	○	
				夜間	24		○	
11	芦屋市浜風町30	市道打出浜線	H28	昼間	34	65	○	
				夜間	27		○	

注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。

2. 時間の区分は、昼間が午前8時から午後7時までの間、夜間が午後7時から翌日の午前8時までの間。

3. 平成28年度及び平成29年度の各地点における最新年度の調査結果を示している。

4. 芦屋市が調査した地点(全地点)は測定を複数日実施しており、表中の振動レベルは振動レベルが最大であった日の値を示している。

出典) 国土交通省資料

芦屋市資料

「平成28年度版芦屋市の環境」(芦屋市、平成29年)

表2.3-77(2) 対象区域の振動の調査結果（平成28年度、平成29年度）

(単位：dB)

区分	番号	調査地点	道路	調査年度	振動レベル (L ₁₀)		要請 限度	適合 状況
					昼間	夜間		
市測定	12	西宮市河原町1	国道171号	H29	昼間	39	65	○
					夜間	37		
	13	西宮市高木東町15	市道(中津浜線)	H29	昼間	35	65	○
					夜間	28		
	14	西宮市松園町9	市道(山手幹線)	H29	昼間	31	65	○
					夜間	26		
	15	西宮市高松町15	県道606号 (西宮豊中線)	H29	昼間	35	70	○
					夜間	30		
	16	西宮市六湛寺町10	国道2号	H29	昼間	41	70	○
					夜間	38		
	17	西宮市久保町1	国道43号	H29	昼間	47	70	○
					夜間	45		
	18	西宮市津門川町6	国道43号	H29	昼間	46	70	○
					夜間	44		
	19	西宮市久保町9	市道(札幌筋)	H28	昼間	48	70	○
					夜間	43		
	20	西宮市今津社前町5	県道343号(今津幹線)	H29	昼間	40	65	○
					夜間	35		
	21	西宮市南甲子園2-1	県道342号(臨港線)	H29	昼間	45	65	○
					夜間	39		
	22	西宮市上田西町4	市道(小曾根線)	H29	昼間	42	65	○
					夜間	37		
	23	尼崎市武庫之荘3-15	園田西武庫線	H28	昼間	31	65	○
					夜間	<30		
	24	尼崎市大庄西町2-4	尼宝線	H28	昼間	41	65	○
夜間					34	60		
25	尼崎市武庫川町1-25	国道43号	H28	昼間	44	65	○	
				夜間	41			60

注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。

2. 時間の区分は、昼間が午前8時から午後7時までの間、夜間が午後7時から翌日の午前8時までの間。

3. 平成28年度及び平成29年度の各地点における最新年度の調査結果を示している。

4. 芦屋市が調査した地点(全地点)及び西宮市が調査した地点(西宮市松園町)は測定を複数日実施しており、表中の振動レベルは振動レベルが最大であった日の値を示している。

出典) 「平成28年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「平成29年版交通公害調査結果報告書」(尼崎市経済環境局、平成29年)

表2.3-78 西宮市における道路交通振動の経年変化（平成20年度～平成29年度）

(単位：dB)

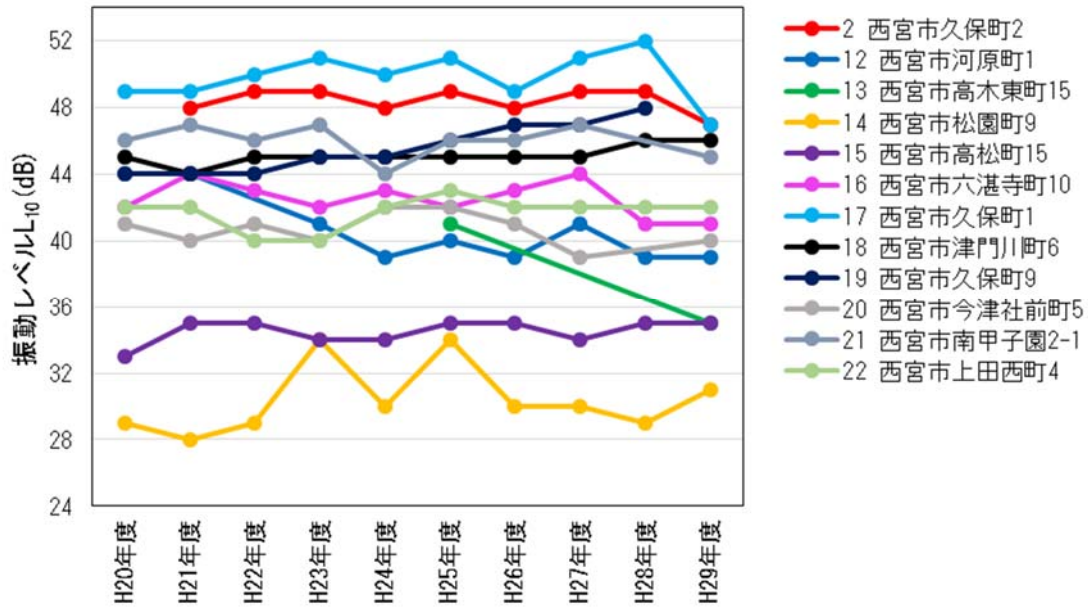
区分	番号	調査地点	道路	時間 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	要請 限度												
					年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度													
国測定	2	西宮市久保町 2	国道 43 号	昼間	-	-	48	○	49	○	49	○	48	○	49	○	49	○	47	○	70						
				夜間	-	-	46	○	47	○	47	○	47	○	46	○	45	○	44	○	45	○	65				
市測定	12	西宮市河原町 1	国道 171 号	昼間	44	○	44	○	-	-	41	○	39	○	40	○	39	○	41	○	39	○	39	○	65		
				夜間	43	○	43	○	-	-	39	○	38	○	38	○	37	○	38	○	37	○	37	○	37	○	60
	13	西宮市高木東町 15	市道（中津浜線）	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	○	65
				夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14	西宮市松園町 9	市道（山手幹線）	昼間	29	○	28	○	29	○	34	○	30	○	34	○	30	○	30	○	30	○	29	○	31	○	65
				夜間	27	○	25	○	25	○	26	○	27	○	28	○	27	○	26	○	26	○	26	○	26	○	26
	15	西宮市高松町 15	県道 606 号 （西宮豊中線）	昼間	33	○	35	○	35	○	34	○	34	○	35	○	35	○	34	○	35	○	35	○	35	○	70
				夜間	31	○	31	○	29	○	29	○	29	○	30	○	29	○	29	○	29	○	30	○	30	○	30
	16	西宮市六湛寺町 10	国道 2 号	昼間	42	○	44	○	43	○	42	○	43	○	42	○	43	○	44	○	41	○	41	○	41	○	70
				夜間	37	○	39	○	39	○	38	○	38	○	39	○	39	○	40	○	40	○	37	○	38	○	38
	17	西宮市久保町 1	国道 43 号	昼間	49	○	49	○	50	○	51	○	50	○	51	○	49	○	51	○	52	○	47	○	47	○	70
				夜間	47	○	47	○	48	○	49	○	48	○	49	○	47	○	46	○	46	○	48	○	45	○	45
	18	西宮市津門川町 6	国道 43 号	昼間	45	○	44	○	45	○	45	○	45	○	45	○	45	○	45	○	46	○	46	○	46	○	70
				夜間	45	○	44	○	44	○	44	○	43	○	43	○	44	○	43	○	44	○	44	○	44	○	44
	19	西宮市久保町 9	市道（札幌筋）	昼間	44	○	44	○	44	○	45	○	45	○	46	○	47	○	47	○	48	○	-	-	-	-	70
				夜間	40	○	39	○	40	○	40	○	41	○	42	○	42	○	43	○	43	○	43	○	-	-	-
	20	西宮市今津社前町 5	県道 343 号 （今津幹線）	昼間	41	○	40	○	41	○	40	○	42	○	42	○	41	○	39	○	-	-	-	-	40	○	65
				夜間	36	○	36	○	35	○	34	○	37	○	36	○	35	○	34	○	-	-	-	-	35	○	35
	21	西宮市南甲子園 2-1	県道 342 号 （臨港線）	昼間	46	○	47	○	46	○	47	○	44	○	46	○	46	○	47	○	-	-	-	-	45	○	65
				夜間	36	○	38	○	37	○	44	○	36	○	36	○	37	○	39	○	-	-	-	-	39	○	39
22	西宮市上田西町 4	市道（小曾根線）	昼間	42	○	42	○	40	○	40	○	42	○	43	○	42	○	42	○	42	○	42	○	42	○	65	
			夜間	37	○	37	○	36	○	36	○	38	○	39	○	37	○	37	○	37	○	37	○	37	○	37	○

- 注) 1. 表中の番号は図2.3-33に対応している。
 2. 時間の区分は、昼間が午前8時から午後7時までの間、夜間が午後7時から翌日の午前8時までの間。
 3. 表中の数値は振動レベル(L₁₀)を示す。
 4. ○は要請限度を満たしている、×は要請限度を超過していることを示す。

出典) 西宮市資料

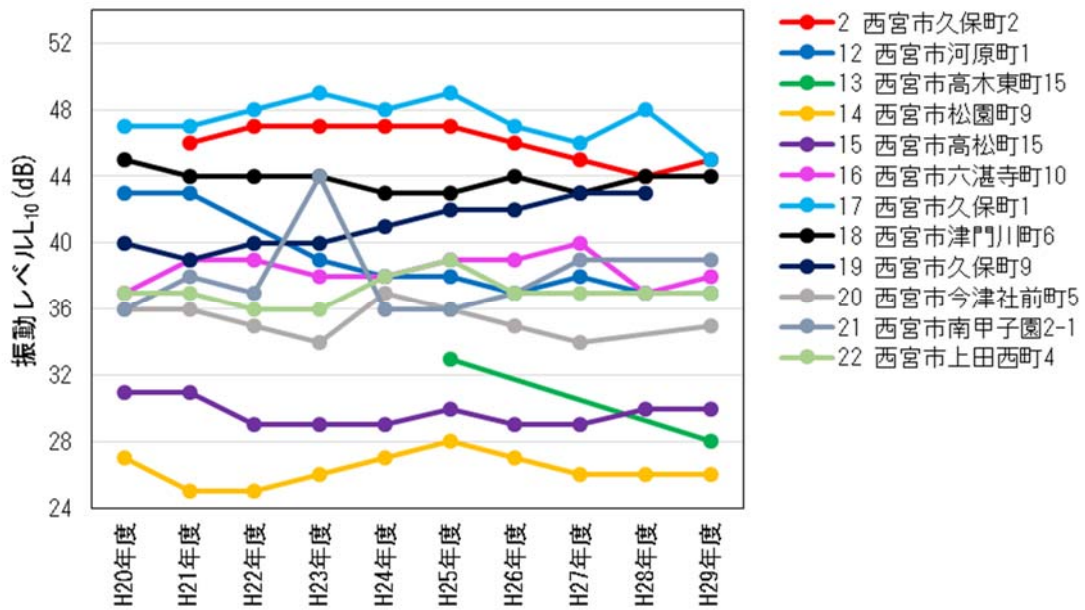
国土交通省資料

「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)



出典) 西宮市資料
 国土交通省資料
 「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

図2.3-35(1) 西宮市における道路交通振動の経年変化（昼間）



出典) 西宮市資料
 国土交通省資料
 「平成29年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

図2.3-35(2) 西宮市における道路交通振動の経年変化（夜間）

b. 振動に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」（兵庫県、平成29年）によると、平成28年度における振動に係る苦情の件数は、西宮市で9件、尼崎市で17件、芦屋市で1件であった。

6) 地盤沈下

a. 地盤沈下の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成28年度版）」（環境省ホームページ、平成30年7月現在）によると、兵庫県南東部の尼崎市、西宮市、伊丹市等は、戦前より大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域であり、昭和10年頃から昭和16年頃までは、年間数cm以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和25年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であったが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和30年頃から一層激しくなり、年間沈下量も20cm程度に達した。しかし、昭和32年に尼崎市の一部が工業用水法の指定地域となって以来工業用地下水の採取規制が進められ昭和40年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間1cm程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。

主な水準点における地盤沈下量の観測結果は表2.3-79に示すとおり、大阪平野地域で累計沈下量が最大なのは尼崎市末広町1丁目の水準点であり、301.35cmに達している。対象区域の代表的な観測井における地下水位の観測結果は表2.3-80に示すとおりであり、神戸中浜観測所では3.67～4.81m、西宮では3.60～4.66mとなっている。

表2.3-79 主な水準点における地盤沈下の状況（平成28年度）

地域名	区分	水準点所在地	測量実施期間	沈下量(cm)		
				累計沈下量(～H28)	5年間累計沈下量	直近単年度最大沈下量
大阪平野	累計沈下量が最大の水準点	尼崎市末広町1丁目	昭和7年～平成27年	301.35		
	直近5年間の累計沈下量が最大の水準点	尼崎市平左衛門町	平成13年～平成27年	20.38	5.07	
	直近の測量による年間沈下量が最大の水準点	尼崎市平左衛門町	平成13年～平成27年	20.38		1.26

出典) 「全国地盤環境情報ディレクトリ平成28年度版」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

表2.3-80 代表的な観測井における過去10年間の地下水位経年変化

地域名		阪神地区	
観測井名称		神戸中浜観測所	西宮
観測井所在地		尼崎市中浜町2-23	西宮市高須町
観測井標高(T.P.m)		-	-
ストレーナー位置(地表面下深さ)		140	113
所轄機関		経済産業省	兵庫県
地下水の類別		自由地下水	自由地下水
設置年		S39.7	S36.4
水位(m)	H19	4.81	4.66
	H20	4.54	4.36
	H21	4.13	4.15
	H22	3.67	3.80
	H23	3.82	3.85
	H24	4.14	3.99
	H25	4.27	4.10
	H26	4.58	4.18
	H27	4.24	3.91
	H28	3.91	3.60

出典) 「全国地盤環境情報ディレクトリ平成28年度版」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

b. 地盤沈下に係る苦情の状況

「平成29年度版環境白書」（兵庫県、平成29年）によると、平成28年度における地盤沈下に係る苦情の件数は、西宮市で0件、尼崎市で0件、芦屋市で0件であった。

7) 悪臭

「平成29年度版環境白書」（兵庫県、平成29年）によると、平成28年度における悪臭に係る苦情の件数は、芦屋市で2件、西宮市で6件、尼崎市で30件であった。

8) 廃棄物等

a. 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」という。）のことを対象とする。建設副産物は建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものである。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月2日法律第110号）により、基本的な枠組みが決められている。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に従い適正に処理を行うこととされている。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成3年4月26日法律第48号）並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年5月31日法律第104号）に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されている。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月31日法律第100号）に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入を義務付けている。

国土交通省においては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の施行後、リサイクル原則化ルールの周知徹底や建設副産物適正処理推進要綱の遵守徹底などリサイクル推進施策を実施している。

兵庫県においては、「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」（建設副産物対策近畿地方連絡協議会、平成27年）における目標値の達成のため、「兵庫県建設リサイクルガイドライン」（兵庫県県土整備部、平成29年8月改訂）がとりまとめられている。

b. 廃棄物の再利用の現況

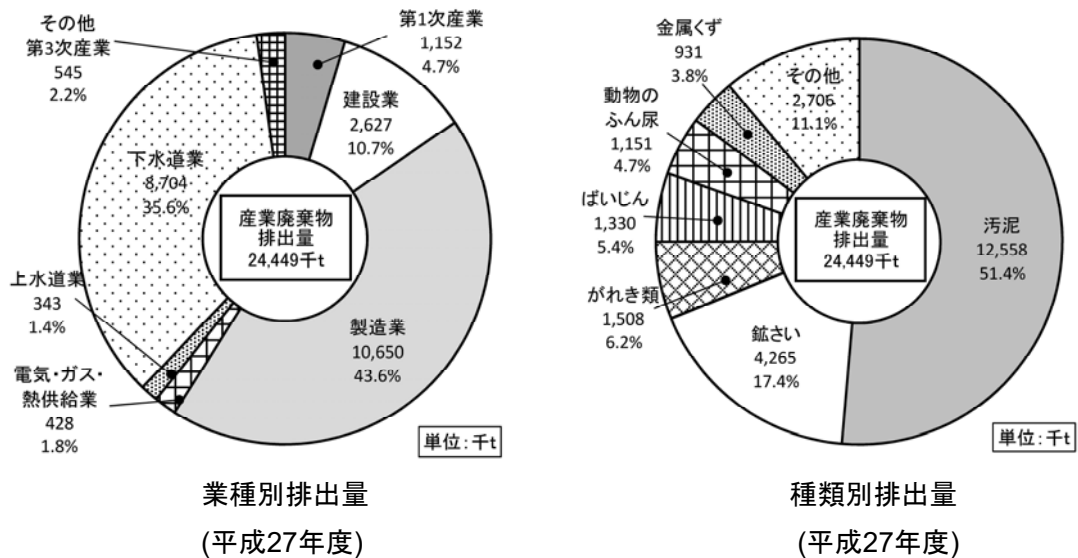
全国の再資源化率等の状況は表2.3-81に、兵庫県の産業廃棄物の業種別、種類別排出量は図2.3-36に示すとおりである。

表2.3-81 再資源化等の状況

	平成17年度 (A)	平成20年度 (B)	平成24年度 (C)	平成24年度 (C) -平成20年度 (B)	建設リサイクル 推進計画2008	
					平成24年度 目標値	目標値 達成状況
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	98.6%	98.4%	99.5%	1.1%	98%以上	達成
コンクリート塊の再資源化率	98.1%	97.3%	99.3%	2.0%	98%以上	達成
建設発生木材の再資源化率	68.2%	80.3%	89.2%	8.9%	77%	達成
建設発生木材の再資源化・縮減率	90.7%	89.4%	94.4%	5.0%	95%以上	未達成
建設汚泥の再資源化・縮減率	74.5%	85.1%	85.0%	-0.1%	82%	達成
建設混合廃棄物の排出量	293万トン	267万トン	280万トン	13万トン	—	—
建設混合廃棄物の排出量削減	—	9%削減	5%削減	—	平成17年度比 30%削減	未達成
建設廃棄物の再資源化・縮減率	92.2%	93.7%	96.0%	2.3%	94%	達成
利用土砂の建設発生土利用率	80.1%	78.6%	88.3%	9.7%	87%	達成

- 注) 1. 「再資源化率」は建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。
 2. 「再資源化・縮減率」は建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。
 3. 「建設発生木材」は伐木材、除根材等を含む数値。
 4. 「利用土砂の建設発生土利用率」は土砂利用量（搬入土砂利用量+現場内利用量）のうち土質改良を含む建設発生土利用量の割合。

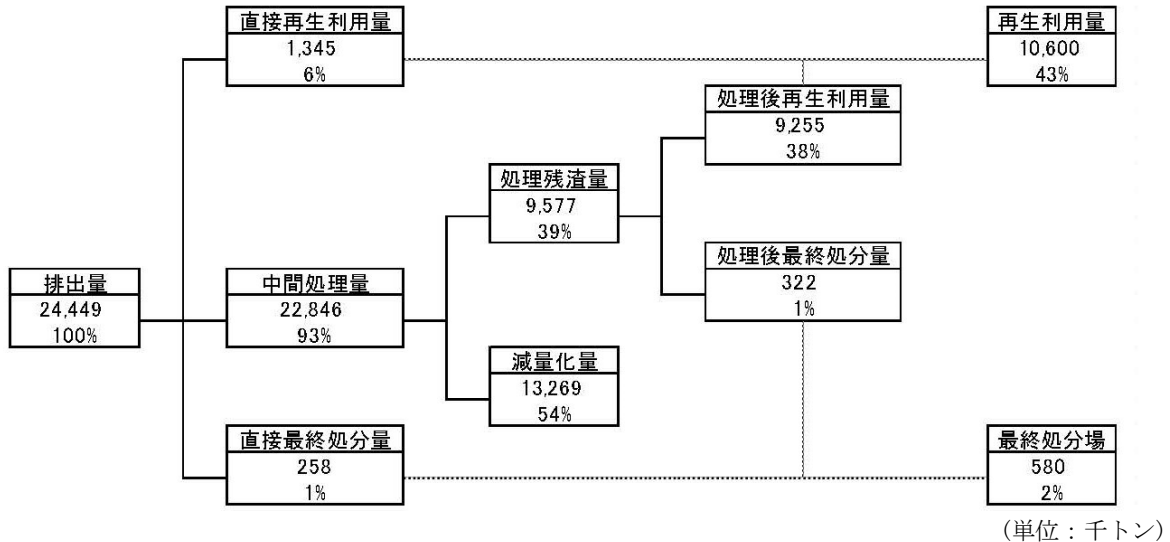
出典) 「平成24年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)



出典) 「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

図2.3-36 産業廃棄物の排出状況

兵庫県における平成27年度の産業廃棄物の処理状況は、図2.3-37に示すとおりである。
 総排出量24,449千トンのうち、13,269千トンが減量化されており、10,600千トンが再生利用され、580千トンが最終処分されている。



出典) 「平成29年度版環境白書」(兵庫県、平成29年)

図2.3-37 産業廃棄物の処理状況(平成27年度)

「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」(建設副産物対策近畿地方連絡協議会、平成27年)では、表2.3-82に示すとおり、平成30年度までに達成すべき目標を定めている。

表2.3-82 近畿地方における建設リサイクル推進計画2015における目標値

対象品目		平成24年度実績	平成30年度目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.6%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	94.5%	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	89.2%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	42.0%	50%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	-	80%以上

注) 1. 目標値は、民間工事を含む数値である。

2. 「再資源化率」は建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。

3. 「再資源化・縮減率」は建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。

4. 「建設混合廃棄物排出率」は全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合。

5. 「建設発生土有効利用率」は建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合。

出典) 「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」(建設副産物対策近畿地方連絡協議会、平成27年)

c. 廃棄物処理施設等の状況

対象区域の廃棄物処理施設は、表2.3-83及び図2.3-38に示すとおりであり、一般廃棄物処理施設が3か所、産業廃棄物中間処理施設が15か所存在する。

表2.3-83(1) 一般廃棄物処理施設の設置状況

番号	区分	名称	設置場所	処理能力 (トン/日)
1	ごみ焼却・溶融施設	環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号	230
2		西部総合処理センター	西宮市西宮浜3丁目8号	525
3		東部総合処理センター	西宮市鳴尾浜2丁目1番4号	280
1	粗大ごみ処理施設・ 不燃ごみ処理施設	環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号	50.00
2		西部総合処理センター 破碎選別施設	西宮市西宮浜3丁目8番	110.00
1	再生利用施設	環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号	16.0
3		東部総合処理センター ペットボトル圧縮施設	西宮市鳴尾浜2丁目1番4号	2.2

注) 番号は図2.3-38に対応している。

出典) 「平成27年度兵庫県的一般廃棄物処理」(兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課、平成29年)

表2.3-83(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

番号	区分	名称	設置場所	許可品目	中間処理能力
1	産業廃棄物 中間処理業者	株式会社 西宮環境リサイ クルセンター	西宮市西宮浜 1丁目13番	がれき類	破碎・整粒:1200t/日 (8時間)
2	産業廃棄物 中間処理業者	マツダ株式会社	西宮市西宮浜 1丁目8番	廃プラスチック類 (再生を目的とするものに限 る。)	圧縮・梱包:16t/日(8 時間)
3	産業廃棄物 中間処理業者	松浦プラスチッ ク株式会社	西宮市西宮浜 1丁目22番	廃プラスチック類 (再生を目的とするものに限 る。)	破碎:3.93t/日(8時間 45分)
4	産業廃棄物 中間処理業者	共栄紙業 株式会社	西宮市西宮浜 2丁目28番他	(1)廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) (2)廃プラスチック類 (再生を目的とするものに限 る。)	溶融・減容:1.6t/日 (8時間):(1) 圧縮・梱包:35.2t/日 (8時間):(2) 圧縮・梱包:28.8t/日 (8時間):(2)
5	産業廃棄物 中間処理業者	株式会社 リヴァックス	西宮市鳴尾浜 2丁目1番16号	(1)廃プラスチック類、紙く ず、木くず、繊維くず、ゴム くず、金属くず、ガラスく ず、がれき類 (2)汚泥(有機性のものに限 る。)、廃油(動植物性のもの に限る。)、廃酸(有機性 廃水に限る。)、廃アルカリ (有機性廃水に限る。)、動 植物性残さ	破碎:94.0t/日 (8時間):(1) 乾燥:90.9立方メー トル/日(24時間):(2)

注) 番号は図2.3-38に対応している。

出典) 「産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者名簿」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

表2. 3-83(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

番号	区分	名称	設置場所	許可品目	中間処理能力
6	産業廃棄物 中間処理業者	大栄環境 株式会社	西宮市鳴尾浜 2丁目17番1号 他	(1)廃酸、廃アルカリ (2)紙くず、木くず、繊維くず (3)動植物性残さ、動物系固形不要物 (4)廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず (5)がれき類	焼却:50t/日(24時間):(1)、(2)、(3)と廃プラスチック類 固形燃料化:64t/日(8時間):廃プラスチック類と(2) 破砕・選別:100t/日(8時間):(2)、(4)と(5) 破砕・チップ化:15t/日(8時間):木くず 破砕・選別:86t/日(8時間):(4)
7	特別管理 産業廃棄物 中間処理業者	大栄環境 株式会社	西宮市鳴尾浜 2丁目17番1号 他	感染性産業廃棄物	焼却:6t/日(24時間)
8	産業廃棄物 中間処理業者	浪速金属 株式会社	尼崎市平左衛門 町18番35号	廃プラスチック類 金属くず ゴムくず ガラスくず及び陶磁器くず	破砕: 廃プラ類 4.8t/日 金属くず 15.7t/日 ゴムくず 7.2t/日 ガラスくず 16.7t/日
9	産業廃棄物 中間処理業者	明光油脂 株式会社	尼崎市平左衛門 町18番64号	廃油(動植物性油脂に限る)	加熱・静置・油滓分離による動植物性油脂の再生:廃油 164m ³ /日
10	産業廃棄物 中間処理業者	荻田建設工業 株式会社	尼崎市平左衛門 町18番31号	がれき類	破砕・整粒による資源化再利用及びアスファルトの破片の破砕・加熱による資源化再利用: がれき類 400t/日
11	産業廃棄物 中間処理業者	株式会社 イボキン	尼崎市大浜町 1丁目31番1号 他4筆	①廃プラスチック類 紙くず※ 木くず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず※ ②廃プラスチック類※ 紙くず※ 木くず※ 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず※ ※金属くずに付着しているものに限る	①切断: 廃プラ類 13t/日 木くず 15t/日 金属くず 57t/日 ②圧縮: 金属くず 43.2t/日
12	産業廃棄物 中間処理業者	株式会社 近畿道路資材	尼崎市元浜町 1丁目77番	ガラスくず及び陶磁器くず がれき類	破砕・整粒による資源化再利用: ガラスくず 1440t/日 がれき類 1440t/日 ②破砕・整粒による資源化再利用 ガラスくず 18t/日

注) 番号は図 2. 3-38 に対応している。

出典) 「産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者名簿」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「産業廃棄物中間処理業者一覧」(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

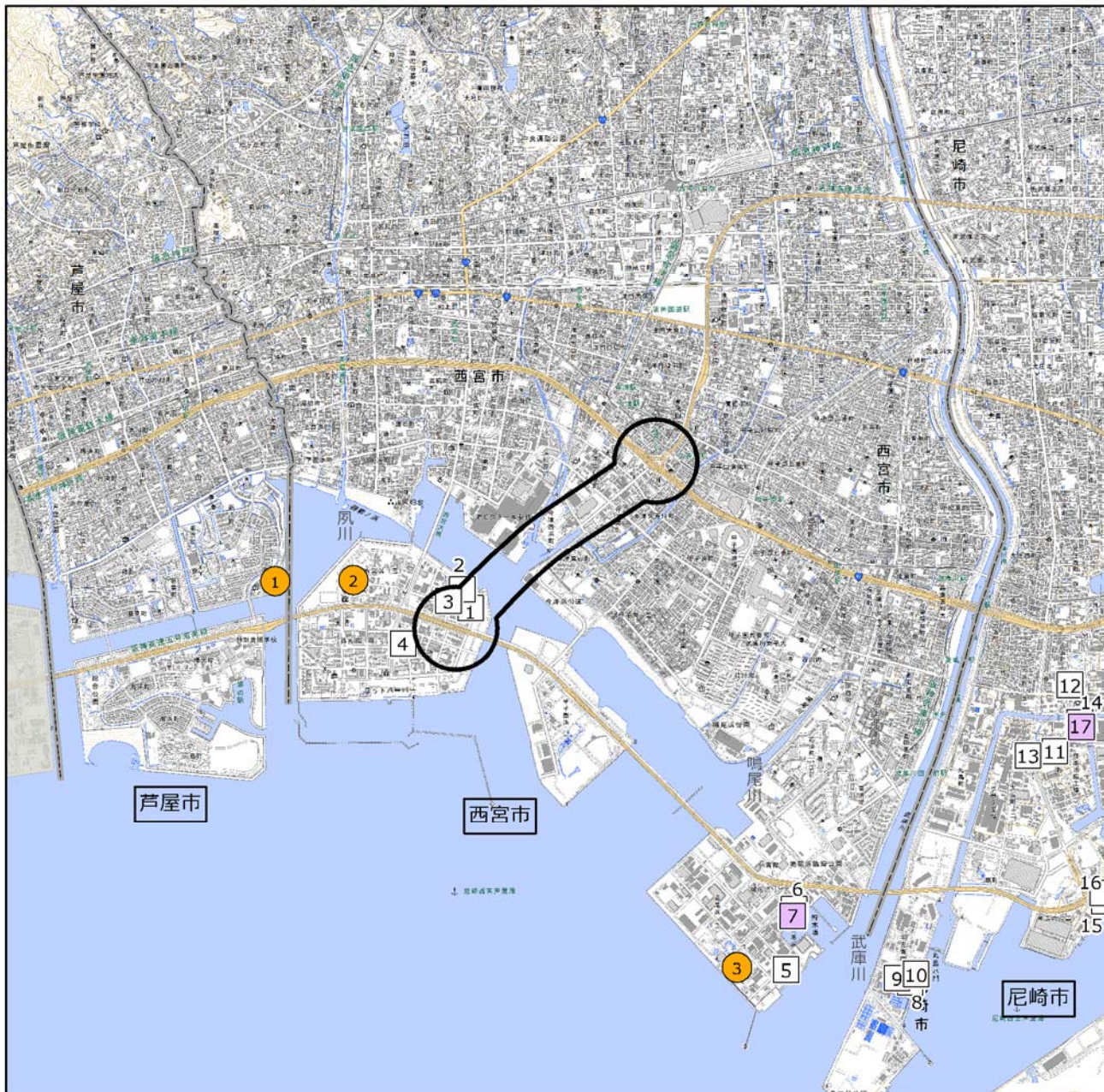
表2.3-83(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

番号	区分	名称	設置場所	許可品目	中間処理能力
13	産業廃棄物 中間処理業者	株式会社 ミトミ	尼崎市大浜町 2丁目12番	ガラスくず及び陶磁器くず (コンクリート残渣に限る) がれき類	破碎及び整粒による資源化 再利用： ガラスくず等、がれき類 (合わせた能力として) 205.6t/日
14	産業廃棄物 中間処理業者	新興化学工業 株式会社	尼崎市大浜町 1丁目1番2 号	汚泥 廃酸 廃アルカリ 金属くず ばいじん	加熱溶解分離による金属セ レン及び金属テルルの再 生： 汚泥 0.4t/日 廃酸 10m ³ /日 廃アルカリ 20m ³ /日 金属くず 0.5t/日 ばいじん 0.5t/日
15	産業廃棄物 中間処理業者	泉興業 株式会社	①② 尼崎市末広町 1丁目3番5 号 ③④⑤ 尼崎市末広町 1丁目3番16 号	①木くず ②汚泥 ③廃プラスチック類 木くず 繊維くず 紙くず ゴムくず 汚泥(製紙スラッジ) 廃油(廃ウエス) ④汚泥 廃油(廃ウエスに限る) 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず、ゴムくず ⑤廃プラスチック類 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず がれき類	①破碎：木くず 160t/日 ②汚泥の薬剤乾燥： 汚泥 19.1 m ³ /日 ③破碎： 廃プラ類 72.3t/日 木くず 83.1t/日 繊維くず 41.6t/日 紙くず 56.6t/日 ゴムくず 74.9t/日 汚泥(製紙スラッジ) 56.6t/日 廃油(廃ウエス) 41.3t/日 ④減容固化： RPF成形 52.1t/日 ⑤破碎： 廃プラ類 4.7t/日 金属くず 15.2t/日 ガラスくず 16.2t/日 がれき類 4.6t/日
16	産業廃棄物 中間処理業者	名生工業 株式会社	尼崎市末広町 1丁目3番地 21号	①ガラスくず及び陶磁器くず がれき類 ②金属くず	①破碎・整粒による資源化 再利用： ガラスくず がれき類 1600t/日 ②破碎： 金属くず 96 t/日
17	特別管理 産業廃棄物 中間処理業者	新興化学工業 株式会社	尼崎市大浜町 1丁目1番2 号	汚泥(砒素又はその化合物若し くはセレン又はその化合物を 含むことのみにより有害なも のに限る) 廃酸(砒素又はその化合物若し くはセレン又はその化合物を 含むことのみにより有害なも の又は水素イオン濃度指数2.0 以下のものに限る) 廃アルカリ(砒素又はその化合 物若しくはセレン又はその化 合物を含むことのみにより有 害なもの又は水素イオン濃度 指数12.5以下のものに限る)	加熱溶解分離による金属セ レン及び金属テルルの再 生： 汚泥 0.4t/日 廃酸 10m ³ /日 廃アルカリ 2m ³ /日

注) 番号は図2.3-38に対応している。

出典) 「産業廃棄物中間処理業者一覧」(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

「特別産業廃棄物中間処理業者一覧」(尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物中間処理業者
- (特別管理)産業廃棄物中間処理業者

出典) 「平成27年度兵庫県的一般廃棄物処理」
 (兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課、平成29年)
 「産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者名簿」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「産業廃棄物中間処理業者一覧」
 (尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)
 「特別産業廃棄物中間処理業者一覧」
 (尼崎市ホームページ、平成30年7月現在)

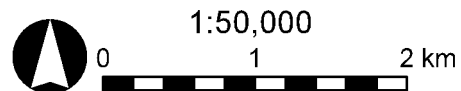


図2.3-38 一般・産業廃棄物処理施設位置

9) 地形・地質

a. 一般地形の状況

対象区域の地形分類図は、図2.3-39に示すとおりである。

対象区域の地形は、海岸部では甲子園浜・西宮浜等の埋立地、三角州、海岸低地となっており、夙川等の河川沿いには自然堤防が分布している。また、西宮市、芦屋市の山側には山地斜面、谷底低地、砂礫台地が分布している。

b. 一般地質の状況

対象区域の表層地質図は、図2.3-40に示すとおりであり、礫・砂・粘土が広く分布し、海岸部には埋立地が分布している。川沿いには礫及び砂が分布している。

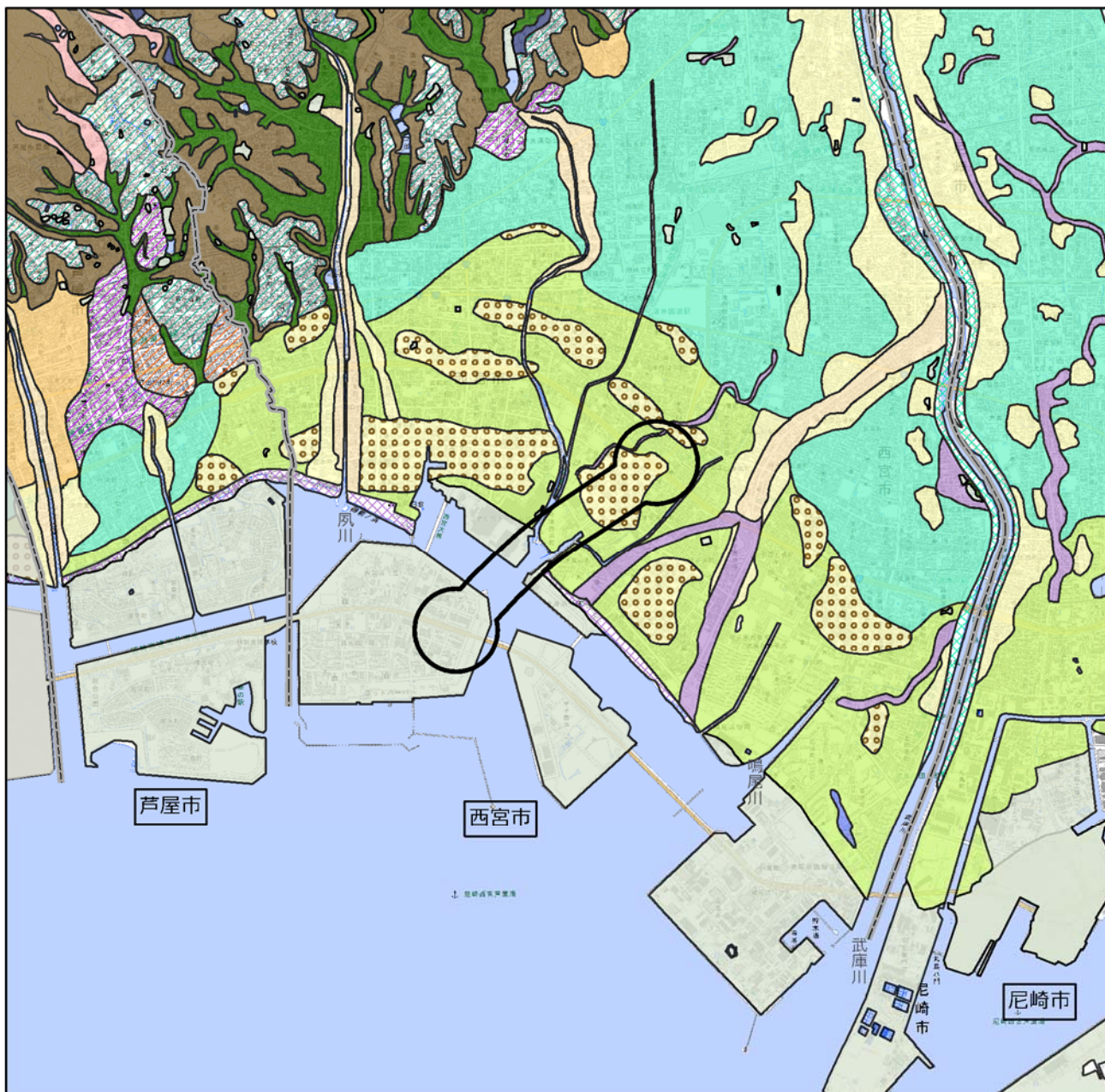
なお、対象区域では表2.3-84と図2.3-41に示すとおり、西宮市、芦屋市の山側に活断層が認められているが、都市計画対象道路事業実施区域には活断層は認められていない。

表2.3-84 活断層の状況

番号	断層名
1	甲陽断層
2	城山(西宮)断層
3	岡本断層群
4	西宮撓曲 ^{とうきよく}

注)番号は図2.3-41に対応している。

出典)「近畿の活断層」(東京大学出版会、平成12年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 山地斜面等
- 土石流堆積地
- 扇状地
- 三角州・海岸低地
- 天井川及び天井川沿いの微高地
- 旧河道
- 氾濫原低地
- 河原・河川敷
- 浜
- 湿地
- 砂州・砂堆（礫州・礫堆）
- 砂礫台地（完新世段丘）
- 砂礫台地（更新世段丘）
- 緩扇状地
- 自然堤防
- 谷底低地
- 麓斜面及び崖錐
- 埋立地

出典) 「1/50000土地分類基本調査
 (大阪西北部)地形分類図」
 (兵庫県、平成10年)

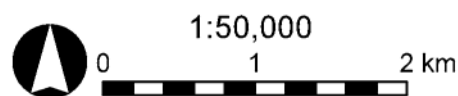
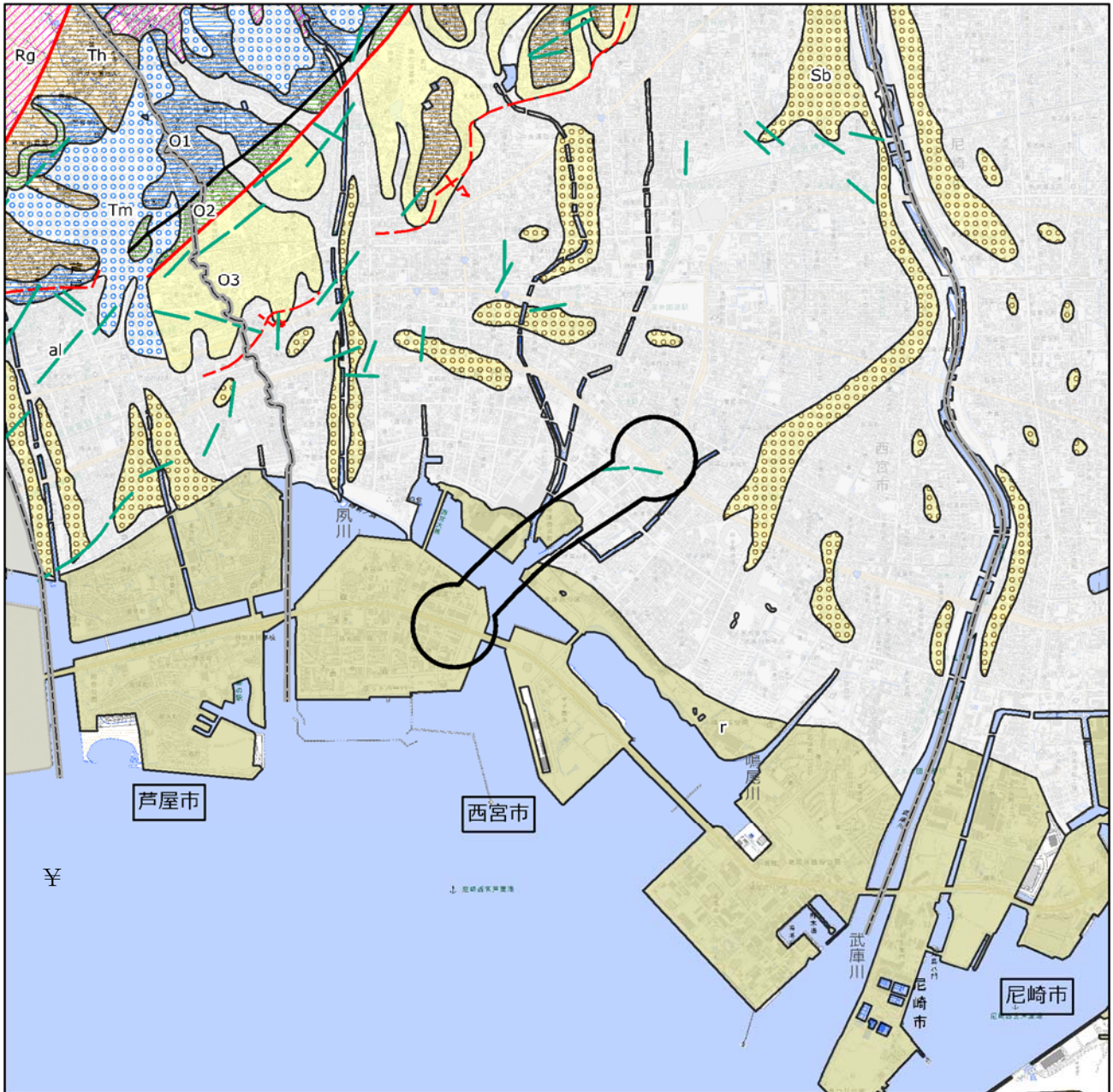


図2.3-39 地形分類図



出典) 「1/50000土地分類基本調査(大阪西北部) 表層地質図」 (兵庫県、平成10年)

凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- r:埋立地
- Sb:礫および砂
- al:礫・砂・粘土
- Tm:礫・砂および粘土
- Th:礫および砂
- O3:海成粘土・砂・礫および火山灰
- O2:海成粘土と砂礫層の互層,火山灰
- O1:非海成粘土・砂・礫および火山灰
- Rg:黒雲母花崗岩
- 活断層
- 推定活断層
- 断層
- 兵庫県南部地震で生じた地表の亀裂

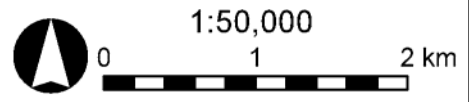
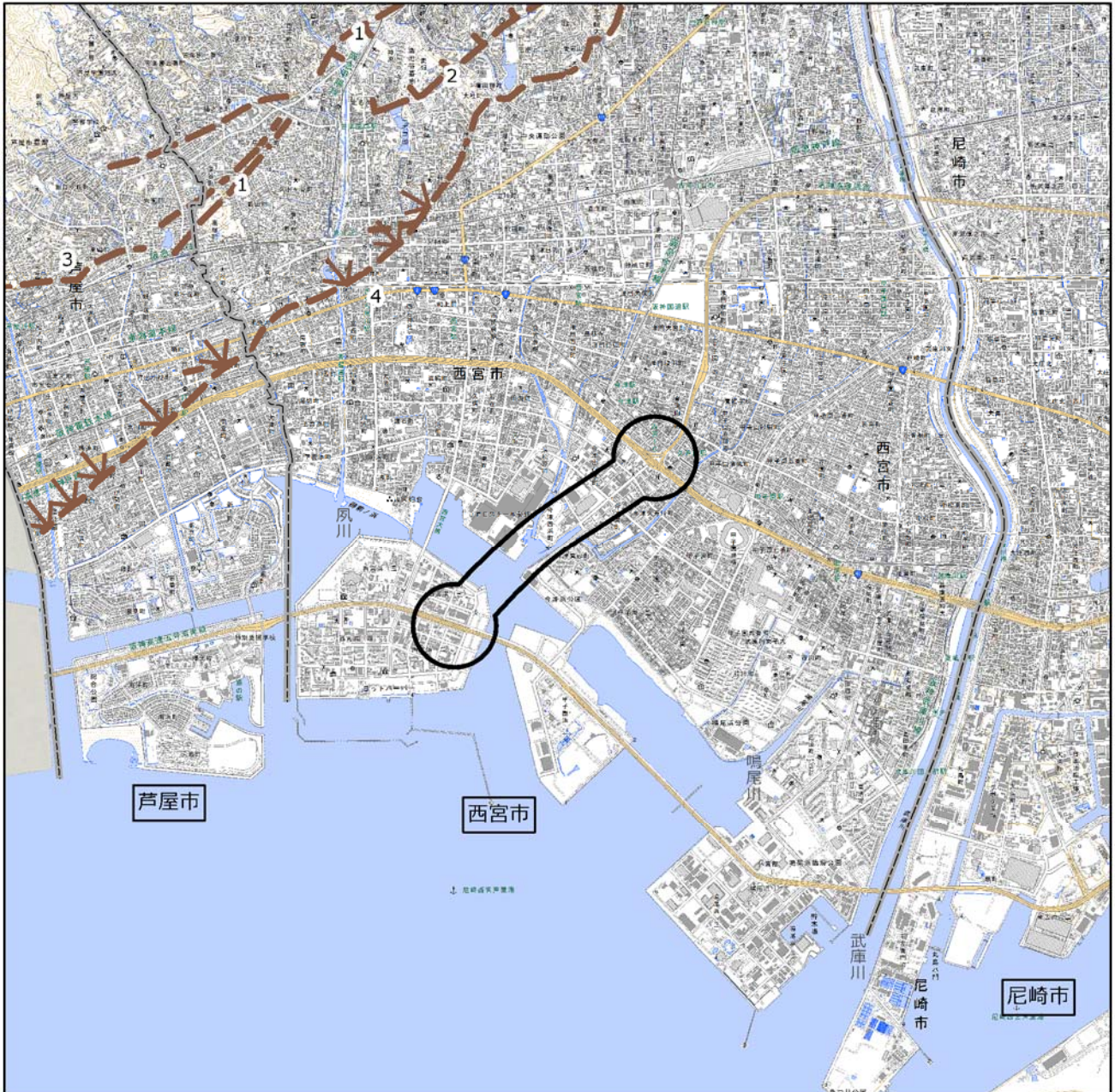


図2.3-40 表層地質図



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 活断層
- とうきょく 撓曲

出典) 「近畿の活断層」 (東京大学出版会、平成12年)

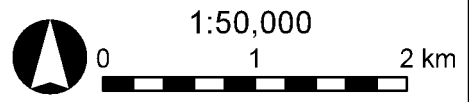


図2.3-41 活断層図

c. 特異又は学術上価値のある地形・地質の状況

特異又は学術上価値のある地形・地質の選定基準は、表2.3-85に示すとおりである。

この選定基準に該当する対象区域の特異又は学術上価値のある地形及び地質は、表2.3-86及び図2.3-42に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には、特異又は学術上価値のある地形・地質は存在しない。

表2.3-85 特異又は学術上価値のある地形・地質の選定基準

略称	法律及び文献	選定基準及びランク
天然記念物	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号) 「西宮市文化財保護条例」 (昭和48年4月11日西宮市条例第3号) 「芦屋市文化財保護条例」 (平成元年4月1日芦屋市条例第7号) 「尼崎市文化財保護条例」 (昭和57年3月31日条例第7号)	天然記念物 国特：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
世界遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日条約第7号)	登録自然遺産
保全条例	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	自然環境の保全に係る規制地域のうち地形地質に係る指定地
宮水条例	「西宮市宮水保全条例」 (平成29年12月25日西宮市条例第15号)	宮水に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域を保全対象区域として指定
第1回	「緑の国勢調査-自然環境保全調査報告書」 (環境庁、昭和51年)	すぐれた自然のうち「地形・地質・自然現象」に係るもの
環境保全法	「自然環境保全法」 (昭和47年6月22日法律第85号)	自然環境保全地域
郷土記念物	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	郷土記念物
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)	選定された地形・地質 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 注目：要注目
地形 RDB	「日本の地形レッドデータブック第1集」 (日本の地形RDB作成委員会、平成12年) 「日本の地形レッドデータブック第2集」 (日本の地形RDB作成委員会、平成14年)	選定された地形・地質 ①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形

表2.3-86 特異又は学術上価値のある地形及び地質

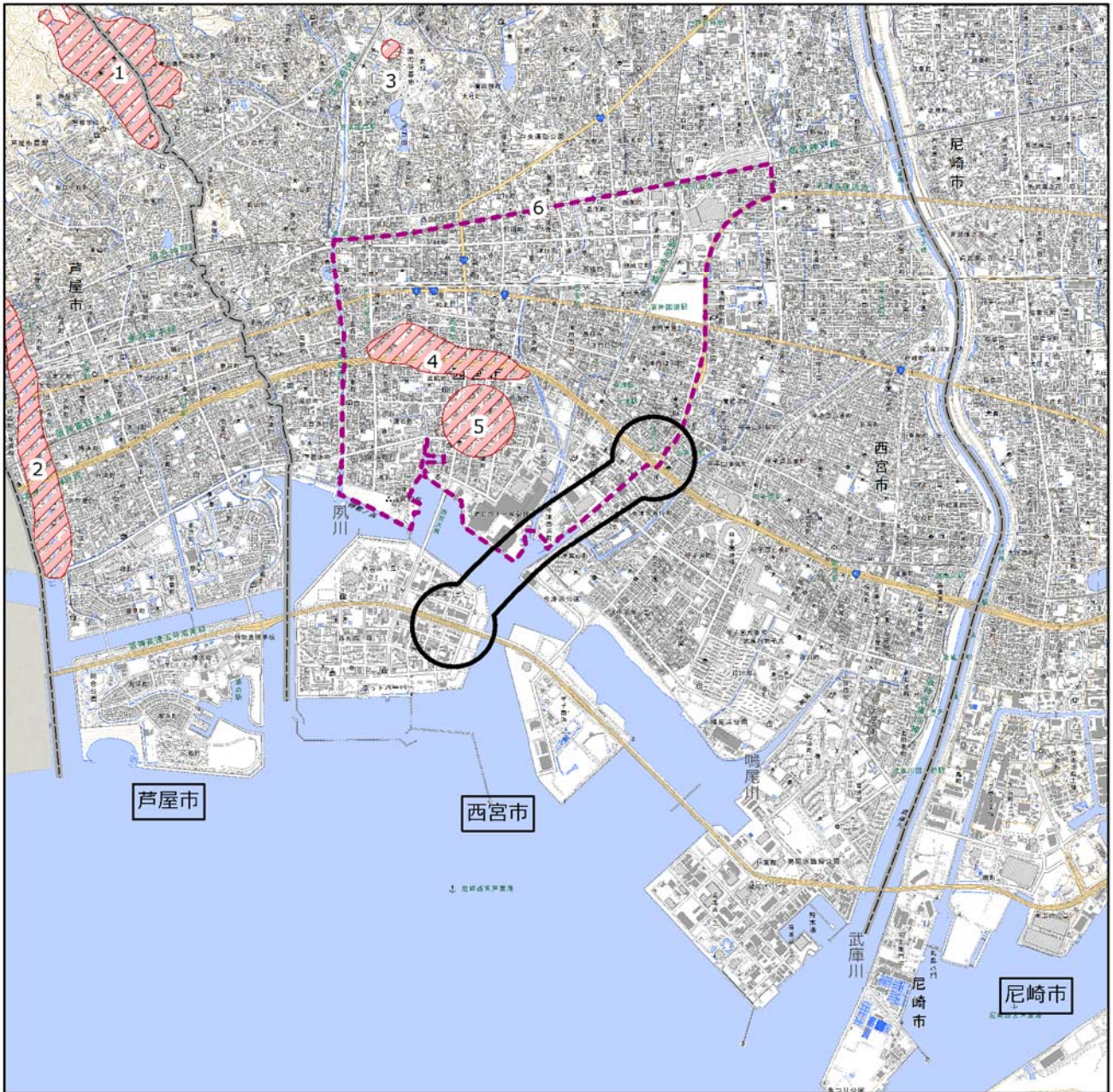
分類	名称	番号	所在地	概要	選定基準								
					天然記念物	世界遺産	保全条例	宮水条例	第1回	環境保全法	郷土記念物	兵庫DOB	地形DOB
地形	芦屋市六麓荘町土石流	1	芦屋市六麓荘町	六甲山地の激しい浸食作用を考えさせる土石流地形とその土地利用。								C	
地形	芦屋川の天井川地形	2	芦屋川の阪急神戸～JR神戸線間	鉄道(JR神戸線)が川の下をトンネルで通過する珍しい例。								B	
地形・地質・自然現象	芦屋断層(逆)露頭	-	-	芦屋断層は六甲山地の急斜面と丘陵との接点を走っている。					○				
地形・地質・自然現象	甲陽断層(逆)露頭	-	-	住宅地の真中にみられる断層面。					○				
地質	甲陽断層	3	西宮市神原	大阪層群中の寒冷期植物化石と断層。	県							B	
地形	西宮えびす神社	4	西宮市社家町	大阪湾の旧海岸線に造成された海岸砂州の名残り。								C	
地質	宮水	5	西宮市久保町周辺	第四紀層中の伏流水(宮水)									注目
		6	-	西宮市宮水保全条例第4条の規定に基づく保全対象区域								○	

注) 1. 表中の番号は、図2.3-42に対応している。


2. 表中の選定基準の略称については、表2.3-85を参照する。

3. 「芦屋断層(逆)露頭」「甲陽断層(逆)露頭」については、詳細な位置が資料中に示されていないため、図中には記載していない。


出典) 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)
 「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(環境庁、昭和51年)
 「西宮市宮水保全条例」(平成29年12月25日西宮市条例第15号)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 特異又は学術上価値のある地形及び地質

 西宮市宮水保全条例第4条の規定に基づく保全対象区域

出典) 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック
2011(地形・地質・自然景観・生態系)」
(兵庫県、平成23年)
「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」
(環境庁、昭和51年)
「西宮市宮水保全条例」
(平成29年12月25日西宮市条例第15号)
「保全対象区域指定についての告示」
(平成30年3月29日西宮市告示甲第1294号)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-42 特異又は学術上価値のある地形及び地質

10) 陸生植物

a. 植物の状況

既存資料や文献によって対象区域で確認された植物種は、表2.3-87に示すとおりである。

表2.3-87 確認された植物

分類		確認種数	種名
シダ植物門		2科3種	スギナ、オニヤブソテツ、ベニシダ
種子植物門	裸子植物亜門		2科2種 イチヨウ、クロマツ
	被子植物 亜門	双子葉 植物網	離弁花亜綱 39科111種 ヤマモモ、スダジイ、エノキ、オオイヌタデ、ミ ゾソバ、ヨツバハコベ、オカヒジキ、サネカズラ 等
		合弁花亜綱	18科75種 コバノミツバツツジ、トウネズミモチ、ミズハコ ベ、ヒメオドリコソウ、イヌホウズキ、コセンダ ングサ、ヒメムカシヨモギ、セイヨウタンポポ等
	単子葉植物網		11科82種 ヤブラン、キショウブ、イヌムギ、カモガヤ、イ ヌビエ、オギ、チカラシバ、ヨシ、キンエノコロ 等
72科273種			

- 出典) 「第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹巨木林 近畿版」 (環境庁、平成3年)
「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」 (西宮市総合教育センター、昭和51年)
「ふるさと西宮の自然」 (西宮自然保護協会、平成17年)
「西宮の自然を歩く-14コース案内-」 (西宮自然保護協会、平成27年)
「兵庫県産維管束植物」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成11年)
「兵庫県産維管束植物2」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成12年)
「兵庫県産維管束植物3」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成13年)
「兵庫県産維管束植物4」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成14年)
「兵庫県産維管束植物5」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成15年)
「兵庫県産維管束植物6」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成17年)
「兵庫県産維管束植物7」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成18年)
「兵庫県産維管束植物8」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)
「兵庫県産維管束植物9」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)
「兵庫県産維管束植物10」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成20年)
「兵庫県産維管束植物11」 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成21年)
「芦屋の自然」 (芦屋市、平成25年)
「大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト」 (平成30年7月現在)
「西宮市生態系レッドデータブック」 (西宮市、平成24年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」
(西宮市、平成24年)

環境庁が実施した「第4回自然環境保全基礎調査」及び環境省が実施した「第6回自然環境保全基礎調査」の巨樹・巨木林に関する調査結果、「ひょうごの巨樹・巨木100選」（（社）兵庫県林業会議・（社）兵庫県治山林道協会、平成17年）の巨樹・巨木によると、対象区域における巨樹・巨木林は、表2.3-88及び図2.3-43に示すとおりである。

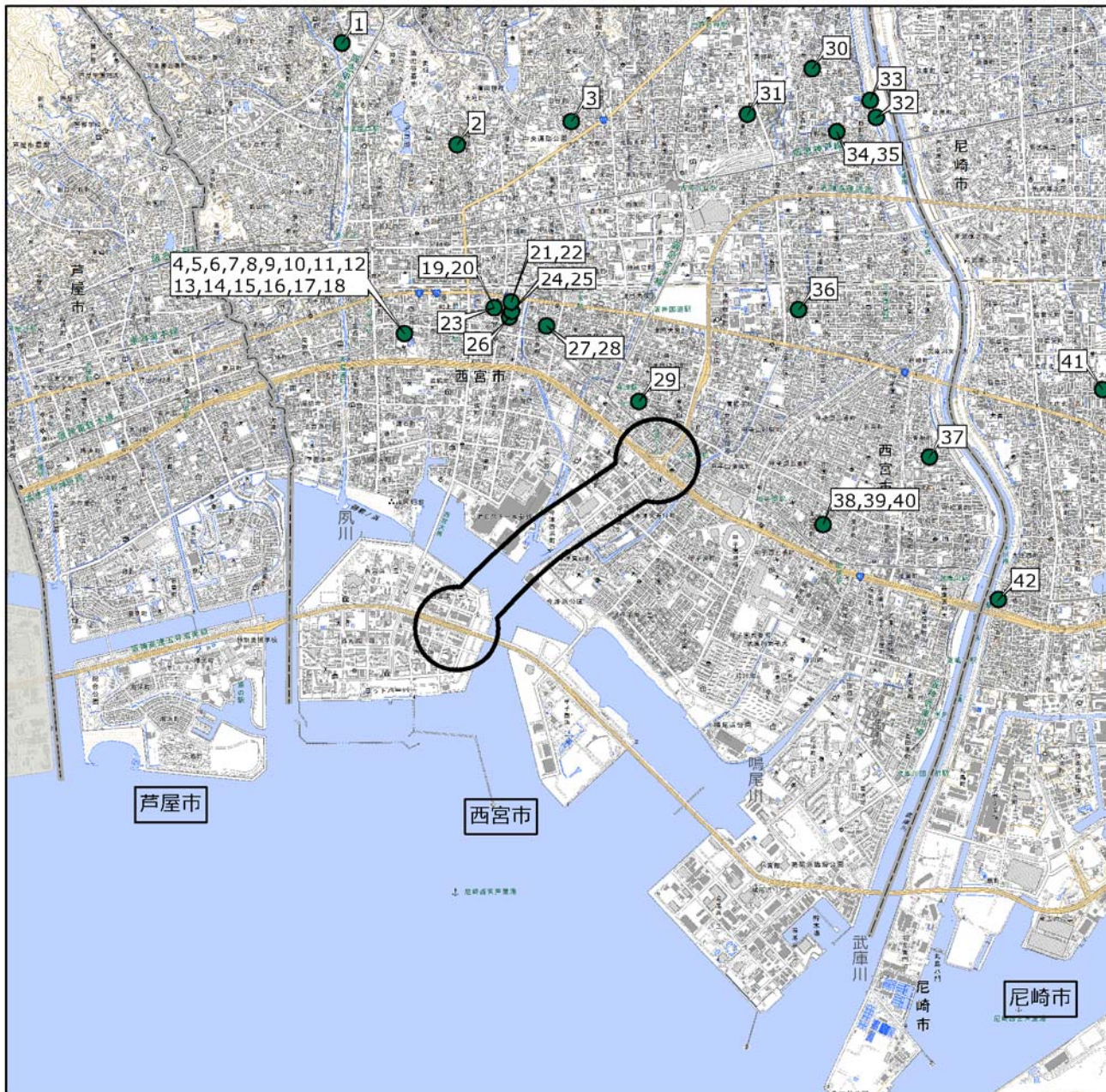
表2.3-88 巨樹、巨木林

番号	名称	所在地	出典	番号	名称	所在地	出典
1	クロガネモチ	西宮市 獅子ヶ口町	①②	22	クスノキ	西宮市 六湛寺町	①
2	クスノキ	西宮市 神垣町	①	23	クスノキ	西宮市 六湛寺町	①
3	ムクノキ	西宮市 広田町	①	24	クスノキ	西宮市 海清寺	①②
4	クスノキ	西宮市 西宮神社	①②	25	クスノキ	西宮市 海清寺	①
5	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	26	イチョウ	西宮市 海清寺	①
6	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	27	エノキ	西宮市 松原神社	①②
7	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	28	クスノキ	西宮市 松原神社	①
8	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	29	クスノキ	西宮市 浄願寺	①
9	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	30	クスノキ	西宮市 巖島神社	①
10	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	31	クスノキ	西宮市 熊野神社	①
11	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	32	クスノキ	西宮市 日野町	①
12	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	33	クスノキ	西宮市 日野町	①
13	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	34	クスノキ	西宮市 日野神社	①
14	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	35	クスノキ	西宮市 日野神社	①
15	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	36	クスノキ	西宮市 甲子園口	①
16	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	37	クスノキ	西宮市 小曾根町	①
17	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	38	ムクノキ	西宮市 八幡神社	①
18	クスノキ	西宮市 西宮神社	①	39	ムクノキ	西宮市 八幡神社	①
19	クスノキ	西宮市 六湛寺町	①	40	エノキ	西宮市 八幡神社	①
20	クスノキ	西宮市 六湛寺町	①	41	クスノキ	尼崎市 大島神社	①
21	クスノキ	西宮市 六湛寺町	①	42	クスノキ	尼崎市 楠魂神社	①②

注) 表中の番号は図2.3-43に対応している。

出典) ①「自然環境調査Web-GIS」（環境省ホームページ、平成30年7月現在）

②「ひょうごの巨樹・巨木100選」（（社）兵庫県林業会議・（社）兵庫県治山林道協会、平成17年）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 巨樹巨木林

出典) 「自然環境調査Web-GIS」

(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

「ひょうごの巨樹・巨木100選」 (社) 兵庫県

林業会議・(社) 兵庫県治山林道協会、平成17年)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-43 巨樹・巨木林位置

b. 植生の状況

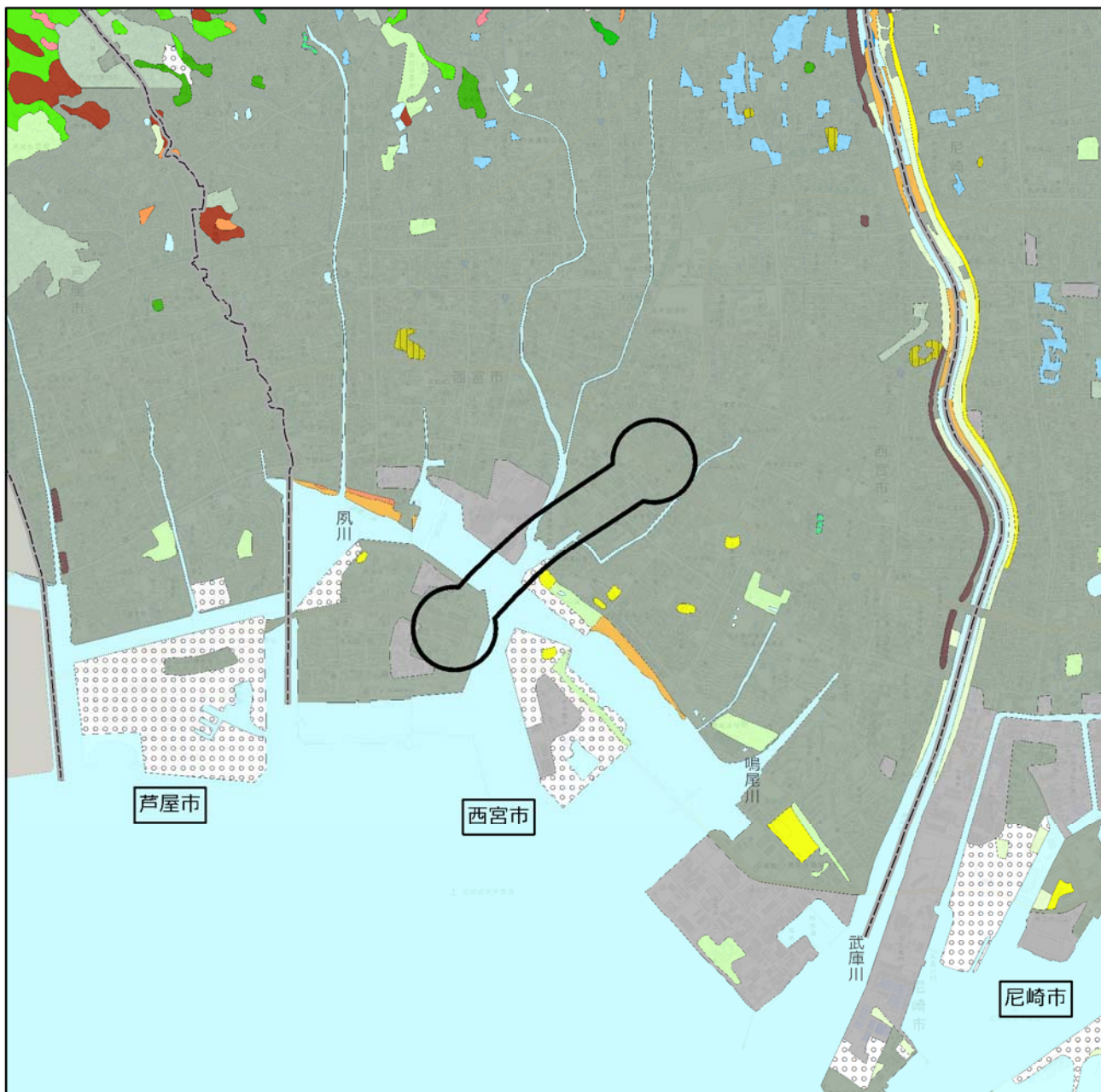
対象区域における植生の状況は図2.3-44に示すとおり、大部分が市街地となっており、一部に芝地や公園の緑地がわずかに見られる。また、対象地域の植生凡例及び植生自然度は、表2.3-89に示すとおりである。

表2.3-89 植生自然度

植生自然度	植生凡例
10 自然草原	砂丘植生
9 自然林	ケヤキ-ムクノキ群集、アラカシ群落
8 二次林（自然林に近いもの）	—
7 二次林	アベマキ-コナラ群集、モチツツジ-アカマツ群集、シイ・カシ二次林
6 植林地	クロマツ植林
5 二次草原（背の高い草原）	ヨシクラス
4 二次草原（背の低い草原）	ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、伐採跡地群落（Ⅶ）
3 外来種植林、農耕地（樹園地）	クスノキ植林、竹林、残存・植栽樹群をもった公園・墓地等
2 外来種草原、農耕地（水田・畑）	牧草地、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1 市街地等	市街地、工場地帯、造成地、干拓地

出典) 「自然環境調査Web-GIS」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、平成28年)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

- | | |
|---|--|
| アラカシ群落 | 牧草地 |
| ケヤキ・ムクノキ群集 | 路傍・空地雑草群落 |
| シイ・カシ二次林 | 水田雑草群落 |
| アベマキ・コナラ群集 | 市街地 |
| モチツツジ・アカマツ群集 | 緑の多い住宅地 |
| 伐採跡地群落 (V I I) | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| ヨシクラス | 工場地帯 |
| 砂丘植生 | 造成地 |
| クロマツ植林 | 干拓地 |
| クスノキ植林 | 開放水域 |
| 竹林 | 自然裸地 |
| ゴルフ場・芝地 | |

出典) 「自然環境調査Web-GIS」
(環境省ホームページ、平成30年7月現在)



図2.3-44 現存植生図

c. 貴重な植物種

貴重な植物種の選定にあたっては、表2.3-90に示す法律及び文献を用いた。

対象区域で確認された貴重な植物種は、表2.3-91及び図2.3-45に示すとおりである。

表2.3-90 貴重な植物種の選定基準

略称	法律及び文献	カテゴリー
種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
		緊急：緊急指定種
全国 RL	「環境省レッドリスト2018の公表について」(環境省、平成30年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧I類
		CR：絶滅危惧IA類
		EN：絶滅危惧IB類
		VU：絶滅危惧II類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2010(植物・植物群落)」(兵庫県、平成22年)	LP：地域個体群
		EX：絶滅
		A：Aランク
		B：Bランク
		C：Cランク
		注：要注目
調：要調査種		

表2.3-91 貴重な植物種

No.	種名	種の保存法	全国RL	兵庫RDB	文献NO.
1	オガタマノキ			B	④
2	ハンゲショウ			C	②
3	ハマナス			A	③
4	イヌノフグリ		VU	C	①④
5	カワヂシャ		NT	C	①②
6	ホッスガヤ			C	①
7	コガマ			B	②
8	フトイ			調	①
9	ミズトンボ		VU	C	①

注) 選定基準の略称については表2.3-90参照。

出典) ①「兵庫県産維管束植物」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成11年)

「兵庫県産維管束植物2」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成12年)

「兵庫県産維管束植物3」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成13年)

「兵庫県産維管束植物4」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成14年)

「兵庫県産維管束植物5」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成15年)

「兵庫県産維管束植物6」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成17年)

「兵庫県産維管束植物7」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成18年)

「兵庫県産維管束植物8」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)

「兵庫県産維管束植物9」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)

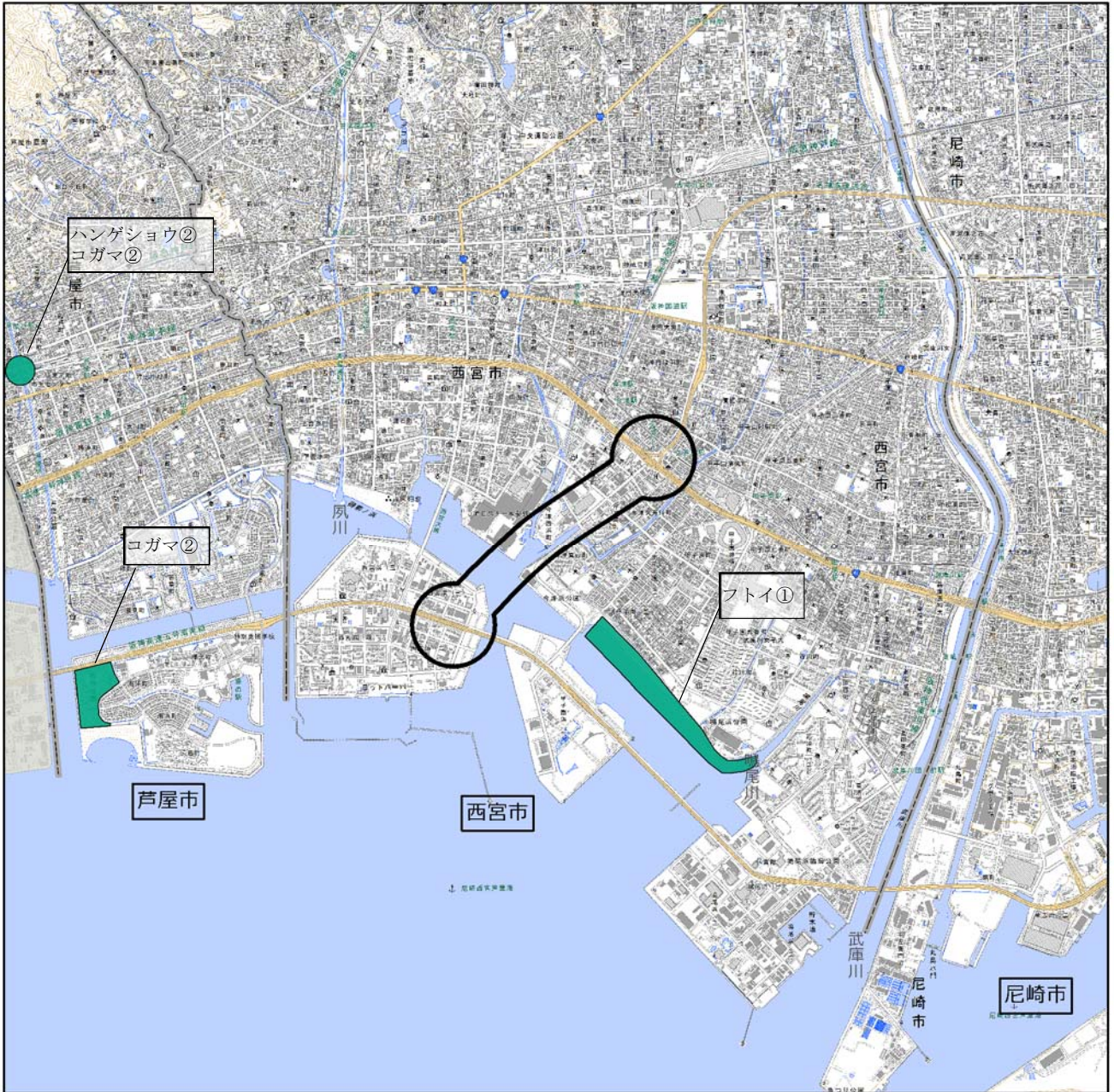
「兵庫県産維管束植物10」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成20年)

「兵庫県産維管束植物11」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成21年)

②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

③「西宮の自然を歩く-14 コース案内-」(西宮自然保護協会、平成27年)

④「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 貴重な植物確認位置

注) 1. 各確認位置は概ねの位置を示す。
 2. 種名の後に記載されている番号は出典番号と対応している。
 3. 甲子園浜の位置について明確に示されていないため、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011 (地形・地質・自然景観・生態系) (兵庫県、平成23年)における浜甲子園の位置を示す。

出典) ①「兵庫県産維管束植物 11」
 (兵庫県立人と自然の博物館編、平成 21 年)
 ②「芦屋の自然」(芦屋市、平成 25 年)

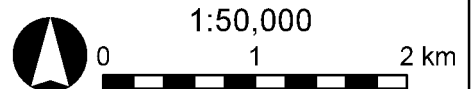


図2.3-45 貴重な植物種分布図

d. 貴重な植物個体及び植物群落

貴重な植物個体及び植物群落の選定にあたっては、表2. 3-92に示す法律及び文献を用いた。

対象区域で確認された貴重な植物個体及び貴重な植物群落は、表2. 3-93及び図2. 3-46に示すとおりである。

表2. 3-92 貴重な植物個体及び植物群落の選定基準

略称	法律及び文献	選定基準
天然 記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)	国特別：国指定特別天然記念物
		国：国指定天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日兵庫県条例第58号) 「西宮市文化財保護条例」(昭和48年4月11日西宮市条例第3号) 「尼崎市文化財保護条例」(昭和57年3月31日条例第7号) 「芦屋市文化財保護条例」(平成元年4月1日条例第7号)	県：県指定天然記念物
		市：市指定天然記念物
郷土 記念物	「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	郷土：郷土記念物
群落 RDB	「植物群落レッドデータブック」((財)日本自然保護協会、平成8年)	ランク4：緊急に対策必要
		ランク3：対策必要
		ランク2：破壊の危機
		ランク1：要注意
特定 群落	「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年) 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和63年) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)	A：原生林もしくはそれに近い自然林
		B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群
		C：比較的普通にみられるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群
		D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
		E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
		F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採等の手が入っていないもの。
		G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなる恐れのある植物群落又は個体群
		H：その他学術上重要な植物群落又は個体群
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」(兵庫県、平成22年)	A：Aランク。規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。
		B：Bランク。Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。
		C：Cランク。Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。
		注目：要注目。人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるとして保全に配慮すべきもの

表2.3-93 貴重な植物個体及び植物群落

区分	番号	項目名	選定基準					文献 NO.
			天然 記念物	郷土 記念物	群落 RDB	特定 群落	兵庫 RDB	
個体	1	海清寺の大クス	県					①
	2	クスノキ	市					②
群落	3	越木岩神社の社叢林（ヒメユズリハ林）	県			A	C	①③④
	4	広田神社のコパノミツバツツジ群落	県					①
	5	西宮神社社叢	県					①
	6	日野神社の社叢	県					①
	7	海浜植物群落（甲子園浜・御前浜・香櫨園浜）					C	④

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-92参照。

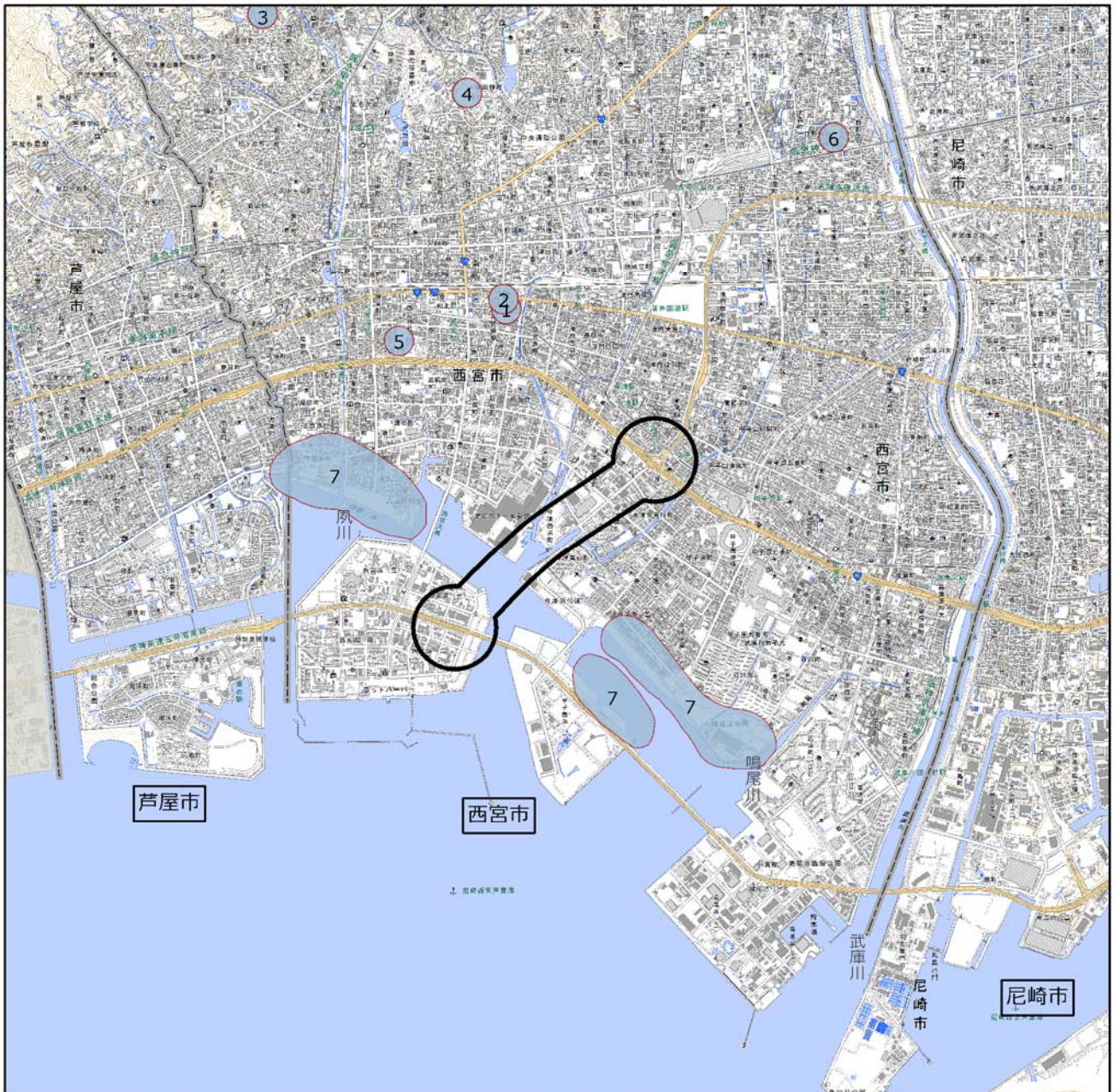
2. 表中の番号は図2.3-46に対応している。

出典) ①「県指定文化財一覧」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

②「西宮市内の指定文化財一覧」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）

③「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和54年）

④「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2010（植物・植物群落）」（兵庫県、平成22年）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 貴重な植物個体
- 貴重な植物群落

出典) 「県指定文化財一覧」(兵庫県教育委員会文化財課
ホームページ、平成30年7月現在)
「西宮市内の指定文化財一覧」
(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
(環境庁、昭和54年)
「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
(環境庁、昭和63年)
「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
(環境庁、平成12年)
「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック
2010 (植物・植物群落)」(兵庫県、平成22年)

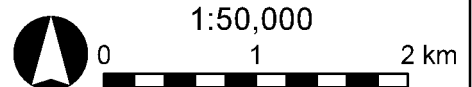


図2.3-46 貴重な植物個体及び植物群落位置図

e. 侵略的外来種

植物の侵略的外来種の選定にあたっては、表2.3-94に示す法律及び文献を用いた。
対象区域で確認された侵略的外来種は、表2.3-95に示すとおりである。

表2.3-94 侵略的外来種の選定基準

略称	法律及び文献	選定基準
外来生物法	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年6月2日法律第78号)	特定：特定外来生物
兵庫県BL	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」(兵庫県、平成22年)	警戒種：生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種
		注意種：生物多様性への影響がある種、または将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種

表2.3-95 侵略的外来種(植物)

No.	種名	外来生物法	兵庫県BL	文献NO.
1	セイヨウカラシナ		注意種	②③
2	イタチハギ		警戒種	②
3	コマツナギ		警戒種	②
4	シンジュ		注意種	③
5	アレチウリ	特定	警戒種	①
6	コマツヨイグサ		注意種	①②③④
7	トウネズミモチ		警戒種	①
8	アレチハナガサ		注意種	③
9	オオブタクサ		警戒種	②
10	ヨモギ		警戒種	①②③
11	オオキンケイギク	特定	警戒種	②
12	セイタカアワダチソウ		注意種	①②③
13	オオオナモミ		注意種	①②③
14	キショウブ		注意種	①②
15	カモガヤ		警戒種	①
16	シナダレスズメガヤ		警戒種	①
17	チガヤ		警戒種	②
18	ネズミムギ		警戒種	②
19	セイバンモロコシ		注意種	①②③

注) 選定基準の略称については表2.3-94参照。

出典) ①「兵庫県産維管束植物」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成11年)

「兵庫県産維管束植物2」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成12年)

「兵庫県産維管束植物3」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成13年)

「兵庫県産維管束植物4」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成14年)

「兵庫県産維管束植物5」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成15年)

「兵庫県産維管束植物6」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成17年)

「兵庫県産維管束植物7」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成18年)

「兵庫県産維管束植物8」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)

「兵庫県産維管束植物9」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成19年)

「兵庫県産維管束植物10」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成20年)

「兵庫県産維管束植物11」(兵庫県立人と自然の博物館編、平成21年)

②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

③「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)

④「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きものごとであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

11) 陸生動物

a. 陸生動物の状況

ア. 哺乳類

既存資料や文献によって対象区域で確認された哺乳類は、表2.3-96に示すとおりである。

表2.3-96 確認された哺乳類

目名	種数	種名
コウモリ	1科1種	アブラコウモリ
サル	1科1種	ニホンザル
ウサギ	1科1種	ノウサギ
ネズミ	3科4種	ニホンリス、ドブネズミ、クマネズミ、ヌートリア
ネコ	3科5種	タヌキ、テン、イタチ、チョウセンイタチ
ウシ	1科1種	イノシシ
6目10科13種		

出典) 「第4回自然環境保全基礎調査 自然情報図」(環境庁、平成7年)
「生物多様性調査 動物分布調査報告書(哺乳類)」(環境省、平成21年)
「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

イ. 鳥類

既存資料や文献によって対象区域で確認された鳥類は、表2.3-97に示すとおりである。

表2.3-97 確認された鳥類

目名	種数	種名
アビ	1科3種	オオハム、シロエリオオハム、アビ
カイツブリ	1科5種	ミミカイツブリ、カンムリカイツブリ、アカエリカイツブリ、ハジロカイツブリ、カイツブリ
ミズナギドリ	1科1種	ハシボソミズナギドリ
ペリカン	1科2種	ウミウ、カワウ
コウノトリ	1科10種	アオサギ、アマサギ、ササゴイ、ダイサギ、カラシラサギ、コサギ等
カモ	1科28種	オシドリ、オナガガモ、アメリカヒドリ、ヨシガモ、ヒドリガモ等
タカ	2科8種	オオタカ、ノスリ、トビ、ミサゴ、チョウゲンボウ等
キジ	1科1種	キジ
ツル	1科4種	オオバン、ツルクイナ、バン、ヒクイナ
チドリ	10科66種	タマシギ、ミヤコドリ、ミヤコドリ、コチドリ、ヘラシギ、セイタカシギ、ハイイロヒレアシシギ、ツバメチドリ、トウゾクカモメ、ウミネコ等
ハト	1科3種	ドバト、アオバト、キジバト
フクロウ	1科5種	コミミズク、トラフズク、アオバズク、オオコノハズク、フクロウ
アマツバメ	1科2種	ヒメアマツバメ、アマツバメ
ブッポウソウ	2科2種	カワセミ、ヤツガシラ
キツツキ	1科2種	コゲラ、アオゲラ
スズメ	21科63種	ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、キレンジャク、カワガラス、カヤクグリ、コマドリ等
16目47科207種		

出典) 「ガンカモ科鳥類の生息調査」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)
「シギ・チドリ類渡来地湿地目録」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)
「ひょうごの鳥 2010」(日本野鳥の会ひょうご、平成25年)
「甲子園浜の野鳥情報」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「シギ・チドリ飛来情報」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)
「ふるさと西宮の自然」(西宮自然保護協会、平成17年)
「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
「兵庫県の鳥類」(兵庫県、平成元年)
「兵庫県の鳥類(Ⅱ)」(兵庫県、平成7年)
「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きものとのあい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

ウ. 爬虫類

既存資料や文献によって対象区域で確認された爬虫類は、表2.3-98に示すとおりである。

表2.3-98 確認された爬虫類

目名	科名	種名
カメ	1科1種	アカミミガメ
有鱗	5科6種	ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、アオダイショウ、シマヘビ
2目6科7種		

出典) 「生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)
「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」
(西宮市、平成24年)

エ. 両生類

既存資料や文献によって対象区域で確認された両生類は、表2.3-99に示すとおりである。

表2.3-99 確認された両生類

目名	科名	種名
有尾	1科1種	アカハライモリ
無尾	4科7種	ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、ツチガエル、ウシガエル、タゴガエル、カジカガエル、モリアオガエル
2目5科8種		

出典) 「生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)
「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」
(西宮市、平成24年)

オ. 昆虫類

既存資料や文献によって対象区域で確認された昆虫類は、表2.3-100に示すとおりである。

表2.3-100 確認された昆虫類

目名	種数	種名
トンボ	9科56種	アオイトトンボ、キイトトンボ、モノサシトンボ、ギンヤンマ、ヤマサナエ、オニヤンマ、コヤマトンボ、コフキトンボ、ヒメアカネ等
バッタ	1科1種	アオマツムシ
カメムシ	1科2種	クマゼミ、アブラゼミ
チョウ	8科31種	キマダラセセリ、アサギマダラ、ムラサキシジミ、コムラサキ、ゴマダラチョウ、アゲハ、モンキチョウ等
コウチュウ	4科5種	ヤコンオサムシ、ハンミョウ、コニワハンミョウ、ゲンジボタル、ブタクサハムシ
5目23科95種		

出典) 「生物多様性調査 動物分布調査報告書 (昆虫 (トンボ) 類)」 (環境省、平成14年)
「生物多様性調査 動物分布調査報告書 (昆虫 (ガ) 類)」 (環境省、平成14年)
「生物多様性調査 動物分布調査報告書 (昆虫 (チョウ) 類)」 (環境省、平成14年)
「生物多様性調査 動物分布調査報告書 (昆虫 (甲虫) 類)」 (環境省、平成14年)
「芦屋の自然」 (芦屋市、平成25年)
「西宮市生態系レッドデータブック」 (西宮市、平成24年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」 (西宮市、平成24年)

b. 貴重な陸生動物種の状況

貴重な陸生動物種の選定にあたっては、表2.3-101に示す法律及び文献を用いた。

表2.3-101 貴重な陸生動物種の選定基準

略称	法律・文献等	カテゴリー
天然 記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)	国特別：国指定特別天然記念物
		国：国指定天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日兵庫県条例第58号) 「西宮市文化財保護条例」(昭和48年4月11日西宮市条例第3号) 「尼崎市文化財保護条例」(昭和57年3月31日条例第7号) 「芦屋市文化財保護条例」(平成元年4月1日条例第7号)	県：県指定天然記念物
		市：市指定天然記念物
種の 保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
		緊急：緊急指定種
		保護区：生物等保護区
全国 RL	「環境省レッドリスト2018の公表について」(環境省、平成30年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：地域個体群		
水産庁 DB	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成12年)	絶滅危惧：絶滅危惧種
		危急：危急種
		希少：希少種
近畿 RDB	「近畿地区鳥類レッドデータブック」(山岸哲編、平成15年)	絶滅：絶滅種
		1：危機的絶滅危惧種(ランク1)
		2：絶滅危惧種(ランク2)
		3：準絶滅危惧種(ランク3)
注：要注目種		
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2012(昆虫類)」(兵庫県、平成24年) 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2013(鳥類)」(兵庫県、平成25年) 「兵庫県版レッドリスト2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(兵庫県、平成29年)	EX：絶滅
		A：Aランク
		B：Bランク
		C：Cランク
		注：要注目種
		地：地域限定貴重種
調：要調査種		

ア. 哺乳類

対象区域における哺乳類の貴重な種に関する確認記録は得られなかった。

イ. 鳥類

対象区域で確認された鳥類の貴重な種は、表2.3-102及び図2.3-47に示すとおりである。

表2.3-102(1) 貴重な鳥類

No.	種名	保護指定						文献 NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
1	オオハム						調	⑨⑩
2	シロエリオオハム						調	⑨
3	アビ						調	⑨
4	カンムリカイツブリ					3		③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
5	ササゴイ					3	C	③⑤⑥⑨
6	カラシラサギ			NT			注	③⑨
7	チュウサギ			NT	希少	3	C	③⑤⑦⑨⑩
8	クロサギ					3	B	⑤⑨
9	ヨシゴイ			NT		2	A	⑤⑨
10	オシドリ			DD		3	B	①③⑨
11	アメリカカヒドリ					3	注	③⑤⑨⑩
12	ヨシガモ					3		①③⑤⑥⑨⑩
13	トモエガモ			VU		3	C	⑤⑨⑩
14	マガモ					3		①③⑤⑨⑩
15	シマアジ					3	C	③④⑤⑨
16	マガン	国		NT		3	C	⑤
17	ヒシクイ	国		VU		3	B	⑤
18	コクガン	国		VU	希少		注	⑨
19	ホオジロガモ					3		①③⑤⑥⑦⑨
20	シノリガモ						B	③⑤⑨
21	ビロードキンクロ					2	B	①⑤⑥⑨
22	クロガモ					3	C	③⑤⑥⑦⑨
23	ミコアイサ					3		①③⑤⑨
24	カワアイサ					3		①⑨
25	ウミアイサ					3		①③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫
26	アカツクシガモ			DD				⑨
27	ツクシガモ			VU		2		③⑨
28	オオタカ			NT		3	B	⑨
29	ノスリ					3	B	⑨
30	チュウヒ		国内	EN		1	A	⑨
31	オジロワシ	国	国内	VU		3	B	⑨
32	ミサゴ			NT		2	A	③⑤⑥⑨
33	ハヤブサ		国内	VU		3	B	③⑨
34	チョウゲンボウ					3		③⑨
35	オオバン					3		③⑨
36	ヒクイナ			NT		2	B	⑨
37	タマシギ			VU		2	B	⑨

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-101参照。
2. 出典番号は表2.3-102(4)に示す出典を参照。

表2.3-102(2) 貴重な鳥類

No.	種名	保護指定						文献 NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
38	ミヤコドリ						調	④⑨
39	シロチドリ			VU		3	A	③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫
40	コチドリ					3		③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫
41	オオメダイチドリ					2	B	⑤⑥⑨
42	メダイチドリ					3		③④⑤⑥⑨⑩⑪
43	イカルチドリ					3	B	⑤⑩
44	ムナグロ					3		③④⑤⑥⑦⑨
45	ダイゼン					2	C	③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫
46	ケリ			DD				③
47	タゲリ					3		③
48	イソシギ					2	C	③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪
49	キョウジョシギ					3		③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
50	ウズラシギ					3	B	③④⑤⑨
51	ハマシギ			NT		3	C	②③④⑤⑥⑦⑨⑩
52	コオバシギ					2	B	⑤⑥⑨⑩
53	サルハマシギ					2	B	③④⑤⑨
54	トウネン					3		③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫
55	ヒバリシギ					2	B	⑤⑨
56	オジロトウネン					2	B	⑤⑨
57	オバシギ					2	C	③④⑤⑥⑨⑩
58	ミユビシギ					2	B	⑤⑥⑨
59	ヘラシギ		国内	CR		2	B	⑤⑨
60	タシギ					3	B	④⑤⑨
61	オオジシギ			NT		3	B	⑨
62	キアシシギ					3		③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
63	キリアイ					2	B	⑤⑨
64	シベリアオオハシシギ			DD				⑤⑨
65	オオソリハシシギ			VU		3	B	③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
66	オグロシギ					2	B	⑤⑨
67	ダイシャクシギ					2	B	③④⑤⑨
68	ホウロクシギ			VU		2	B	③④⑤⑨
69	チュウシャクシギ					3		③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫
70	エリマキシギ					2	B	⑤⑨
71	ヤマシギ					3	B	⑤⑨
72	ツルシギ			VU		3	B	⑤⑦⑨
73	タカブシギ			VU		3	B	⑤⑨
74	カラフトアオアシシギ		国内	CR				⑤⑨
75	アオアシシギ					3	B	③④⑤⑥⑦⑨
76	クサシギ					3		⑤⑨
77	コアオアシシギ					2	B	⑤⑨
78	アカアシシギ			VU		2	B	⑨
79	ソリハシシギ					3	B	③④⑤⑥⑨⑩
80	セイタカシギ			VU	希少		B	④⑨⑩

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-101参照。
2. 出典番号は表2.3-102(4)に示す出典を参照。

表2.3-102(3) 貴重な鳥類

No.	種名	保護指定						文献 NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
81	アカエリヒレアシシギ						調	③④⑨⑩
82	ツバメチドリ			VU		2	B	⑨
83	クロハラアジサシ						調	⑨
84	ハジロクロハラアジサシ					3	調	⑨
85	ウミネコ					4		③⑤⑥⑦⑨
86	ズグロカモメ			VU	絶滅危惧	2	B	⑤⑨
87	ミツユビカモメ						調	⑨
88	コアジサシ		国際	VU		2	B	③⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫
89	アジサシ						注	③⑤⑥⑦⑨
90	マダラウミスズメ			DD	希少		調	⑨
91	ウミスズメ			CR	絶滅危惧		調	⑨
92	コミミズク					2	B	⑨
93	トラフズク					2	B	⑨
94	アオバズク					3	B	⑨
95	オオコノハズク					2	B	⑨
96	フクロウ					3		⑨
97	ヒメアマツバメ						B	③⑨
98	カワセミ					3	注	③⑨⑪
99	ヤツガシラ						調	⑨
100	アオゲラ					3	C	⑨
101	ムネアカタヒバリ						調	⑨
102	ビンズイ					4		⑨
103	アカモズ			EN		4	B	⑨
104	ヒレンジャク					4		⑨⑪
105	カヤクグリ					3	A	⑨
106	コマドリ					3	B	⑨
107	ノゴマ					3		⑨⑪
108	コルリ					3	B	⑨
109	ノビタキ					3	A	③④⑨
110	ルリビタキ					3	A	⑨
111	マミジロ					3	B	⑨⑪
112	トラツグミ					2		⑨⑪
113	オオヨシキリ					3	注	⑨⑪
114	コヨシキリ					3	C	⑨

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-101参照。

2. 出典番号は表2.3-102(4)に示す出典を参照。

表2.3-102(4) 貴重な鳥類

No.	種名	保護指定						文献NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
115	シマセンニュウ					3	調	⑨
116	エゾムシクイ					3		⑨
117	キビタキ					3	注	⑨
118	オジロビタキ						調	⑨
119	コサメビタキ						C	⑨
120	エゾビタキ					3		⑨
121	サンコウチョウ					3		⑨⑩
122	ツリスガラ						C	⑨
123	アオジ					3	A	⑨
124	クロジ					3	B	⑨
125	コイカル					3	C	⑨
126	ハッカチョウ							⑨
127	コムクドリ					3	注	⑨
128	カワガラス					3	C	⑩

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-101参照。

2. 出典番号は表2.3-102(4)に示す出典を参照。

出典) ①「ガンカモ科鳥類の生息調査」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

②「シギ・チドリ類渡来地湿地目録」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

③「甲子園浜の野鳥情報」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

④「シギ・チドリ飛来情報」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

⑤「ふるさと西宮の自然」(西宮自然保護協会、平成17年)

⑥「兵庫県の鳥類」(兵庫県、平成元年)

⑦「兵庫県の鳥類(Ⅱ)」(兵庫県、平成7年)

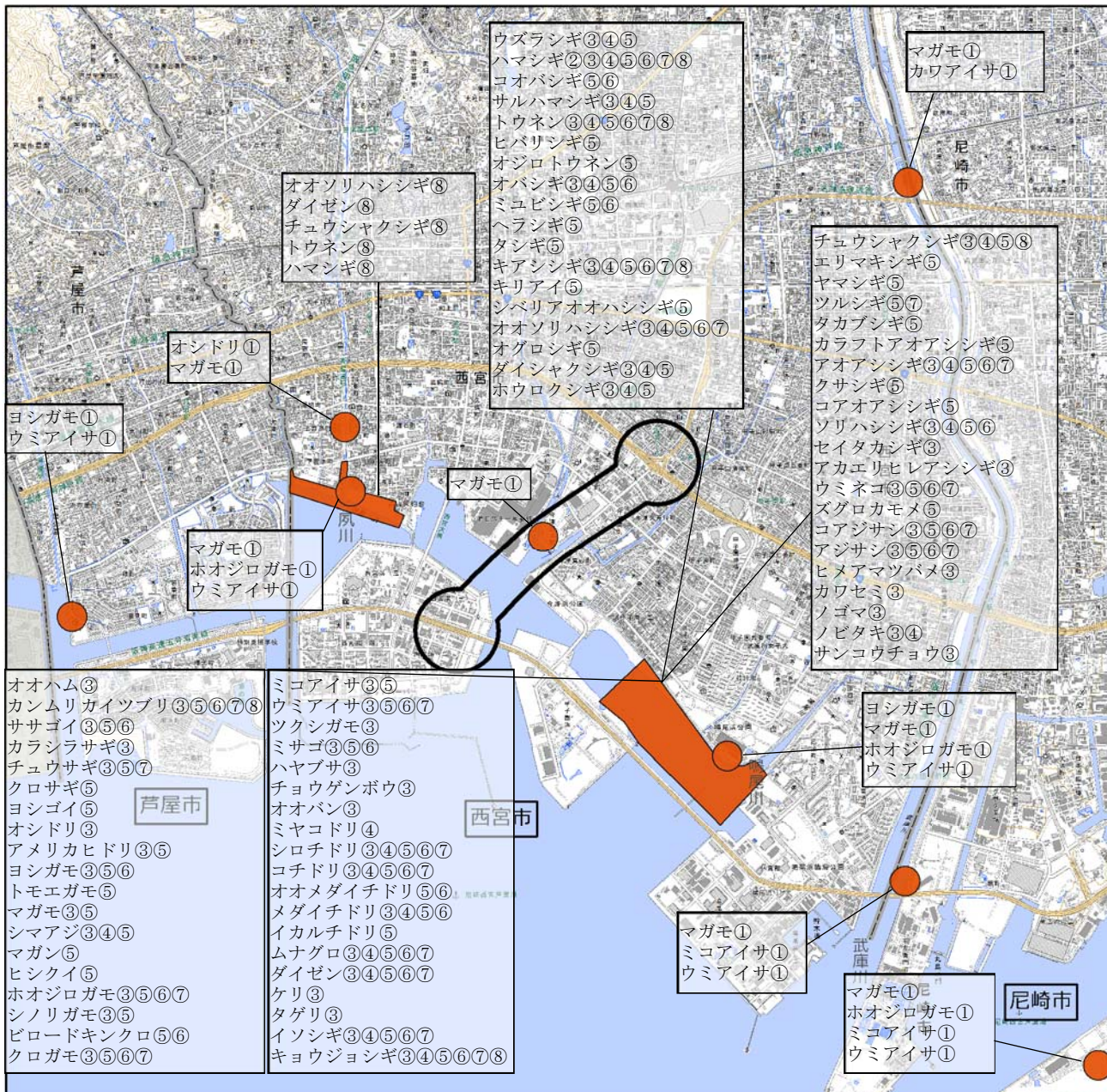
⑧「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)

⑨「ひょうごの鳥 2010」(日本野鳥の会ひょうご、平成25年)

⑩「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)

⑪「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

⑫「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

貴重な陸生動物（鳥類）確認位置

注) 1. 各確認位置は概ねの位置を示す。

2. 種名の後に記載されている番号は出典番号と対応している。

出典) ① 「ガンカモ科鳥類の生息調査」

(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

② 「シギ・チドリ類渡来地湿地目録」

(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

③ 「甲子園浜の野鳥情報」

(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

④ 「シギ・チドリ飛来情報」

(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

⑤ 「ふるさと西宮の自然」 (西宮自然保護協会、平成17年)

⑥ 「兵庫県の鳥類」 (兵庫県、平成元年)

⑦ 「兵庫県の鳥類 (Ⅱ)」 (兵庫県、平成7年)

⑧ 「西宮市生態系レッドデータブック」 (西宮市、平成24年)



1:50,000

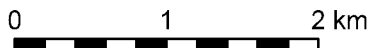


図2.3-47 貴重な陸生動物分布図（鳥類）

ウ. 爬虫類

対象区域で確認された爬虫類の貴重な種は、表2.3-103に示すとおりである。

表2.3-103 貴重な爬虫類

No.	種名	保護指定						文献NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
1	ヤモリ						注	①②
2	タカチホヘビ						C	①

注) 選定基準の略称については表2.3-101参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)

②「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

エ. 両生類

対象区域で確認された両生類の貴重な種は、表2.3-104に示すとおりである。

表2.3-104 貴重な両生類

No.	種名	保護指定						文献NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
1	イモリ			NT			注	①
2	ニホンヒキガエル						C	①
3	ツチガエル						C	①③
4	タゴガエル						C	①
5	カジカガエル						C	①②
6	モリアオガエル						B	①

注) 選定基準の略称については表2.3-101参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)

②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

③「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

オ. 昆虫類

対象区域で確認された昆虫類の貴重な種は、表2.3-105に示すとおりである。

表2.3-105 貴重な昆虫類

No.	種名	保護指定						文献 NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	水産庁 DB	近畿 RDB	兵庫 RDB	
1	コバネアオイトトンボ			EN			A	①
2	ムスジイトトンボ						注	①
3	オオイトトンボ						B	①
4	フタスジサナエ			NT				①
5	タカネトンボ						注	①
6	ベッコウトンボ		国内	CR			A	①
7	アキアカネ						注	①
8	ヒメアカネ						注	①

注) 選定基準の略称については表2.3-101参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書(昆虫(トンボ)類)」(環境省、平成14年)

c. 注目すべき生息地の状況

注目すべき生息地の選定にあたっては、表2.3-106に示す法律及び文献を用いた。

対象区域における注目すべき生息地は、表2.3-107及び図2.3-48に示すとおりであり、環境省により浜甲子園が重要湿地に選定されている。

表2.3-106 注目すべき生息地の選定基準

略称	法律・文献等	カテゴリー
天然 記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)	国特別：国指定特別天然記念物
		国：国指定天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定天然記念物
	「西宮市文化財保護条例」(昭和48年4月11日西宮市条例第3号) 「尼崎市文化財保護条例」(昭和57年3月31日条例第7号) 「芦屋市文化財保護条例」(平成元年4月1日条例第7号)	市：市指定天然記念物
重要 湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)	重要湿地に選定された湿地
ラムサール 条約 登録湿地	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和55年9月22日条約第28号)	条約に基づき登録された湿地

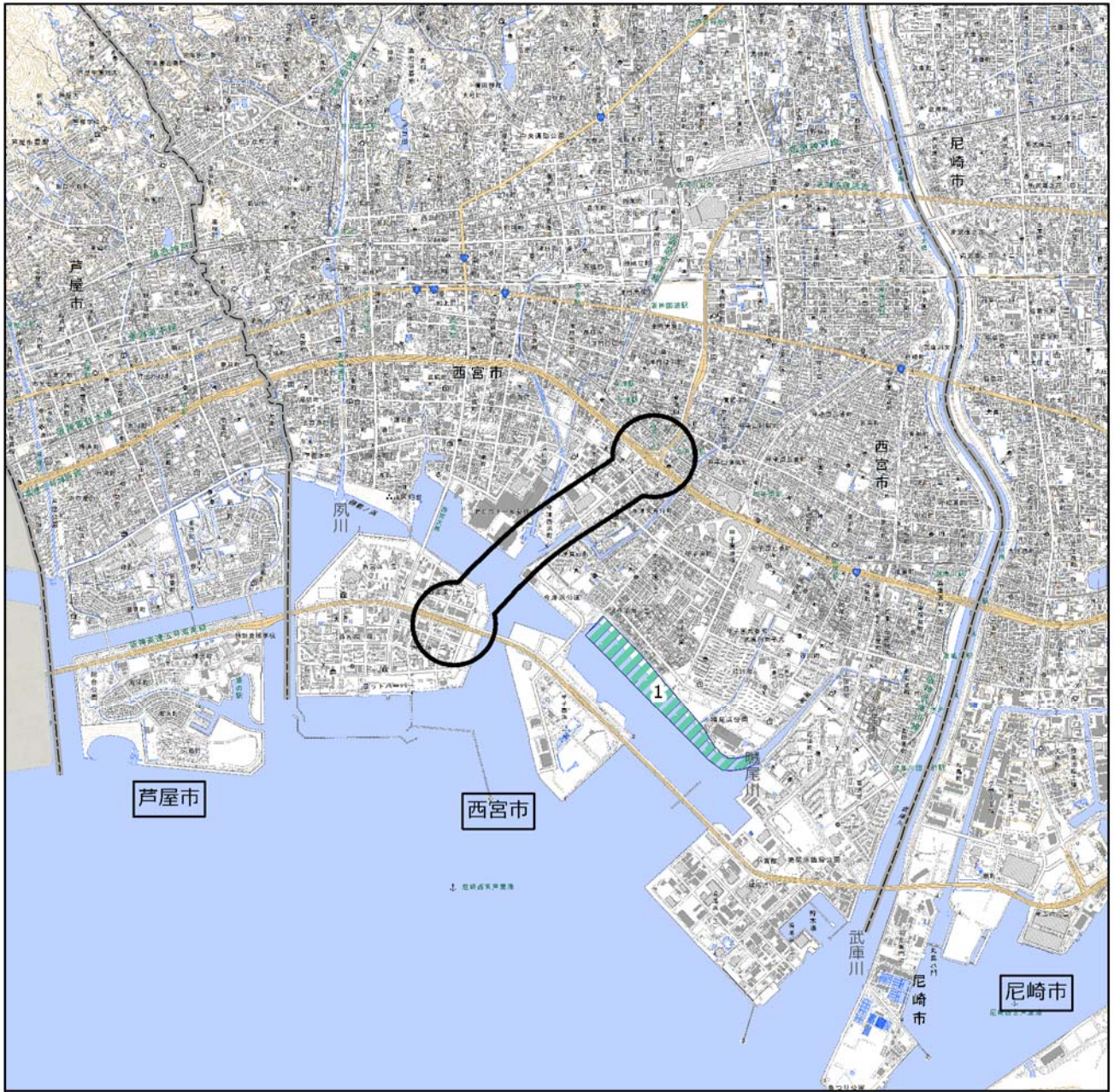
表2.3-107 注目すべき生息地

No.	名称	所在地	選定理由	選定基準		
				天然記念物	重要湿地	ラムサール条約 登録湿地
1	浜甲子園	兵庫県西宮市	春秋の渡期の種数・個体数が多い、ハマシギなどの渡来地である。		○	


注) 1. 選定基準の略称については表2.3-106参照。


2. 表中の番号は、図2.3-48に対応している。

出典) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ、平成30年7月現在)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 重要湿地

注) 出典における位置情報は「おおよその代表地点を示す」とされていることから、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)における浜甲子園の位置を示す。

出典) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」
(環境省ホームページ、平成30年7月現在)

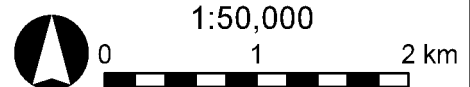


図2.3-48 注目すべき生息地

d. 侵略的外来種の状況

陸生動物の侵略的外来種の選定にあたっては、表2.3-108に示す法律及び文献を用いた。

表2.3-108 侵略的外来種の選定基準

略称	法律及び文献	選定基準
外来生物法	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）	特定：特定外来生物
兵庫県 BL	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」（兵庫県、平成22年）	警戒種：生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種
		注意種：生物多様性への影響がある種、または将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種

ア. 哺乳類

対象区域で確認された哺乳類の侵略的外来種は、表2.3-109に示すとおりである。

表2.3-109 侵略的外来種（哺乳類）

No.	種名	外来生物法	兵庫県 BL	文献 NO.
1	ドブネズミ		警戒種	①
2	クマネズミ		警戒種	①
3	ヌートリア	特定	警戒種	②
4	アライグマ	特定	警戒種	③
5	チョウセンイタチ		警戒種	③

注) 選定基準の略称については表2.3-108参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書(哺乳類)」(環境省、平成21年)

②「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)

③「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きものとのあい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

イ. 鳥類

対象区域で確認された鳥類の侵略的外来種は、表2.3-110に示すとおりである。

表2.3-110 侵略的外来種（鳥類）

No.	種名	外来生物法	兵庫県 BL	文献 NO.
1	ドバト		警戒種	①②③④
2	ハッカチョウ		注意種	③

注) 選定基準の略称については表2.3-108参照。

出典) ①「兵庫県の鳥類」(兵庫県、平成元年)

②「兵庫県の鳥類(Ⅱ)」(兵庫県、平成7年)

③「ひょうごの鳥 2010」(日本野鳥の会ひょうご、平成25年)

④「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

ウ. 爬虫類

対象区域で確認された爬虫類の侵略的外来種は、表2.3-111に示すとおりである。

表2.3-111 侵略的外来種（爬虫類）

No.	種名	外来生物法	兵庫県 BL	文献 NO.
1	アカミミガメ		警戒種	①

注) 選定基準の略称については表2.3-108参照。

出典) ①「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

エ. 両生類

対象区域で確認された両生類の侵略的外来種は、表2.3-112に示すとおりである。

表2.3-112 侵略的外来種（両生類）

No.	種名	外来生物法	兵庫県 BL	文献 NO.
1	ウシガエル	特定	警戒種	①②

注) 選定基準の略称については表2.3-108参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成13年)

②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)

オ. 昆虫類

対象区域における爬虫類の侵略的外来種に関する確認記録は得られなかった。

12) 水生生物

a. 水生生物の状況

ア. 魚類

既存資料や文献によって対象区域で確認された魚類は、表2.3-113に示すとおりである。

表2.3-113 確認された魚類

目名	種数	種名
ウナギ	1科1種	ニホンウナギ
ニシン	2科3種	ウルメイワシ、マイワシ、カタクチイワシ
コイ	2科14種	ヌマムツ、カワムツ、オオキンブナ、ゲンゴロウブナ、オイカワ、タカハヤ、ドジョウ等
サケ	2科2種	アユ、サツキマス
ヨウジウオ	1科2種	ガンテンイシヨウジ、ヨウジウオ
ダツ	2科3種	ミナミメダカ、クルマサヨリ、サヨリ
カサゴ	3科6種	タケノコメバル、メバル、カサゴ、メゴチ、クジメ、アイナメ
スズキ	19科33種	オヤニラミ、スズキ、オオクチバス、マアジ、ヒイラギ、イサキ、クロダイ、シロギス、ウミタナゴ等
カレイ	1科2種	イシガレイ、マコガレイ
フグ	3科5種	ギマ、カワハギ、ウマヅラハギ、クサフグ、トラフグ
10目37科71種		

出典) 「生物多様性調査 動物分布調査報告書(淡水魚類)」(環境省、平成14年)
「甲子園浜の生きもの」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)
「ふるさと西宮の自然」(西宮自然保護協会、平成17年)
「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
「平成25年度尼崎市水生生物調査報告書」(尼崎市、平成28年)
「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」
(西宮市、平成24年)

イ. その他の無脊椎動物（昆虫類、プランクトンを除く）

既存資料や文献によって対象区域で確認されたその他の無脊椎動物（昆虫類、プランクトンを除く）は、表2.3-114に示すとおりである。

表2.3-114 確認されたその他の無脊椎動物（昆虫類、プランクトンを除く）

綱名	種数	種名
鉢虫	1目2科2種	アカクラゲ、ミズクラゲ
花虫	1目2科2種	ヨロイイソギンチャク、タテジマイソギンチャク
腹足	11目38科90種	イシダタミガイ、ゴマガイ、アツブタガイ、ウミニナ、カワニナ、タマキビガイ、ツメタガイ等
二枚貝	6目16科26種	サルボウガイ、イガイ、マガキ、ドブガイ、バカガイ、クチバガイ、イソシジミ等
顎脚	1目3科7種	カメノテ、イワフジツボ、タテジマフジツボ等
軟甲	2目12科23種	トゲワレカラ、スジエビ、テッポウエビ、ホンヤドカリ、タイワンガザミ、サワガニ、モクズガニ、イソガニ
ヒトデ	1目1科1種	トゲイトマキヒトデ
ホヤ	1目1科1種	シロボヤ
8綱24目75科152種		

出典) 「生物多様性調査 動物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）（上）」（環境省、平成14年）
「生物多様性調査 動物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）（下）」（環境省、平成14年）
「甲子園浜の生きもの」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）
「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」（西宮市立総合教育センター、平成2年）
「ふるさと西宮の自然」（西宮自然保護協会、平成17年）
「貝はともだち 西宮でみられる貝」（西宮市貝類館、平成21年）
「西宮の自然を歩く-14コース案内-」（西宮自然保護協会、平成27年）
「芦屋の自然」（芦屋市、平成25年）
「平成25年度尼崎市水生生物調査報告書」（尼崎市、平成28年）
「大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト」（平成30年7月現在）
「西宮市生態系レッドデータブック」（西宮市、平成24年）
「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」（西宮市、平成24年）

b. 貴重な水生生物種の状況

貴重な水生生物種の選定にあたっては、表2.3-115に示す法律及び文献を用いた。

表2.3-115(1) 貴重な水生生物種の選定基準

略称	法律・文献等	カテゴリー
天然 記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)	国特別：国指定特別天然記念物
		国：国指定天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日兵庫県条例第58号) 「西宮市文化財保護条例」(昭和48年4月11日西宮市条例第3号) 「尼崎市文化財保護条例」(昭和57年3月31日条例第7号) 「芦屋市文化財保護条例」(平成元年4月1日条例第7号)	県：県指定天然記念物
		市：市指定天然記念物
種の保存 法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種
		国際：国際希少野生動植物種
		緊急：緊急指定種
		保護区：生物等保護区
全国 RL	「環境省レッドリスト2018の公表について」(環境省、平成30年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧I類
		CR：絶滅危惧IA類
		EN：絶滅危惧IB類
		VU：絶滅危惧II類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：地域個体群		
海洋生物 RL	「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(環境省、平成29年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR：絶滅危惧IA類
		EN：絶滅危惧IB類
		VU：絶滅危惧II類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：地域個体群		
水産庁 DB	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成12年)	絶滅危惧：絶滅危惧種
		危急：危急種
		希少：希少種

表2.3-115(2) 貴重な水生生物種の選定基準

略称	法律・文献等	カテゴリー
水産庁 RL	「海洋生物レッドリストの公表について」(水産庁、平成29年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2014(貝類・その他無脊椎動物)」(兵庫県、平成26年) 「兵庫県版レッドリスト 2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(兵庫県、平成29年)	LP：地域個体群
		EX：絶滅
		A：A ランク
		B：B ランク
		C：C ランク
		注：要注目種
		地：地域限定貴重種
調：要調査種		

ア. 魚類

対象区域で確認された魚類の貴重な種は、表2.3-116及び図2.3-49に示すとおりである。

表2.3-116 貴重な魚類

No.	種名	保護指定							文献 NO.
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	海洋 生物 RL	水産庁 DB	水産庁 RL	兵庫 RDB	
1	ウナギ			EN				C	②③
2	ゲンゴロウブナ			EN					②
3	カワバタモロコ			EN		希少		A	②③
4	ドジョウ			NT				注	②③
5	アマゴ			NT				調	②③
6	メダカ			VU				注	②③
7	クルマサヨリ			NT				A	②
8	タケノコメバル				NT				③
9	アイナメ				LP				③④
10	オヤニラミ			EN		希少		C	②③
11	トサカギンポ							調	①⑤

注) 選定基準の略称については表2.3-115参照。

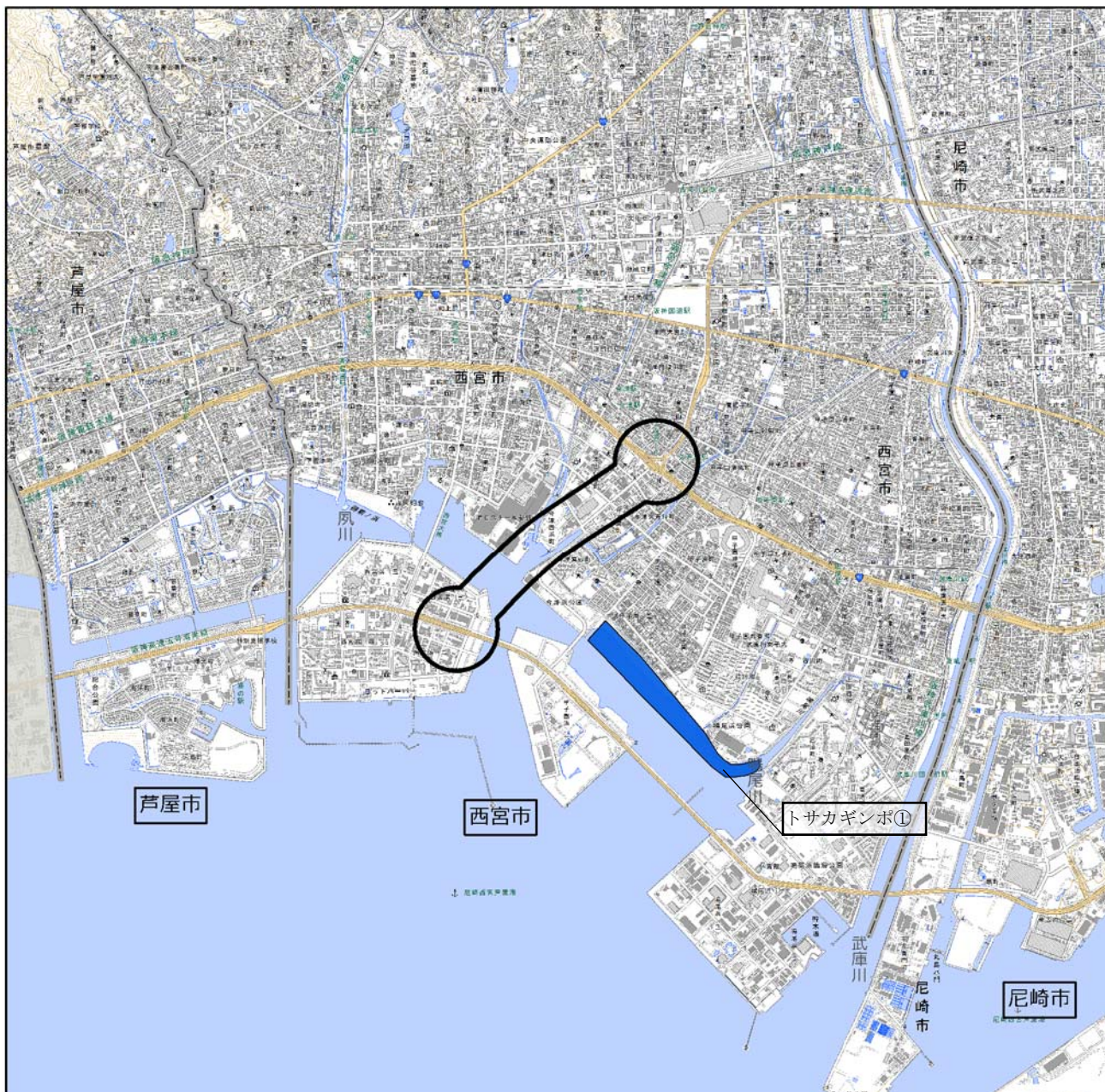
出典) ①「ふるさと西宮の自然」(西宮自然保護協会、平成17年)

②「生物多様性調査 動物分布調査報告書(淡水魚類)」(環境省、平成14年)


③「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)


④「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)

⑤「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きものどであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 貴重な水生生物（魚類）確認位置

注) 各確認位置は概ねの位置を示す。

出典) ① 「ふるさと西宮の自然」
(西宮自然保護協会、平成17年)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-49 貴重な水生生物分布図（魚類）

イ. その他の無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く）

対象区域で確認された無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く）の貴重な種は、表2.3-117及び図2.3-50に示すとおりである。

表2.3-117 貴重な無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く）

No.	種名	保護指定						文献 NO.	
		天然 記念物	種の 保存法	全国 RL	海洋 生物 RL	水産庁 DB	水産庁 RL		兵庫 RDB
1	ウミニナ			NT					①⑨⑩
2	フトヘナタリ			NT					①⑧
3	クロダカワニナ			NT				C	⑥
4	イナザワハベガイ							B	①
5	ムシロガイ			NT				B	⑩
6	モノアラガイ			NT					①
7	ヒラマキミズマイマイ			DD					①
8	シリオレトノサマギセル			NT					⑥
9	ナガオカモノアラガイ			NT					①
10	ウメムラシタラガイ			NT					⑥
11	ヒメカサキビ			NT					①
12	イセノナミマイマイ							注	①
13	ギュウリキマイマイ							注	⑥
14	シカメガキ			NT					⑦⑧
15	クチバガイ			NT					①②④⑧⑩
16	ウネナシトマヤガイ			NT					①④⑧⑩
17	ヤマトシジミ			NT				C	①
18	オオノガイ			NT				B	①⑧⑩
19	テッポウエビ							C	②⑧
20	スナガニ							B	④⑤⑨
21	ハクセンシオマネキ			VU				C	④⑨
22	クロベンケイガニ							C	③④
23	ヤマトオサガニ							C	④

注) 選定基準の略称については表2.3-115参照。

出典) ①「貝はともだち 西宮でみられる貝」（西宮市貝類館、平成21年）

②「芦屋の自然」（芦屋市、平成25年）

③「平成25年度尼崎市水生生物調査報告書」（尼崎市、平成28年）

④「大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト」（平成30年7月現在）

⑤「西宮市生態系レッドデータブック」（西宮市、平成24年）

⑥「生物多様性調査 動物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）（上）」（環境省、平成14年）

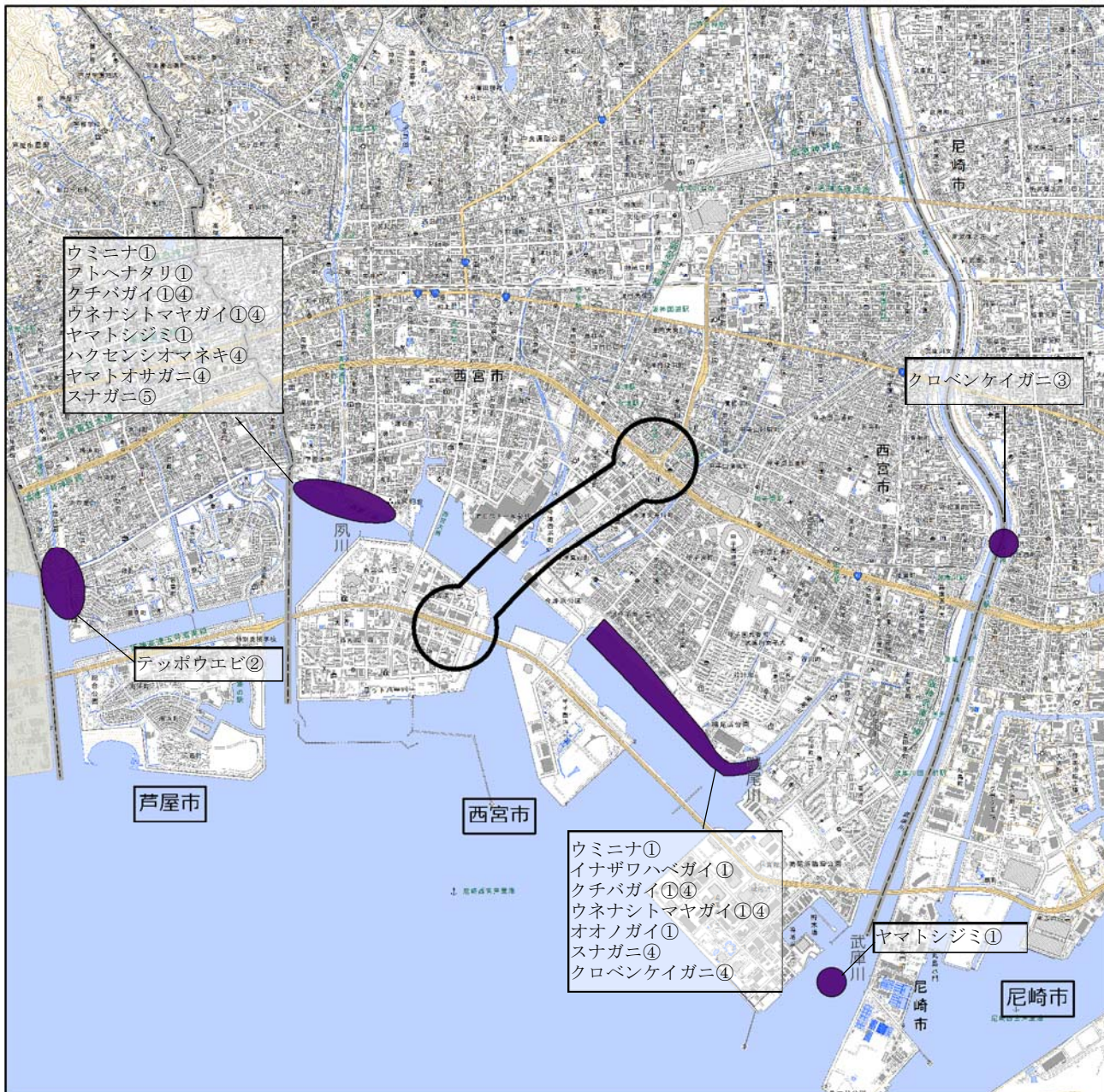
「生物多様性調査 動物分布調査報告書（陸産及び淡水産貝類）（下）」（環境省、平成14年）

⑦「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」（西宮市立総合教育センター、平成2年）

⑧「ふるさと西宮の自然」（西宮自然保護協会、平成17年）

⑨「西宮の自然を歩く-14コース案内-」（西宮自然保護協会、平成27年）

⑩「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きものどであい・ふれあい・まなびあい～」（西宮市、平成24年）



- ウミニナ①
- フトヘナタリ①
- クチバガイ①④
- ウネナシトマヤガイ①④
- ヤマトシジミ①
- ハクセンシオマネキ④
- ヤマトオサガニ④
- スナガニ⑤

クロベンケイガニ③

テッポウエビ②

- ウミニナ①
- イナザワハベガイ①
- クチバガイ①④
- ウネナシトマヤガイ①④
- オオノガイ①
- スナガニ④
- クロベンケイガニ④

ヤマトシジミ①

凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 貴重な水生生物（昆虫類以外の無脊椎動物）
確認位置

注) 1. 各確認位置は概ねの位置を示す。
2. 種名の後に記載されている番号は出典番号と対応している。

- 出典) ①「貝はともだち 西宮でみられる貝」
(西宮市貝類館、平成21年)
- ②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
- ③「平成25年度尼崎市水生生物調査報告書」
(尼崎市、平成28年)
- ④「大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト」
(平成30年7月現在)
- ⑤「西宮市生態系レッドデータブック」
(西宮市、平成24年)

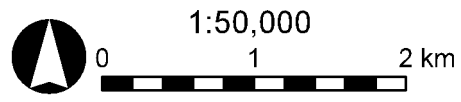


図2.3-50 貴重な水生生物分布図（昆虫類以外の無脊椎動物）

c. 侵略的外来種の状況

水生生物の侵略的外来種の選定にあたっては、表2.3-118に示す法律及び文献を用いた。

表2.3-118 侵略的外来種の選定基準

略称	法律及び文献	選定基準
外来生物法	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）	特定：特定外来生物
兵庫県BL	「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」（兵庫県、平成22年）	警戒種：生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種
		注意種：生物多様性への影響がある種、または将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種

ア. 魚類

対象区域で確認された魚類の侵略的外来種は、表2.3-119に示すとおりである。

表2.3-119 侵略的外来種（魚類）

No.	種名	外来生物法	兵庫県BL	文献NO.
1	コイ		注意種	①②③
2	タイリクバラタナゴ		注意種	①
3	ブルーギル	特定	警戒種	①②
4	オオクチバス	特定	警戒種	①②

注) 選定基準の略称については表2.3-118参照。

出典) ①「生物多様性調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）」（環境省、平成14年）

②「芦屋の自然」（芦屋市、平成25年）

③「平成25年度尼崎市水生生物調査報告書」（尼崎市、平成28年）

イ. その他の無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く）

対象区域で確認された無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く）の侵略的外来種は、表2.3-120に示すとおりである。

表2.3-120 侵略的外来種（無脊椎動物（昆虫類・プランクトンを除く））

No.	種名	外来生物法	兵庫県 BL	文献 NO.
1	スクミリンゴガイ		警戒種	①
2	シマメノウネガイ		注意種	①⑦⑧
3	チャコウラナメクジ		注意種	①
4	ムラサキイガイ		警戒種	①③⑦⑧
5	ミドリイガイ		警戒種	①②⑧
6	コウロエンカワヒバリガイ		注意種	①③④⑤⑦⑧⑨
7	アメリカフジツボ		警戒種	③
8	ヨーロッパフジツボ		注意種	③
9	チチュウカイミドリガニ		注意種	②③⑥

注) 選定基準の略称については表2.3-118参照。

- 出典) ①「貝はともだち 西宮でみられる貝」(西宮市貝類館、平成21年)
 ②「芦屋の自然」(芦屋市、平成25年)
 ③「大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト」(平成30年7月現在)
 ④「西宮市生態系レッドデータブック」(西宮市、平成24年)
 ⑤「生物多様性調査 動物分布調査報告書(陸産及び淡水産貝類)(上)」(環境省、平成14年)
 「生物多様性調査 動物分布調査報告書(陸産及び淡水産貝類)(下)」(環境省、平成14年)
 ⑥「甲子園浜の生きもの」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑦「海辺の自然-西宮の海岸で見られる生き物たち-」(西宮市立総合教育センター、平成2年)
 ⑧「ふるさと西宮の自然」(西宮自然保護協会、平成17年)
 ⑨「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」(西宮市、平成24年)

13) 生態系

a. 地域の生態系の概要

図2.3-39の地形分類図及び図2.3-44の現存植生図をもとに整理した、対象区域における自然環境の類型区分は、表2.3-121及び図2.3-51に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域は、主に市街地等及び水域（海域）に類型化される。

各類型区分において生息・生育すると考えられる動植物は、表2.3-122に示すとおりである。

表2.3-121 自然環境の類型区分の概要


類型区分		地形等の状況	植生の状況
地形等	植生		
山地及び台地	自然林・二次林	山地及び台地は対象区域の北西に分布している。 山地は山地斜面及び土石流堆積地から成る。 台地は砂礫台地及び崖錐から成る。	アラカシ群落、ケヤキ-ムクノキ群集、アベマキ-コナラ群集、シイ・カシ二次林、モチツツジ-アカマツ群集がみられる。
	植林地		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等及び竹林がみられる。
	草地・水田		伐採跡地群落（Ⅶ）、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落がみられる。
低地	自然林・二次林・植林地	低地は対象区域に広く分布しており、対象区域内の西宮市、尼崎市及び芦屋市の大部分を占める。氾濫原低地、三角州・海岸低地などから成る。	ケヤキ-ムクノキ群集、シイ・カシ二次林、クスノキ植林、クロマツ植林、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、竹林がみられる。
	草地・水田		牧草地、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落がみられる。
河川敷		河川敷は武庫川沿いに分布している。	ヨシクラス、路傍・空地雑草群落、自然裸地がみられる。
海岸（砂浜）		海岸に分布している。	砂丘植生及び自然裸地がみられる。
市街地等		対象区域に広く分布している。	緑の多い住宅地等がみられる。
水域（河川等）		武庫川、夙川、芦屋川等に分布している。	植生群落は示されていない。
水域（海域）		大阪湾に分布している。	植生群落は示されていない。










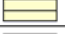
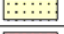












表2.3-122 対象区域における類型区分毎の生息可能な動物種及び植生の状況

類型区分		主要な植生等	主要な動物種
地形等	植生		
山地及び台地	自然林 二次林	アラカシ群落、ケヤキ-ムクノキ群集、アベマキ-コナラ群集、シイ・カシ二次林、モチツツジ-アカマツ群集	哺乳類：ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、ニホンリス 鳥類：アオゲラ、フクロウ、トラツグミ、エナガ 両生・爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、モリアオガエル、ニホンヒキガエル 昆虫類：テングチョウ、ヒドドシチョウ
	植林地	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、竹林	哺乳類：タヌキ 鳥類：キジバト、ヒヨドリ、ウグイス 両生・爬虫類：ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ 昆虫類：キマダラセセリ、ヒオドシチョウ
	草地 水田	伐採跡地群落（Ⅶ）、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落	哺乳類：タヌキ、イタチ、ノウサギ 鳥類：ヒバリ、ツグミ、モズ、キジ 両生・爬虫類：ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ 昆虫類：ハンミョウ、モンシロチョウ、アキアカネ
低地	自然林 二次林 植林地	ケヤキ-ムクノキ群集、シイ・カシ二次林、クスノキ植林、クロマツ植林、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、竹林	哺乳類：ノウサギ、タヌキ、ニホンリス 鳥類：コゲラ、アカハラ、シロハラ、キジバト 両生・爬虫類：ニホントカゲ、カナヘビ、ニホンヒキガエル 昆虫類：キマダラセセリ、ルリタテハ
	草地 水田	牧草地、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落	哺乳類：タヌキ、イタチ、ノウサギ 鳥類：ヒバリ、ツグミ、モズ、キジ 両生・爬虫類：ニホントカゲ、カナヘビ、アオダイショウ 昆虫類：ハンミョウ、モンシロチョウ、アキアカネ
河川敷		ヨシクラス、路傍・空地雑草群落、自然裸地	哺乳類：イタチ 鳥類：コサギ、カワセミ、キジ、ヒバリ 両生・爬虫類：ニホントカゲ 昆虫類：ハンミョウ、キタテハ
海岸（砂浜）		砂丘植生、自然裸地	鳥類：コアジサシ、シロチドリ、コチドリ
市街地等		ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等	哺乳類：ドブネズミ、クマネズミ 鳥類：スズメ、ツバメ、ムクドリ、ハシボソガラス 両生・爬虫類：ヤモリ 昆虫類：ハンミョウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ
水域（河川等）		—	鳥類：タヒバリ、ハクセキレイ、アオサギ 魚類：オイカワ、タモロコ、マハゼ
水域（海域）		—	鳥類：カンムリカイツブリ、ヒドリガモ、ミサゴ 魚類：イダテンギンポ、マハゼ、マイワシ



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

自然環境類型区分	凡例	自然環境類型区分	凡例	自然環境類型区分	凡例			
山地	自然林		低地	自然林		河川敷	草地	
	二次林		二次林		海岸(砂浜)	自然裸地		
	人工林		人工林			人工林		
	草地		草地			砂丘植生		
	水田		水田		自然裸地			
台地	自然林		砂丘植生		市街地等			
	二次林		自然裸地		水域(河川)			
	人工林				水域(海域)			



1:50,000

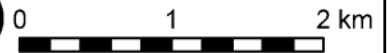


図2.3-51 自然環境類型区分図

b. 地域を特徴づける生態系の状況

地域を特徴づける生態系は、自然環境の類型区分を基に、調査地域における地形、水系、その他の自然環境の状況及び土地利用状況等を踏まえ、表2.3-123に示すとおり区分した。

表2.3-123 地域を特徴づける生態系

類型区分		地域を特徴づける生態系
地形等	植生	
山地 及び 台地	自然林・二次林	山地及び台地の森林生態系
	植林地	
	草地・水田	
低地	自然林・二次林・植林地	市街地の生態系
	草地・水田	
市街地等		
河川敷		河川・水辺の生態系
水域（河川等）		
海岸（砂浜）		海岸（砂浜）の生態系
水域（海域）		海域の生態系

c. 貴重な生態系

貴重な生態系の選定基準は表2. 3-124に、対象区域における貴重な生態系は表2. 3-125及び図2. 3-52に示すとおりである。

表2. 3-124 貴重な生態系の選定基準

略称	文献	カテゴリー
兵庫 RDB	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成 23 年）	A : A ランク
		B : B ランク
		C : C ランク
西宮市 RDB	「西宮市生態系レッドデータブック」（西宮市、平成 24 年）	A : A ランク
		B : B ランク
		C : C ランク
		調 : 要調査

表2. 3-125(1) 貴重な生態系

No.	名称	所在地	概要	兵庫県 RDB	西宮市 RDB
1	六甲山	西宮市、芦屋市	神戸市市街地に隣接する山地で、都市近郊の自然（都市山）として重要である。樹林環境を主体とした大生態系に位置づけられるが、東お多福山付近には広大なススキ群落がみられ、麓には甲山湿原を始めとする湿地が成立し、多様な環境を有している。	B	
2	越木岩神社	西宮市	北山山麓の住宅地で囲まれた高台に位置する。境内には、ヒメユズリハをはじめとする高さ 15~20m におよぶ大木からなる照葉樹林が成立している。かつてこの地域に広がっていたと考えられる照葉樹林の名残をとどめる樹林として、学術的にも大変重要なものである。		B
3	夙川	西宮市	六甲山の東部から南下し、大阪湾に注ぐ河川である。河畔には古くから保全されてきたクロマツが河畔林を形成しており、良好な樹林景観となっている。この樹林帯は、六甲山系から海岸部をつなぐ緑の回廊となっており、生物の移動ルートとしても重要な役割を果たしていると考えられる。		B
4	須佐之男神社林	西宮市	西宮市南部の平野に位置する。周辺は住宅地となっている。都市部における樹林環境としては重要だが、樹林面積は小さく、線状で残されているにすぎない。植栽種が多い。		C
5	大手前大学林	西宮市	西宮市南部の平野に位置する。周辺は住宅地となっている。市街地における樹林環境として重要である。		C
6	西宮神社林	西宮市	西宮市南部の平野に位置し、周辺は市街地となっている。樹林を構成するクスノキは元々は植栽されたものと考えられるが、今日では高さ 20m を超える大木となり、立派な照葉樹林を形成している。		B

注) 1. 選定基準の略称については表2. 3-124参照。

2. 表中の番号は図2. 3-52に対応している。

表 2.3-125(2) 貴重な生態系

No.	名称	所在地	概要	兵庫県 RDB	西宮市 RDB
7	夙川河口・ 御前浜・ 香櫨園浜	西宮市、夙川河口を挟む御前浜から香櫨園浜一帯	都市域を流れる小河川でありながら、河口には干潟が形成・維持されている。両岸の砂浜もこの地域では貴重な海浜環境である。干潟にはウミニナ（貝類）、ハクセンシオマネキ（カニ類）など県下の絶滅危惧種も生息している。	B	
8	御前浜・香櫨園浜	西宮市	夙川河口付近に広がる阪神間で残された数少ない自然海岸である。夙川より西側は香櫨園浜、東側は御前浜と呼ばれている。干潟を中心に多数の野鳥が飛来し、特にシギ・チドリ類などの渡り鳥の中継地として、重要な役割を果たしている。		B
	御前浜・香櫨園浜の海浜	西宮市	夙川河口の両側に広がる砂浜。阪神間でも貴重な海浜環境となっている。		B
	御前浜・香櫨園浜の干潟	西宮市	ウミニナなどの貝類やハクセンシオマネキなどの甲殻類など、多数の生物が生息している。春や秋には、このような豊かな餌資源を求めて、シギ・チドリ類などの渡り鳥が多数飛来する。		B
9	満池谷墓地 越水場林	西宮市	満池谷墓地の周辺に残された樹林。コナラなどを主体とした夏緑二次林。		C
10	広田神社 (広田山)	西宮市	北山や甲山山麓の広田山に位置し、周辺は住宅地となっている。アラカシなどの照葉樹、コナラ、アベマキなどの夏緑樹が混生して樹林を形成している。境内には、約2万株と推定されるコバノミツバツツジが群生している。		B
11	岡田山周辺の 樹林環境	西宮市	西宮市南部の上ヶ原台地の南東端に位置する。周辺は住宅地や耕作地となっている。神戸女学院 岡田山林、東光寺林を含むほか、神戸女学院大学、聖和大学敷地の樹林などが一体となり、市街地における良好な樹林環境を形成している。		B
12	神戸女学院 岡田山林	西宮市	西宮市南部の上ヶ原台地の南東端に位置する。周辺は住宅地や耕作地となっている。大学の施設周辺に、ヒメユズリハなどからなる照葉樹林がまとまって残されている。		B
13	津門川	西宮市	西宮市の市街地を北から南へ流れ、大阪湾に注ぐ河川。両岸はコンクリート護岸となっている。ウキゴリ、オイカワなどの魚類が多く生息しているほか、アユなどの遡上も確認されている。		C
14	高木東 熊野神社林	西宮市	西宮市南東部の平野に位置する。周辺は住宅地や耕作地となっている。小規模な樹林だが、下刈りや樹木の伐採はほとんど行われておらず、階層構造が発達している。		C
15	日野神社林	西宮市	西宮市東南部の平野に位置し、周辺は住宅地や耕作地となっている。高さが20mに達するクスノキの大木が多くみられる。また、瀬戸内海沿岸地域では非常に少ないタブノキの高木が複数生育している。		B
16	武庫川学院 甲子園会館林	西宮市	西宮市南東部の平野に位置する。周辺は市街地となっている。樹林の高さは15～20mに達し、クスノキ、アラカシなどの照葉樹や、クロマツが主体となっている。また、武庫川に近い立地を反映して、エノキ、ムクノキ、センダンなど、河畔林で見られる落葉樹も混生している。		調

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-124参照。

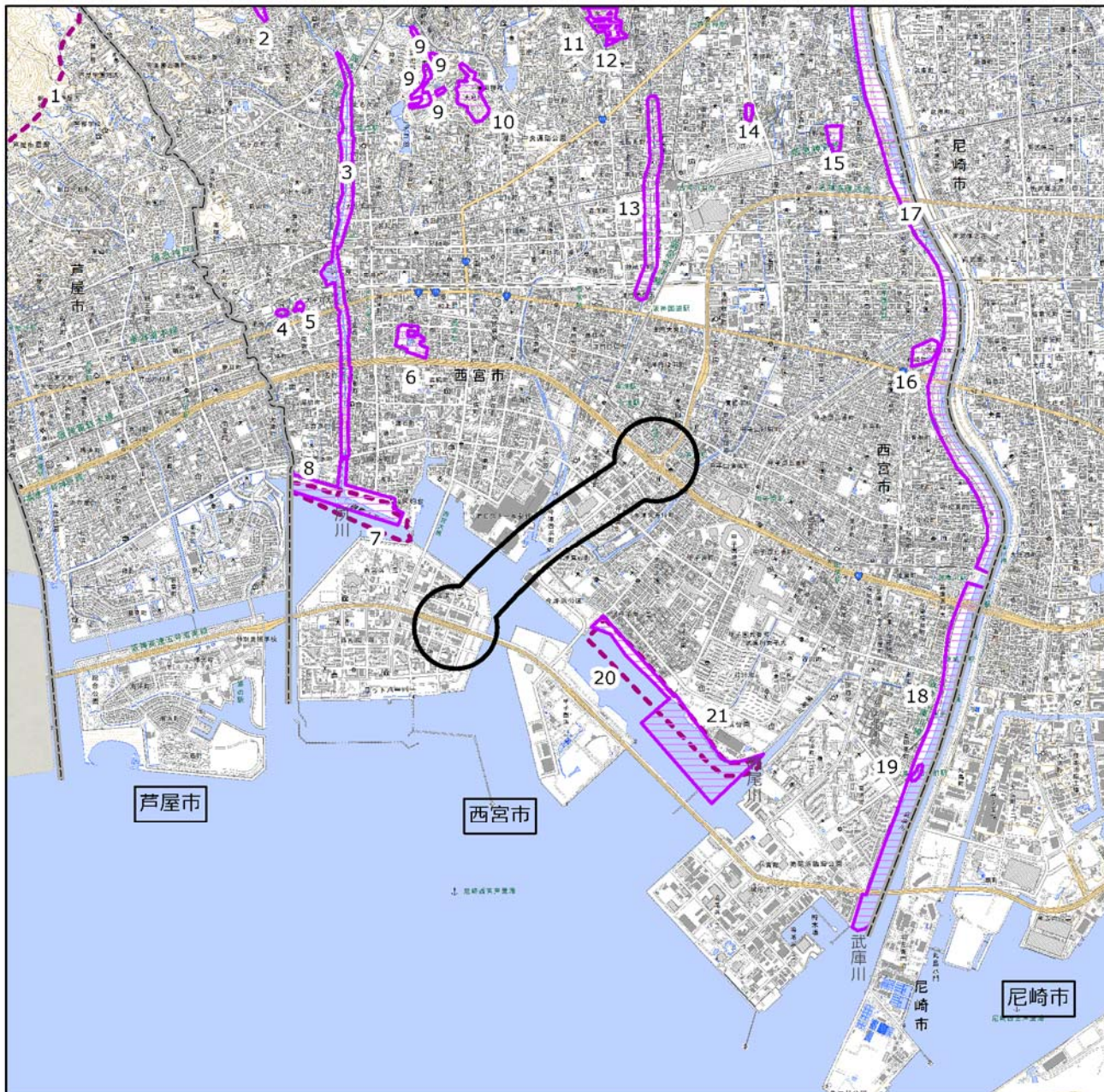
2. 表中の番号は図2.3-52に対応している。

表 2.3-125(3) 貴重な生態系

No.	名称	所在地	概要	兵庫県 RDB	西宮市 RDB
17	武庫川中下流	西宮市	河川敷には、ヤナギタデ群落やヤナギ林が広がっている。河川に沿って帯状に続くクロマツ群落は、人工林であっても、鳥類、昆虫類の移動経路となり、西宮市内の生態系をつなぐネットワークとして、重要な役割を果たしていると考えられる。		A
18	武庫川下流の汽水域	西宮市	低水部のほとんどがコンクリート護岸で被われている。河川敷は一部にクロマツなどの樹木が点在している。水面は広く、冬季には多くのカモ類が休息している。河口部の一部にごくわずかな干潟環境が見られる。		C
19	武庫川河口の干潟	西宮市	河口干潟に特有のヨシ群落やシオクグ群集などの植生は成立していないが、干潟の生物の潜在的な生息域として注目される。		調
20	浜甲子園	西宮市、鳴尾川右岸河口から甲子園浜一带	干潟は水鳥の飛来地として重要。底生動物の希少種は記録されていないが、水鳥の餌となるミズヒキゴカイやアシナガゴカイなどの多毛類をはじめ二枚貝、甲殻類が豊富に生息する。オカヒジキ、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ツルナなど海浜植物の種類も多い。シギ・チドリの中継地として重要である。	B	
21	甲子園浜	西宮市	阪神間で残された数少ない自然の海浜および干潟である。干潟や海面には、多数の野鳥が飛来し、特にシギ、チドリ類の中継地として重要な役割を果たしている。		A
	甲子園浜の海浜	西宮市	甲子園浜の砂浜では、汀線近くにオカヒジキ、その後背地にはコウボウシバのほか、ハマヒルガオ、ハマエンドウなど、海浜に特有な植物が多数生育している。また、淡路島の自生個体から増殖し、2003年に植栽された絶滅危惧種ハマビシも生育している。		A
	甲子園浜の干潟	西宮市	甲子園浜の干潟には、ウミニナ、アサリなどの貝類、イソガニなどの甲殻類をはじめとして、多数の生物が生息している。このような豊かな餌資源を求めて、ハマシギ、チュウシャクシギをはじめとするシギ、チドリ類などの渡り鳥が多数飛来する。		A
	甲子園浜沖の海面	西宮市	甲子園浜の海浜や干潟の前面に広がる海面。春から夏にかけては上空をコアジサイが飛び交い、冬季には、北方よりシハジロやスズガモなどのカモ類が多数飛来し、沖合で羽を休めている。		C

注) 1. 選定基準の略称については表2.3-124参照。

2. 表中の番号は図2.3-52に対応している。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 貴重な生態系(兵庫県レッドデータブック)
- 貴重な生態系(西宮市生態系レッドデータブック)

出典) 「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」
 (兵庫県、平成23年)
 「西宮市生態系レッドデータブック」
 (西宮市、平成24年)

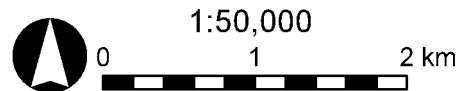


図2.3-52 貴重な生態系

14) 文化財

対象区域の文化財等（建造物・史跡・名勝・天然記念物）の指定状況は、表2.3-126及び図2.3-53に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には西宮市指定の文化財、「今津灯台 付立札1枚」が存在する。

表2.3-126(1) 文化財等の指定の状況

種別	場所	指定	番号	名称	指定年月日
天然記念物	西宮市	県指定	1	越木岩神社の社叢林	S49.3.22
	西宮市	県指定	2	満池谷層の植物遺体包含層	S40.3.16
	西宮市	県指定	3	広田神社のコバノミツバツツジ群落	S44.3.25
	西宮市	県指定	4	海清寺の大クス	S41.3.22
	西宮市	県指定	5	西宮神社社叢	S36.5.12
	西宮市	県指定	6	日野神社の社叢	S46.4.1
	西宮市	市指定	7	クスノキ	H3.3.25
史跡	西宮市	国指定	1	西宮砲台	T11.3.8
	芦屋市	市指定	2	芦屋神社境内古墳	H28.2.19
	芦屋市	市指定	3	伝猿丸太夫之墓	H3.3.23
	芦屋市	市指定	4	金津山古墳	H22.3.19
	西宮市	市指定	5	老松古墳	S56.3.25
	西宮市	市指定	6	具足塚古墳	H29.10.11

注) 1. 表中の番号は図2.3-53に対応している。

2. 指定の略称は以下を示す。

国指定：文化財保護法に基づき、文部科学大臣が記念物のうち重要なものを史跡に指定。

県指定：兵庫県文化財保護条例（昭和39年4月1日条例第58号）に基づき、兵庫県教育委員会が県の区域内に存する記念物のうち、重要なものを兵庫県指定天然記念物に指定。

市指定：西宮市文化財保護条例（昭和48年4月11日西宮市条例第3号）に基づき、市長及び市教育委員会が、西宮市の区域内に存する記念物のうち、重要なものを西宮市指定史跡及び天然記念物に指定。
芦屋市文化財保護条例（平成元年4月1日条例第7号）に基づき、芦屋市教育委員会が、芦屋市の区域内に存する文化財のうち、国又は県の指定を受けた文化財を除き、芦屋市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財に指定。

出典) 「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ、平成30年7月現在）

「国指定文化財」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

「県指定文化財」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

「西宮市内の指定文化財一覧」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）

「芦屋市ホームページ」（平成30年7月現在）

「新修芦屋市史続編」（芦屋市、平成22年）

表2. 3-126 (2) 文化財等の指定の状況

種別	場所	指定	番号	名称	指定年月日
建造物	西宮市	国重要	1	神戸女学院うち12棟	H26. 9. 18
	西宮市	国重要	2	西宮神社表大門	T15. 4. 19
	西宮市	国重要	3	西宮神社大練塀	S13. 7. 4
	芦屋市	国登録	4	芦屋仏教会館	H30. 3. 27
	芦屋市	国登録	5	旧芦屋郵便局電話事務室	H29. 6. 28
	芦屋市	国登録	6	旧松山家住宅松濤館（芦屋市立図書館打出分室）	H21. 1. 8
	芦屋市	国登録	7	旧松山家住宅塀	H21. 1. 8
	西宮市	国登録	8	旧山本家住宅（山本清記念財団会館）主屋	H19. 12. 5
	西宮市	国登録	9	旧山本家住宅（山本清記念財団会館）蔵	H19. 12. 5
	西宮市	国登録	10	旧山本家住宅（山本清記念財団会館）茶室	H19. 12. 5
	西宮市	国登録	11	旧山本家住宅（山本清記念財団会館）門衛所	H19. 12. 5
	西宮市	国登録	12	旧山本家住宅（山本清記念財団会館）表門及び塀	H19. 12. 5
	西宮市	国登録	13	浦家住宅主屋	H19. 7. 31
	西宮市	国登録	14	西宮神社 瑞寶橋	H25. 3. 29
	西宮市	国登録	15	西宮神社 嘉永橋	H25. 3. 29
	西宮市	国登録	16	松山大学温山記念会館本館	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	17	松山大学温山記念会館第二研修所	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	18	松山大学温山記念会館倉庫	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	19	松山大学温山記念会館防空壕	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	20	松山大学温山記念会館表門	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	21	松山大学温山記念会館外塀	H18. 3. 2
	西宮市	国登録	22	武庫川女子大学甲子園会館（旧甲子園ホテル）	H21. 1. 8
	西宮市	県指定 市指定	23	旧辰馬喜十郎住宅	S57. 3. 26
					S56. 3. 25
	尼崎市	県指定	24	石造十三重塔	S43. 3. 29
	西宮市	市指定	25	石造五輪塔	S59. 3. 23
	西宮市	市指定	26	海清寺三門 付棟札2枚	H8. 3. 12
	西宮市	市指定	27	石造五輪卒塔婆形板碑	S60. 3. 25
	西宮市	市指定	28	今津灯台 付立札1枚	S49. 3. 20
尼崎市	県指定	29	旧小阪家住宅	H30. 3. 20	

注) 1. 表中の番号は図2. 3-53に対応している。

2. 指定の略称は以下を示す。

国重要：文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づき、文部科学大臣が有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定。

国登録：文化財保護法に基づき、文部科学大臣が重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録。

県指定：兵庫県文化財保護条例（昭和39年4月1日条例第58号）に基づき、兵庫県教育委員会が県の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを兵庫県指定重要有形文化財に指定。

市指定：西宮市文化財保護条例（昭和48年4月11日西宮市条例第3号）に基づき、市長及び市教育委員会が西宮市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを西宮市指定重要有形文化財に指定。

出典) 「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ、平成30年7月現在）

「国指定文化財」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

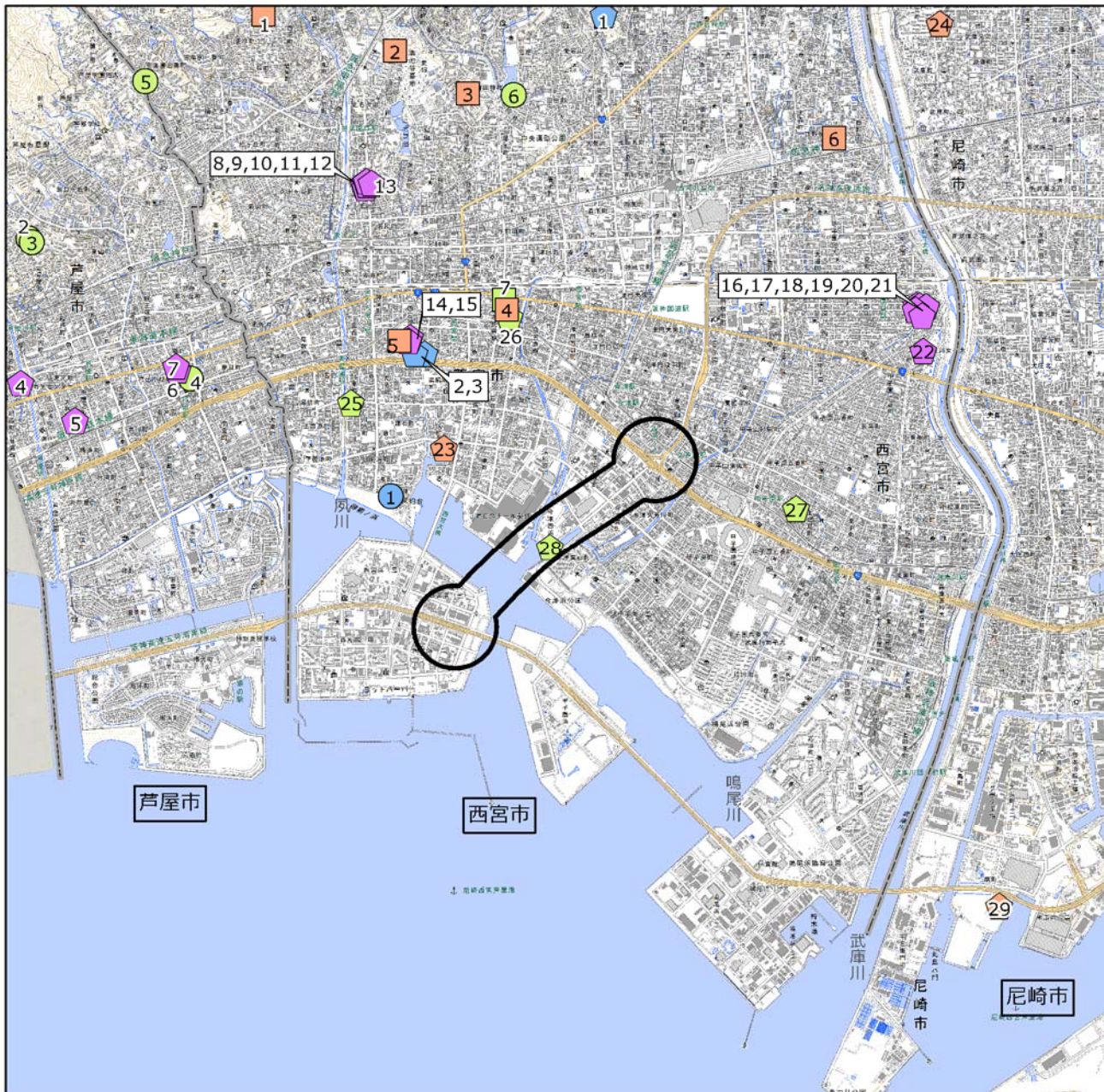
「国登録文化財」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

「県指定文化財」（兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在）

「西宮市内の指定文化財一覧」（西宮市ホームページ、平成30年7月現在）

「芦屋市ホームページ」（平成30年7月現在）

「新修芦屋市史続編」（芦屋市、平成22年）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国指定史跡
- 市指定史跡
- 県指定天然記念物
- 市指定天然記念物
- ⬠ 国指定建造物
- ⬠ 国登録建造物
- ⬠ 県指定建造物
- ⬠ 市指定建造物

出典) 「国指定文化財等データベース」
(文化庁ホームページ、平成30年7月現在)

「国指定文化財」
(兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在)

「国登録文化財」
(兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在)

「県指定文化財」
(兵庫県教育委員会文化財課ホームページ、平成30年7月現在)

「西宮市内の指定文化財一覧」
(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

「新修芦屋市史続編」(芦屋市、平成22年)

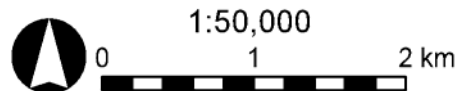


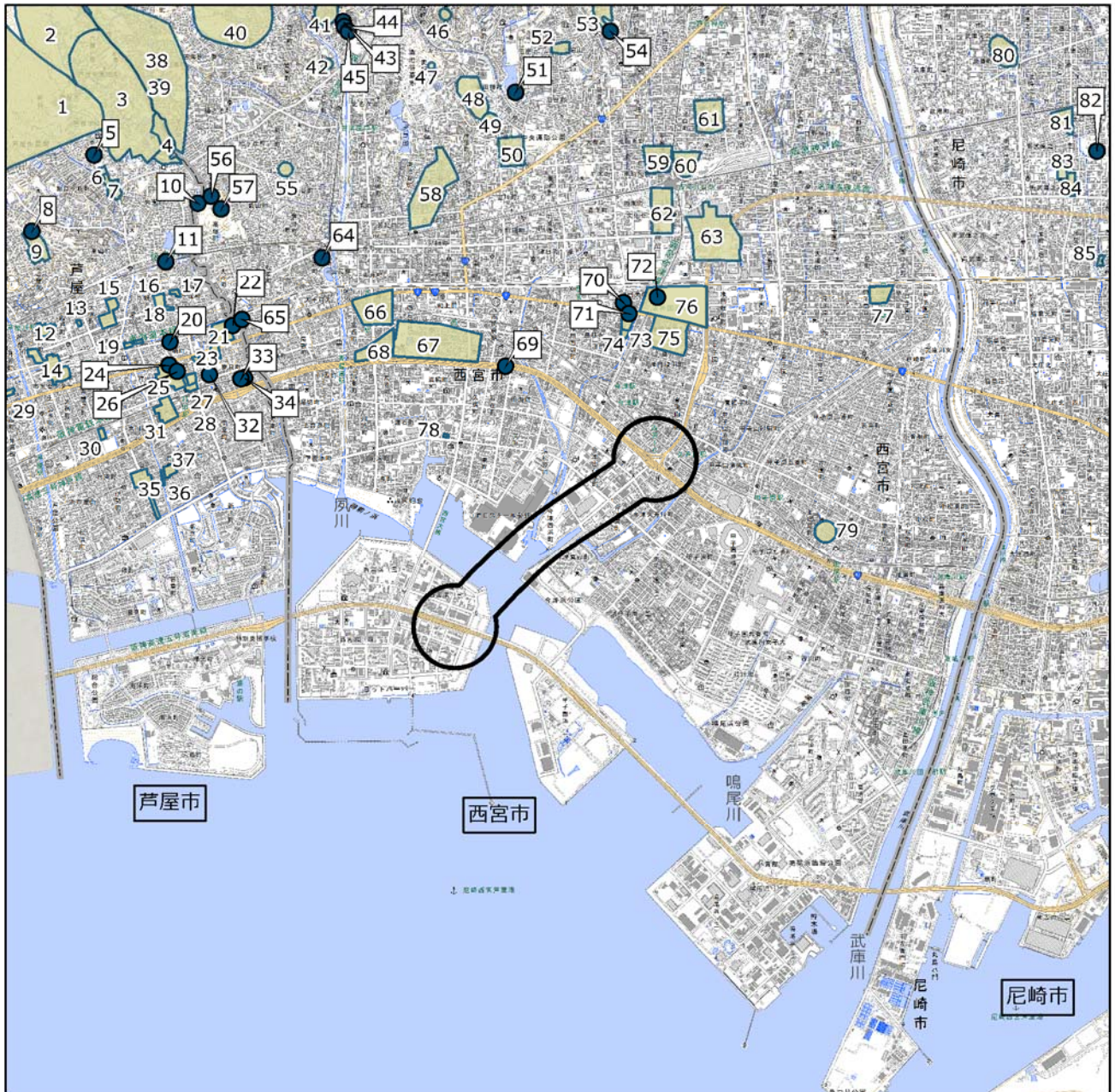
図2.3-53 文化財等の位置

対象区域の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表2. 3-127及び図2. 3-54に示すとおりである。
都市計画対象道路事業実施区域には埋蔵文化財包蔵地は見つかっていない。

表2. 3-127 埋蔵文化財包蔵地

番号	包蔵地名	番号	包蔵地名
1	奥山刻印群	39	老松町遺跡
2	岩ヶ平刻印群	40	徳川大坂城東六甲採石場
3	八十塚岩ヶ平 1～58 号墳、 八十塚朝日ヶ丘 1～2 号墳、 八十塚劔谷 1 号墳、 八十塚老松 1 号墳	41	獅子ヶ口遺跡
4	岩ヶ平刻印群	42	松風町遺跡
5	奥山刻印群	43	神園 2 号墳
6	朝日ヶ丘北遺跡	44	神園 3 号墳
7	朝日ヶ丘遺跡	45	神園 1 号墳
8	芦屋神社境内古墳	46	六軒山遺跡
9	藤ヶ谷遺跡	47	満池谷奥池遺跡
10	高塚 3 号墳	48	広田遺跡No.1 地点
11	駒塚古墳	49	広田遺跡No.2 地点
12	船戸遺跡	50	広田遺跡No.3 地点
13	大原遺跡	51	具足塚古墳
14	業平遺跡	52	愛宕山遺跡
15	打出岸造り遺跡	53	岡田山遺跡
16	阿保親王塚古墳	54	神戸女学院構内古墳
17	四ツ塚	55	越木岩遺跡
18	阿保親王塚古墳	56	高塚 2 号墳
19	久保遺跡	57	高塚 1 号墳
20	牛廻し塚	58	越水山遺跡・越水城跡
21	堂ノ上遺跡	59	甲風園遺跡
22	筭塚	60	北口町遺跡
23	堂ノ上銅鐸出土地	61	高木西町遺跡
24	鞍塚	62	高松町遺跡
25	打出小槌遺跡	63	高畑町遺跡
26	打出小槌古墳	64	王子ヶ丘古墳
27	金津山古墳	65	うの塚
28	小松原遺跡	66	神楽町遺跡
29	前田遺跡	67	西宮神社社頭遺跡
30	精道遺跡	68	市庭町遺跡
31	若宮遺跡	69	石在町銅銭出土地
32	元塚	70	津門東芝遺跡
33	大藪小藪塚	71	津門稻荷山古墳
34	大藪小藪塚	72	大塚山古墳
35	呉川遺跡	73	津門稻荷町遺跡
36	宮川河床遺跡	74	津門稻荷町 9 遺跡
37	西蔵遺跡	75	津門大箇町遺跡
38	八十塚古墳群劔谷支群第 2 号墳、 八十塚古墳群苦楽園四番町古墳、 八十塚古墳群苦楽園支群第 1～8 号墳、 八十塚古墳群老松支群第 2～4 号墳	76	津門大塚町遺跡
		77	甲子園口遺跡
		78	浜町本蔵遺跡
		79	上鳴尾遺跡
		80	東武庫遺跡
		81	生津遺跡
		82	大井戸古墳
		83	武庫南部遺跡
		84	久保田遺跡
		85	水堂古墳

出典) 「にしのみやWebGIS 遺跡分布地図」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「埋蔵文化財保護の手引き」(兵庫県立考古博物館ホームページ、平成30年7月現在)
「埋蔵文化財包蔵地検索」(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地

出典) 「にしのみやWebGIS 遺跡分布地図」

(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「埋蔵文化財保護の手引き」

(兵庫県立考古博物館ホームページ、平成30年7月現在)

「埋蔵文化財包蔵地検索」

(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)



1:50,000

0 1 2 km

図2.3-54 埋蔵文化財包蔵地の位置

15) 人と自然との触れ合い活動の場

対象区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表2.3-128及び図2.3-55に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には人と自然との触れ合い活動の場である「今津浜」、「ウォーキングコース（今津駅から香櫨園駅へ、海辺を歩く）」が存在する。

表2.3-128(1) 対象区域の人と自然との触れ合い活動の場

番号	市	名称	概要	出典
1	芦屋市	六麓荘・ゴロゴロ岳コース	森林浴を満喫する六甲山散策コース。	①②
2	芦屋市	芦屋霊園	展望台から芦屋の街が一望でき、二千本の桜咲く花見の名所。	②③④
3	芦屋市	前山遊歩道コース	森林浴を満喫する六甲山散策コース。	②
4	芦屋市	ウォーキングコース (芦屋神社・霊園コース)	市民の氏神として親しまれている芦屋神社を中心としたコース。さくら参道を通過する。	③
5	芦屋市	さくら参道	芦屋霊園につづく桜のトンネル。	②③
6	芦屋市	岩ヶ平公園	春には桜と色鮮やかなバラが咲き誇り、秋には見事な紅葉を楽しむことができる。	②
7	芦屋市	仲ノ池緑地	水生動植物、野鳥、昆虫などが観察でき、冬にはカモがたくさん飛来する。	②③
8	芦屋市	ウォーキングコース (親王塚・岩園天神コース)	親王塚やモンテベロバラ園など名所や公園に恵まれ、並木道の多い空気のおいしい閑静なコース。	③
9	芦屋市	芦屋川	業平橋から開森橋北側にかけて背景となる六甲の山並みとさくらの景観は、桜の名所として親しまれている。	①④
10	芦屋市	ひょうごランドスケープ100景 四季折々の自然を訪ねて	阪急芦屋川駅を起点とし、芦屋神社、業平橋を巡るルート。	⑤
11	芦屋市	芦屋公園	一面、松林の公園。	①
12	芦屋市	ウォーキングコース (緑の小径とシーサイドコース)	芦屋公園の南端を出発、中央緑道の四季に富んだ庭園や、キャナル沿いの遊歩道を歩く。	③
13	芦屋市	西浜公園	四季折々の花が咲く四千坪の日本庭園がある。	③
14	芦屋市	陽光緑地	芦屋浜と南芦屋浜に挟まれた運河の南にある緑地は、花見・ランニングなどで多くの市民に親しまれている。	②④
15	芦屋市	ウォーキングコース (潮風とあし湯コース)	緑地と砂浜、せせらぎのある公園、海洋リゾート気分が味わえるマリナー、天然温泉の足湯などがあるコース	③
16	芦屋市	潮芦屋ビーチ	南芦屋浜地区の南西に設けられた人工海浜で、南に開けた砂浜と潮溜りのある磯を持ち、子どもから大人まで自然の浜辺を感じ、体験できる空間。	②③

注) 1. 表中の番号は図2.3-55に対応している。

2. 出典番号は表2.3-128(3)に示す出典を参照

表2.3-128(2) 対象区域の人と自然との触れ合い活動の場

番号	市	名称	概要	出典
17	西宮市	ウォーキングコース (苦楽園口駅から満池谷を経て目神山へ)	ニテコ池や甲陽園大池を巡り、目神山へと向かうコース。	⑥
18	西宮市	越木岩神社	境内のヒメユズリハの群落は兵庫県指定の天然記念物である。	①⑥
19	西宮市	ウォーキングコース (香櫨園駅から銀水橋へ、夙川公園を歩く)	夙川公園沿いを歩くコース。	⑥
20	西宮市	越水浄水場	山桜や里桜などを中心に、桜の苗木 260 本余りが育成されている。	④⑥
21	西宮市	廣田神社	境内に自生するコバノミツバツツジは県指定天然記念物で、総数約 2 万株と推定され、毎年春には美しい花を咲かせ、広田の山を紫紅色に染める。	①⑥
22	西宮市	御手洗川沿いの桜	桜の名所になっている。	①
23	西宮市	白山姫神社	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
24	芦屋市 西宮市	ひょうごランドスケープ 100 景 並木とせせらぎ 夙川探勝路	阪急夙川駅を起点とし、西宮大橋、西宮神社、ニテコ池をめぐるルート。	⑤
25	西宮市	夙川公園	桜の名所として知られる夙川は夙川公園の木々と水辺が一体となった憩いの場として親しまれている。	①④ ⑤⑥ ⑦
26	西宮市	西宮神社社叢	兵庫県指定の天然記念物。えびすの森と呼ばれ親しまれている。	⑥⑦
27	西宮市	御前浜・香櫨園浜	海浜や遊歩道は、開放感あふれる散歩道として親しまれている。	⑦
28	西宮市	今津浜	浜にはテトラポッドがあり、貝類やカニ類、打ち上げられた貝の観察ができる。	⑥
29	西宮市	ウォーキングコース (今津駅から香櫨園駅へ、海辺を歩く)	今津駅を出発し、海・川・山を眺めながら香櫨園駅まで歩くコース。	⑥
30	西宮市	ウォーキングコース (仁川駅から武庫川沿い)	仁川駅から仁川の河原を歩き、武庫川の河原を下って JR 甲子園口駅まで歩くコース。	⑥
31	西宮市	八幡神社 (高木西町)	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
32	西宮市	日野神社	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
33	西宮市	熊野神社	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
34	西宮市	武庫川サイクリングロード	武庫川の松並木に沿ったサイクリング専用道路。ジョギングコースも整備されている。	①
35	西宮市	八幡神社 (上甲子園 4)	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
36	西宮市	岡太神社	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
37	西宮市	八幡神社 (上鳴尾)	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
38	西宮市	岡太神社	豊かな社叢を持つ社寺である。	⑦
39	西宮市	西宮浜総合公園	西宮港に面した公園。多目的人工芝グラウンドや広場が整備されている。	⑧
40	西宮市	西宮マリナパークシティの桜並木	マリナパークシティ内の桜並木。ヨットハーバー前には広々とした芝生が広がっている。	④

注) 1. 表中の番号は図2.3-55に対応している。

2. 出典番号は表2.3-128(3)に示す出典を参照

表2.3-128(3) 対象区域の人と自然との触れ合い活動の場

番号	市	名称	概要	出典
41	西宮市	甲子園浜海浜公園	「人と海のふれあい」をテーマにした海浜公園。無料多目的の広場や砂浜、干潟が整備されており、砂浜の一部が鳥獣保護区に指定されている。	⑦⑩
42	西宮市	浜甲子園運動公園	体育館・野球場・テニスコート・多目的グラウンドが整備された公園。敷地内に西宮市立甲子園浜自然環境センターがある。	⑨
43	西宮市	鳴尾浜臨海公園海づり広場	釣り場スペースも広く、芝生広場もあり子供連れで釣を楽しむには最適の環境。	①
44	西宮市・ 尼崎市	武庫川河川敷緑地	花畑やジョギングコース・サイクリングロードが整備され、スポーツや散策などで市民に親しまれている。	④
45	尼崎市	元浜緑地	水と親しめる池や大型木製遊具などがあり、アジサイや水蓮などの花や緑も多くある。	①
46	尼崎市	尼っこりんりんロード	寺町の歴史から工業地帯、環境再生の森そして尼崎の海を感じることができるサイクリングロード。	⑪
47	尼崎市	魚つり公園	初心者も愛好家も、シーズンを通して快適な釣りが安全手軽にできる施設。	①
48	尼崎市	尼崎の森中央緑地	尼崎 21 世紀の森構想の先導整備地区として、県民の参画と共同によって森づくりを進めている。	⑫
49	尼崎市	大井戸公園	約 130 種類、2000 本のバラ園があり季節になると美しい花々が楽しめることで有名。	⑬

注) 表中の番号は図2.3-55に対応している。

出典) ①「全国観るなび」(日本観光振興協会ホームページ、平成30年7月現在)

②「芦屋市案内マップ」(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)

③「あるこうよ新・あしやウォーキングマップ」(芦屋市、平成26年)

④「ひょうごツーリズムガイド」(ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)

⑤「ひょうごランドスケープ100景」(神戸新聞社、平成9年)

⑥「西宮の自然を歩く」(西宮自然保護協会、平成27年)

⑦「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」(西宮市、平成19年)

⑧「西宮観光マップ」(西宮市・西宮観光協会)

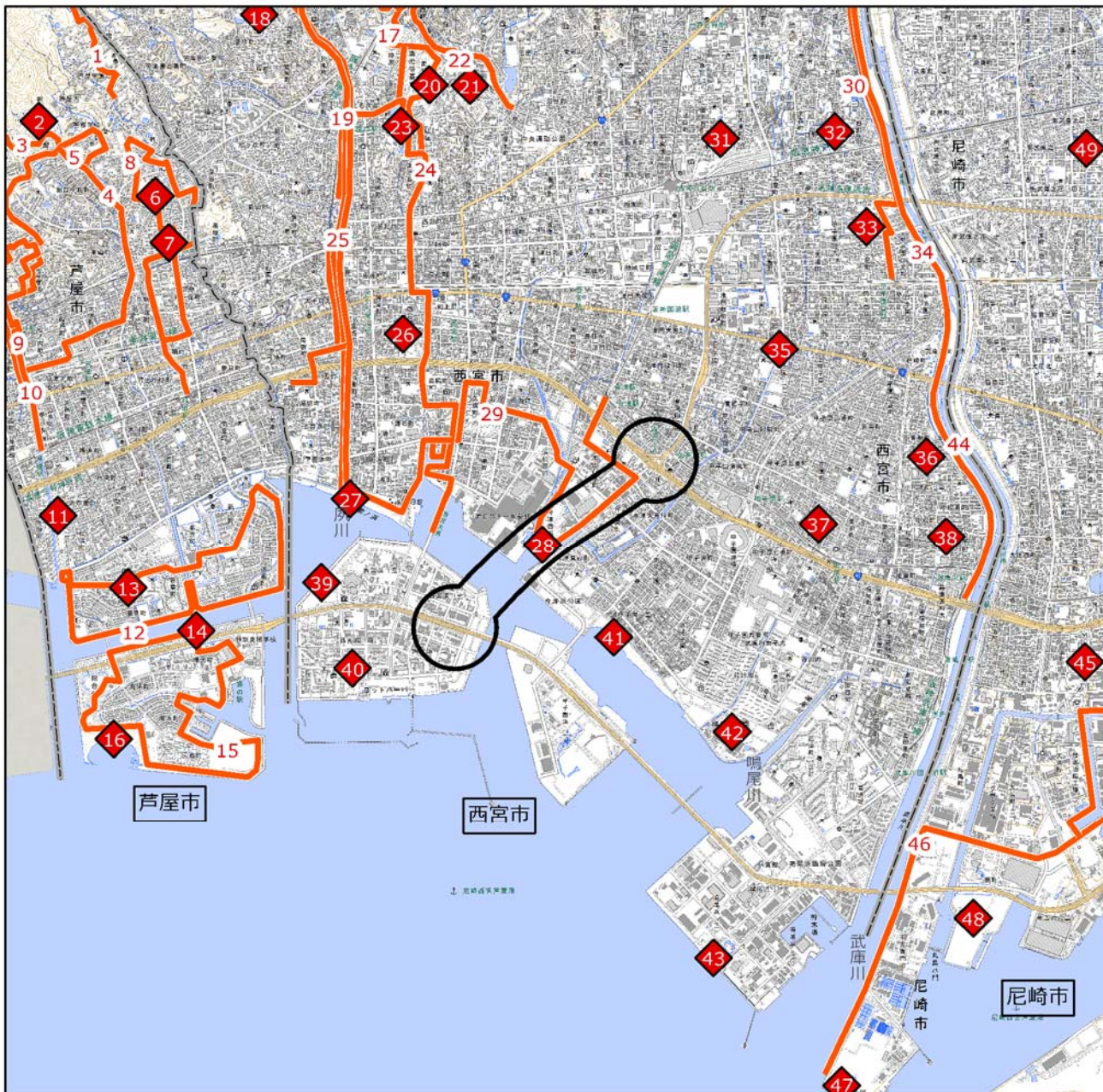
⑨「施設案内」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

⑩「私の好きな兵庫の風景100選」(兵庫県、平成15年)

⑪「尼っこりんりんロードパンフレット」(尼崎市、平成28年)


⑫「尼崎の森中央緑地整備計画」(兵庫県、平成27年)

⑬「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 人と自然との触れ合い活動の場

- 出典) 「全国観るなび」 (日本観光振興協会ホームページ、平成30年7月現在)
 「芦屋市案内マップ」 (芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)
 「あるこうよ新・あしやウォーキングマップ」 (芦屋市、平成26年)
 「ひょうごツーリズムガイド」 (ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)
 「ひょうごランドスケープ100景」 (神戸新聞社、平成9年)
 「西宮の自然を歩く」 (西宮自然保護協会、平成27年)
 「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」 (西宮市、平成19年)
 「西宮観光マップ」 (西宮市・西宮観光協会)
 「施設案内」 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「私の好きな兵庫の風景100選」 (兵庫県、平成15年)
 「尼っこりんロードパンフレット」 (尼崎市、平成28年)
 「尼崎の森中央緑地整備計画」 (兵庫県、平成27年)
 「尼崎市ホームページ」 (平成30年7月現在)



1:50,000

0 1 2 km

図2. 3-55 人と自然との触れ合い活動の場

16) 景観

a. 地域の景観特性

対象区域は、六甲山系など北部地域を中心とする山岳景観と六甲山系山麓の丘陵地の里山景観、平野部の市街地景観など変化富む景観が一体となった構成となっている。また街道の要衝や酒造地帯としての面影や社寺が残り、歴史的要素の豊かなまち並みとなっている。

海岸部では甲子園浜や御前浜など自然海岸が残されており、六甲山系を背景とした市街地が眺望され、また夙川・武庫川など桜並木や松並木と河川が一体となった河川景観が眺望できる地域になっている。

b. 主要な眺望点

対象区域の主要な眺望点は、表2.3-129及び図2.3-56に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には「ウォーキングコース（今津駅から香櫨園駅へ、海辺を歩く）」が存在する。

表2.3-129 主要な眺望点

番号	市	名称	概要	都市計画対象道路事業実施区域からの距離	出典
1	芦屋市	芦屋霊園	展望台から芦屋の街が一望でき、2千本近くの桜が咲く花見の名所。	約5000m	①②
2	芦屋市	芦屋川	業平橋から開森橋北側にかけて背景となる六甲の山並みとさくらの景観は、名所として親しまれている。	約3200m	②
3	芦屋市	陽光緑地	キャナルパークに隣接し、シーサイドタウンと六甲山を望む緑地。	約1600m	①
4	西宮市	苦楽園口橋	上流側に見える甲山は絶景である。	約3500m	③④
5	西宮市	ニテコ池	池越しに甲山を眺望できる。	約3400m	③④⑤
6	西宮市	浜夙川橋	夙川の松並木と甲山を眺望できる。	約1700m	③④
7	西宮市	御前浜	海越しに埋立地を眺望できる。	約1700m	③
8	西宮市	西宮大橋	六甲山系を背景とした街並みを眺望できる。	約400m	③⑤
9	西宮市	西宮浜総合公園	海辺とまちなみ越しに見える六甲山系を眺望できる。	約1700m	③
10	西宮市	ウォーキングコース (今津駅から香櫨園駅へ、海辺を歩く)	今津駅を出発し、海・川・山を眺めながら香櫨園駅まで歩くコース。	約0m	④
11	西宮市	甲子園浜海浜公園	海辺の風景と六甲山系を背にする街並みを眺望できる。	約800m	③
12	西宮市	阪神高速湾岸線側道	海から六甲山系へとつながるまちのパノラマを眺望できる。	約900m	③
13	西宮市	武庫大橋	武庫川の広がりのある風景を眺望できる。	約3200m	③
14	西宮市	鳴尾浜臨海公園	大阪湾の広がりを眺望できる。	約3400m	③

注) 表中の番号は図2.3-56に対応している

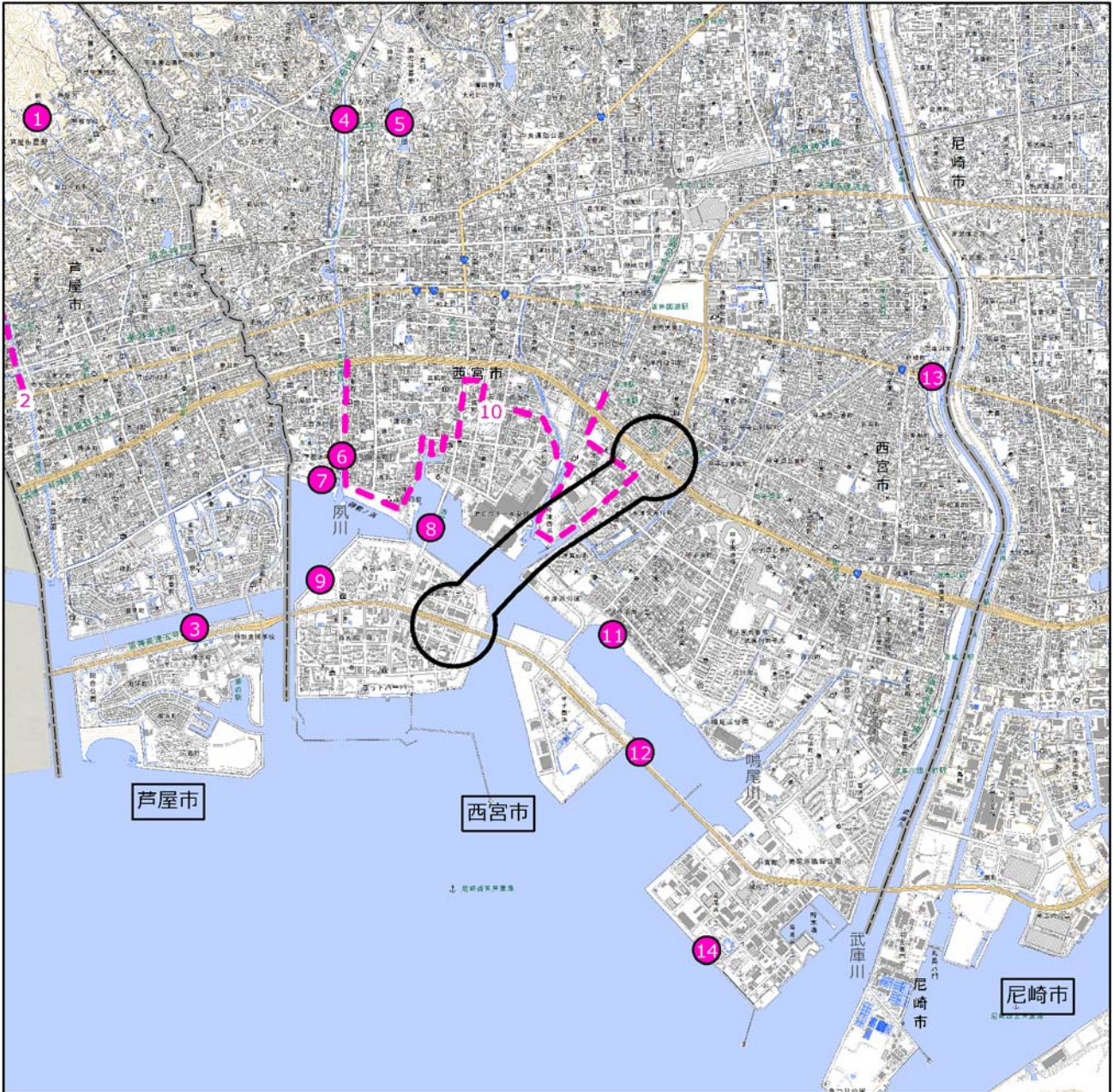
出典) ①「あるこうよ新・あしやウォーキングマップ」(芦屋市、平成26年)

②「ひょうごツーリズムガイド」(ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)


③「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」(西宮市、平成19年)

④「西宮の自然を歩く」(西宮自然保護協会、平成27年)

⑤「ひょうごランドスケープ100景」(神戸新聞社、平成9年)



凡例

 都市計画対象道路事業実施区域

 眺望点

出典) 「あるこうよ新・あしやウォーキングマップ」

(芦屋市、平成26年)

「ひょうごツーリズムガイド」

(ひょうごツーリズム協会ホームページ、

平成30年7月現在)

「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」

(西宮市、平成19年)

「西宮の自然を歩く」(西宮自然保護協会、平成27年)

「ひょうごランドスケープ100景」

(神戸新聞社、平成9年)



1:50,000

0 1 2 km

図2. 3-56 主要な眺望点

c. 景観資源

対象区域の景観資源は、表2.3-130、図2.3-57に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域には「今津灯台」、「海辺の風景とまちなみ」が存在する。

表2.3-130(1) 景観資源

番号	市	景観資源の名称	分布状況及び自然特性等	出典
1	芦屋市 西宮市	六甲山系	六甲山系の山なみは斜面緑地と重なる山麓部の住宅地とともに、南部地域のまちなみの背景となっている。	①②
2	芦屋市	芦屋霊園	展望台から芦屋の街が一望でき、2千本近くの桜が咲く花見の名所	②⑩
3	芦屋市	さくら参道	芦屋霊園につづく桜のトンネル。	⑩
4	芦屋市	岩ヶ平公園	春には桜と色鮮やかなバラが咲き誇り、秋には見事な紅葉を楽しむことができる。	⑩
5	芦屋市	芦屋川	芦屋市指定文化財「芦屋川の文化的景観」に指定されている。また、さくらの景観は名所として親しまれている。	②③
6	芦屋市	芦屋市立図書館打出分室・ 芦屋市立打出教育文化センター	兵庫県景観形成重要建造物に指定されている。明治末期の銀行の移築。	①④
7	芦屋市	NTT 西日本兵庫支店芦屋別館	兵庫県景観形成重要建造物に指定されている。貴賓室、外廊下や階段・エントランスは建設当時の姿で、結婚式場・レストランとして再生しており、地域景観のシンボルとなっている。	④
8	芦屋市	陽光緑地	芦屋浜と南芦屋浜に挟まれた運河の南にある緑地は、花見・ランニングなどで多くの市民に親しまれている。	⑩
9	西宮市	神戸女学院講堂・総務館等	西宮市都市景観形成建築物に指定されている。	⑤
10	西宮市	廣田神社社叢	神社の裏山一帯に、紫紅色のコバノミツバツツジの大群落がある。その数2万株ともいわれる。	①⑥⑦
11	西宮市	御手洗川沿いの桜	桜の名所になっている。	⑦
12	西宮市	旧山本家住宅 (山本清記念財団会館)	西宮市都市景観形成建築物に指定されている。瀟洒で開放的な茶室である。	④⑤
13	西宮市	夙川	夙川の桜は関西有数だが、特に苦楽園橋周辺は松と甲山と一面の桜色の調和が素晴らしく、生活とも密着した緑となっている。	①⑦⑧
14	西宮市	夙川カトリック教会	西宮市都市景観形成建築物及び兵庫県景観形成重要建造物に指定されている。昭和7年に落成した聖堂は、夙川地域の景観のシンボルとなっている。	②④⑤
15	西宮市	香爐園浜	大阪湾最奥部勇逸の自然海浜景観。干潟部はシギ・チドリ類の飛来地となっており、都市部において豊かな自然景観を形成している。	⑥
16	西宮市	御前浜の「船渡御」	西宮神社が平成12年から約400年ぶりに再興した、古式ゆかしい行事。都市化された景観の中で、自然とのかかわりを思い起こさせるものとなっている。	⑥
17	西宮市	西宮砲台	歴史的港湾施設。幕末のころ、勝海舟の建策をいれて大阪湾沿岸に砲台を築いた。西宮砲台はそのひとつである。	⑫

注) 表中の番号は図2.3-57に対応している。

- 出典) ①「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」(西宮市、平成19年)
 ②「ひょうごツーリズムガイド」(ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)
 ③「芦屋川の歴史」(芦屋市教育委員会、平成25年)
 ④「兵庫県景観形成重要建造物」(兵庫県、平成30年)
 ⑤「都市景観形成建築物」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑥「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)
 ⑦「全国観るなび」(日本観光振興協会ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑧「私の好きな兵庫の風景100選」(兵庫県、平成15年)
 ⑨「尼崎市都市美形成計画」(尼崎市、平成23年)
 ⑩「芦屋市案内マップ」(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑪「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)
 ⑫「大阪湾環境データベース」(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

表2. 3-130(2) 景観資源

番号	市	景観資源の名称	分布状況及び自然特性等	出典
18	西宮市	今津灯台	歴史的建造物として、西宮郷、今津郷を含む酒造地帯の江戸時代当時の面影を残している。	①⑦⑫
19	西宮市	海辺の風景とまちなみ	海面と砂浜、その背後に位置する港湾施設・市街地、及びそれらの背後に広がる六甲山系の山並みが一体となった景観を形成している。	①
20	西宮市	濱甲子園倶楽部会館 (浜甲子園安心 コミュニティプラザ)	西宮市都市景観形成建築物に指定されている。	⑤
21	西宮市	甲子園浜	大阪湾最奥部勇逸の自然海浜景観。干潟部はシギ・チドリ類の飛来地となっており、都市部において豊かな自然景観を形成している。	⑥⑧
22	西宮市 尼崎市	武庫川河川敷緑地	河川景観。大阪湾にそそぐ河川で釣りはもちろん、河川敷は市民のいこいの場となっている。	①⑦
23	西宮市	松山大学温山記念会館 (旧新田長次郎邸)	西宮市都市景観形成建築物に指定されている。赤い瓦やドアの彩色タイルなどスパニッシュ・スタイルの特徴を持っており、現在は教育施設として利用されている。	⑤
24	西宮市	武庫川女子大学甲子園会館	西宮市都市景観形成建築物及び兵庫県景観形成重要建造物に指定されている。国内に残る数少ないライト式建築として貴重であり、現在は大学の教室などとして利用されている。	④⑤
25	尼崎市	西村邸	尼崎市都市美形成建築物に指定されている。長屋門等の並ぶ様子は、公園の樹木と共に落ち着いた雰囲気を出している。	⑨
26	尼崎市	島中邸	尼崎市都市美形成建築物に指定されている。広々とした敷地に厨子2階建の母屋と蔵が並び、庭が程よく配置されている。	⑨
27	尼崎市	尼崎市立大庄公民館	兵庫県景観形成重要建造物に指定されている。外壁は茶褐色タイル貼り、動植物の透かし彫りやレリーフなどの装飾が施され、当時の繁栄を彷彿とさせる建物である。	④
28	尼崎市	大井戸公園	約130種類、2000本のバラ園があり季節になると美しい花々が楽しめることで有名。	⑪

注) 表中の番号は図2. 3-57に対応している。

- 出典) ①「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」(西宮市、平成19年)
 ②「ひょうごツーリズムガイド」(ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)
 ③「芦屋川の歴史」(芦屋市教育委員会、平成25年)
 ④「兵庫県景観形成重要建造物」(兵庫県、平成30年)
 ⑤「都市景観形成建築物」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑥「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(兵庫県、平成23年)
 ⑦「全国観るなび」(日本観光振興協会ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑧「私の好きな兵庫の風景100選」(兵庫県、平成15年)
 ⑨「尼崎市都市美形成計画」(尼崎市、平成23年)
 ⑩「芦屋市案内マップ」(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)
 ⑪「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)
 ⑫「大阪湾環境データベース」(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)

表2. 3-130(3) 景観資源（保護樹木等）

番号	市	区分	名称/樹種
1	芦屋市	保護樹林	第3号六麓荘町保護樹林
2			第2号岩園保護樹林
3			第1号芦屋神社保護樹林
1	西宮市	景観樹林保護地区	越木岩神社林
2			松風公園林
3			満池谷墓地・越水浄水場林
4			須佐之男神社林
5			大手前大学林
6			西宮神社林
7			神戸女学院岡田山林
8			巖島神社林
9			高木東熊野神社林
10			八幡神社林
11			日野神社林
12			松並公園林
13			熊野神社林
14			八幡神社林
15			白山姫神社林
16			八幡神社林
17			岡太神社林
1	芦屋市	保護樹	クスノキ
2			クスノキ
3			クロマツ
4			クロマツ
5			クロマツ
6			クスノキ
7			エゾエノキ
8	西宮市	保護樹木	クスノキ
9			エノキ
10			エノキ
11			クスノキ
12			クスノキ
13			クスノキ
14			クスノキ
15			クロマツ
16			クスノキ
17			クロマツ
18			クロマツ
19			クスノキ
20	クスノキ		

注) 表中の番号は図2. 3-58に対応している。

出典) 「保護樹木指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「景観樹林保護地区指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)

「公園・緑化のあゆみ(平成28年度 緑化事業報告書)」(尼崎市、平成29年)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

表2.3-130(4) 景観資源（保護樹木等）

番号	市	区分	樹種	番号	市	区分	樹種
21	西宮市	保護樹木	クスノキ	61	西宮市	保護樹木	エノキ
22			クスノキ	62			クスノキ
23			クスノキ	63			クスノキ
24			クスノキ	64			エノキ
25			エノキ	65			クスノキ
26			エノキ	66			クスノキ
27			クスノキ	67			クスノキ
28			イチョウ	68			クロマツ
29			クスノキ	69			イチョウ
30			クスノキ	70			クスノキ
31			クスノキ	71			クスノキ
32			クスノキ	72			クスノキ
33			クスノキ	73			クスノキ
34			クスノキ	74			クスノキ
35			クスノキ	75			クスノキ
36			クスノキ	76			クスノキ
37			エノキ	77			クスノキ
38			ムクノキ	78			クスノキ
39			クロガネモチ	79			クスノキ
40			クロマツ	80			クスノキ
41			クスノキ	81			クスノキ
42			クスノキ	82			クスノキ
43			クスノキ	83			クスノキ
44			クスノキ	84			クスノキ
45			クスノキ	85			イチョウ
46			クスノキ	86			イチョウ
47			クスノキ	87			イチョウ
48			クスノキ	88			尼崎市 保護樹木 クスノキ, クロマツ, モチノキ, ムクノキ クスノキ, ムクノキ, クロマツ, エノキ マツ, クスノキ, モチノキ, ケヤキ ゴヨウマツ クスノキ マツ, ケヤキ, クスノキ, エノキ クロマツ, クスノキ, エノキ, サクラ エノキ, クロマツ, モッコク, クスノキ クスノキ クスノキ クスノキ, クロマツ, ケヤキ, エノキ エノキ クスノキ
49			クスノキ	89			
50			クスノキ	90			
51			クスノキ	91			
52			クスノキ	92			
53			イチョウ	93			
54			イチョウ	94			
55			イチョウ	95			
56			クロガネモチ	96			
57			クスノキ	97			
58			クスノキ	98			
59			エノキ	99			
60			エノキ	100			

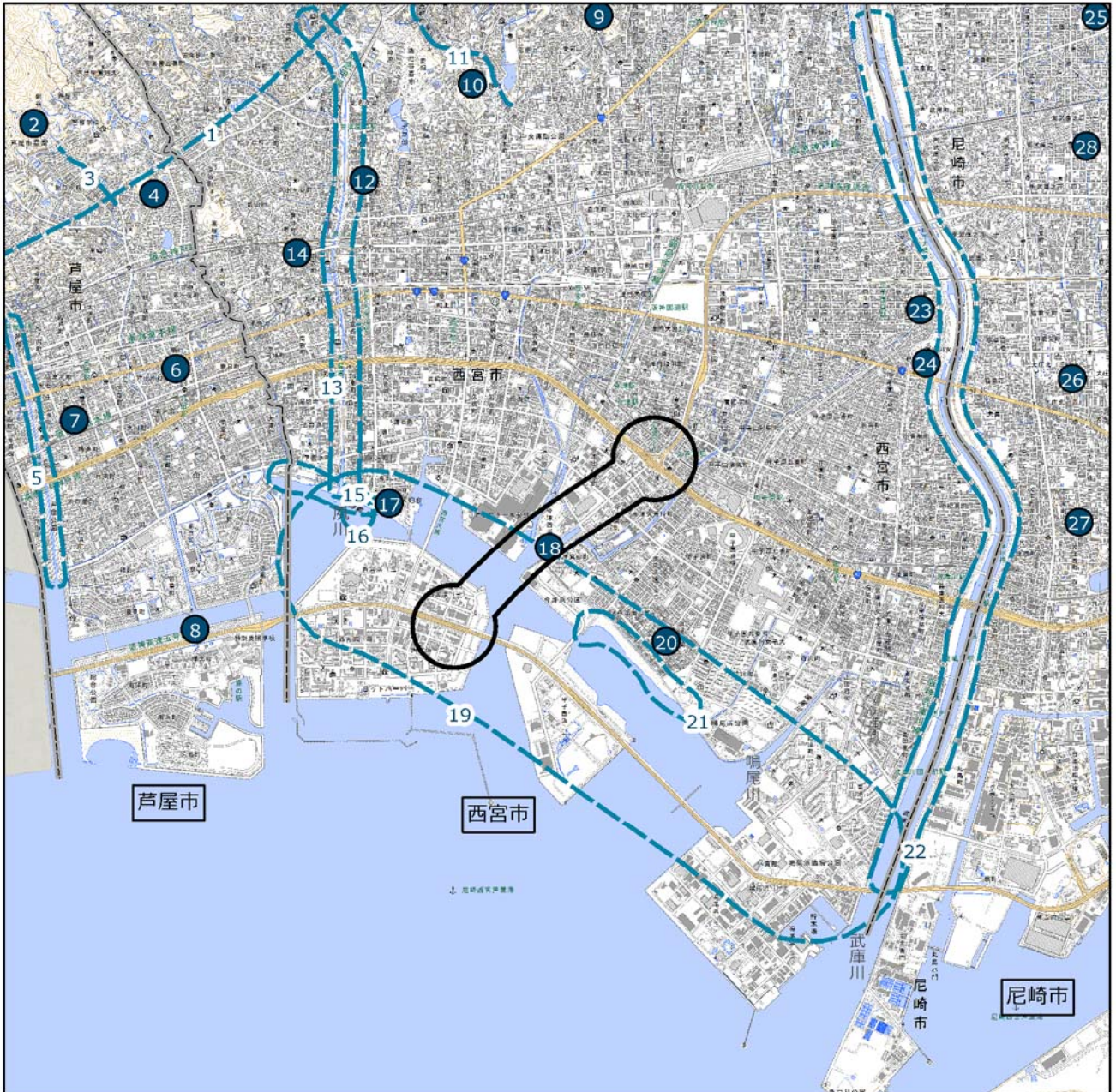
注) 表中の番号は図2.3-58に対応している。

出典) 「保護樹木指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)


「景観樹林保護地区指定一覧表」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)


「公園・緑化のあゆみ(平成28年度 緑化事業報告書)」(尼崎市、平成29年)

「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)



凡例

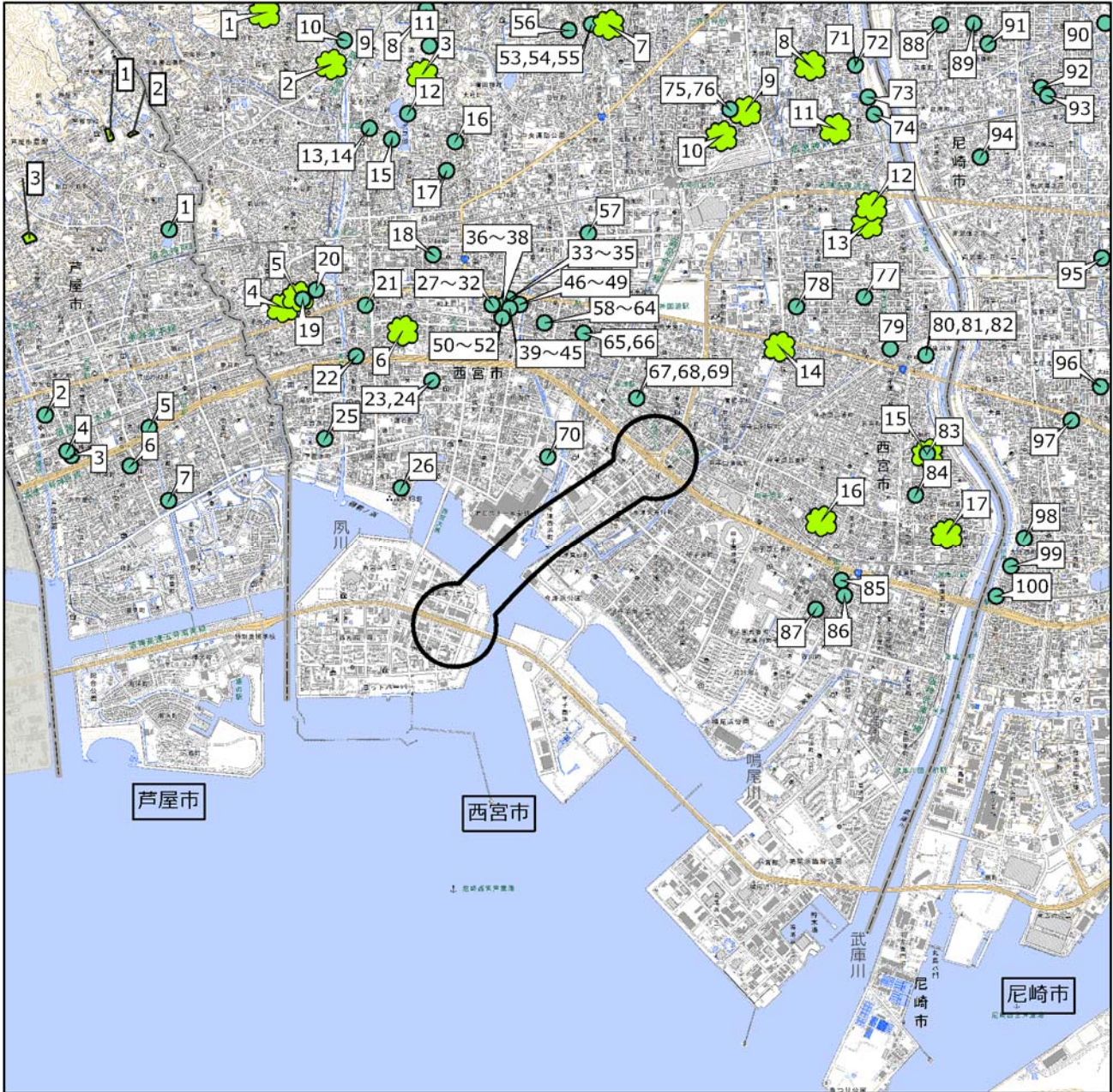
 都市計画対象道路事業実施区域

 景観資源

- 出典) 「西宮市都市景観形成基本計画(2007年改定版)」(西宮市、平成19年)
「ひょうごツーリズムガイド」(ひょうごツーリズム協会ホームページ、平成30年7月現在)
「芦屋川の歴史」(芦屋市教育委員会、平成25年)
「兵庫県景観形成重要建造物」(兵庫県、平成30年)
「都市景観形成建築物」(西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」
(兵庫県、平成23年)
「全国観るなび」(日本観光振興協会ホームページ、平成30年7月現在)
「私の好きな兵庫の風景100選」(兵庫県、平成15年)
「尼崎市都市美形成計画」(尼崎市、平成23年)
「芦屋市案内マップ」(芦屋市ホームページ、平成30年7月現在)
「大阪湾環境データベース」(国土交通省ホームページ、平成30年7月現在)
「尼崎市ホームページ」(平成30年7月現在)



図2.3-57 景観資源



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 保護樹木
- ☁ 景観樹林保護地区(西宮市) 保護樹林(芦屋市)

出典) 「保護樹木指定一覧表」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「景観樹林保護地区指定一覧表」
 (西宮市ホームページ、平成30年7月現在)
 「公園・緑化のあゆみ(平成28年度 緑化事業報告書)」(尼崎市、平成29年)
 「芦屋市ホームページ」(平成30年7月現在)

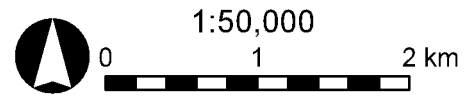


図2.3-58 景観資源(保護樹木等)

d. 景観の保全に係る規制及び計画

景観の保全に係る規制及び計画のうち、「自然公園法」、「兵庫県自然公園条例」、「都市計画法上の地区計画（風致地区）」は「2.2. 特別地域の分布状況」に、「都市計画法上の地区計画（景観地区）」、「景観法による景観計画」は「2.3.2事前調査等の結果（1）社会的状況」に示す。

17) 日照

都市計画対象道路事業実施区域に最も近い気象観測所である神戸地方気象台における日照時間の平年値（1981～2010年）は、表2.3-131に示すとおりである。

日照や影に影響を及ぼす可能性がある建物として、都市計画対象道路事業実施区域の南東側に9階～15階建てのマンションが存在する。

表2.3-131 神戸地方気象台における日照時間

平年値：1981～2010年

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
日照時間 (時間)	154.9	141.9	164.0	194.7	190.4	170.1	194.1	228.3	159.6	170.0	142.7	162.0	2,072.6

出典) 「気象庁ホームページ」 (平成30年7月現在)

2.3.3. 環境影響要因と環境要素の分析結果

(1) 環境影響要因の抽出

都市計画対象道路事業の実施に伴い、周辺地域の環境に及ぼす影響を明らかにするため、都市計画対象道路事業の実施に係る一連の過程から、環境に影響を及ぼす行為（以下「環境影響要因」という。）を「工事」、「存在」及び「供用」に大別して抽出した。環境影響要因の抽出結果は、表2.3-132に示すとおりである。

表2.3-132 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因
工事	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	切土工事等又は既存の工作物の除去
	工事施工ヤード・工事用道路等の設置
	海底の掘削
存在	道路（嵩上式）の存在
供用	自動車の走行

(2) 影響を及ぼす環境要素

都市計画対象道路事業の実施に伴い影響を及ぼすおそれのある環境要素の選定は、事前調査結果から、環境影響要因と環境要素の関係を勘案し、影響の有無について整理した。

影響を及ぼすおそれのある環境要素と環境影響要因との関連は、表2.3-133に示すとおりである。

表2. 3-133 影響を及ぼすおそれのある環境要素と環境影響要因の関連

環境影響要因		工事					存在	供用	事業特性・地域特性を踏まえた影響を及ぼすおそれの有無
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤード・工事用道路等の設置	海底の掘削	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行	
大気汚染	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	○	○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。
	粉じん等	○	○						都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響が考えられる。
水質汚濁	水の濁り					○			都市計画対象道路事業実施区域の海域の区間において、海底の掘削に係る水の濁りの影響が考えられる。
	水の汚れ								都市計画対象道路事業において休憩所は設置しないことから、都市計画対象道路事業の実施に伴う影響はないと考えられる。
	底質					○			都市計画対象道路事業実施区域の海域の区間において、海底の掘削に係る底質の影響が考えられる。
土壌汚染	土壌汚染								事業実施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等の関係法令に基づき適切に処理するため、土壌汚染を拡散させる可能性は極めて小さく、都市計画対象道路事業の実施に伴う影響はないと考えられる。
騒音	騒音	○	○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に係る騒音の影響が考えられる。
振動	振動	○	○					○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に係る振動の影響が考えられる。
低周波音	低周波音							○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、道路（嵩上式）の区間における自動車の走行に係る低周波音の影響が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下								都市計画対象道路事業において、周辺の地下水位の低下を生じさせるおそれのある掘削構造物やトンネル構造物は設置しないことから、都市計画対象道路事業の実施に伴う影響はないと考えられる。
悪臭	悪臭								都市計画対象道路事業の実施に伴う悪臭防止法及び同法施行令に定める物質は発生しないため、影響はないと考えられる。
その他の環境要素	日照障害						○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、道路（嵩上式）の存在に係る日照障害の影響が考えられる。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○		○			切土工等又は既存の工作物の除去及び海底の掘削により発生する建設副産物を都市計画対象道路事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、建設副産物による影響が考えられる。
地形・地質	貴重な地形及び地質（宮水）			○			○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には貴重な地形及び地質（宮水）が存在し、切土工等又は既存の工作物の除去及び道路（嵩上式）の存在に伴う影響が考えられる。
植物	貴重な種及び群落、侵略的外来種及び生物多様性				○		○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に貴重な種及び群落等が存在し、工事施工ヤード・工事用道路等の設置、道路（嵩上式）の存在に係る植物への影響が考えられる。
動物	貴重な種、侵略的外来種及び生物多様性				○	○	○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に貴重な種が存在し、工事施工ヤード・工事用道路等の設置、海底の掘削、道路（嵩上式）の存在に係る動物への影響が考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に地域を特徴づける生態系が存在し、工事施工ヤード・工事用道路等の設置、海底の掘削、道路（嵩上式）の存在に係る生態系への影響が考えられる。
文化財	文化財				○		○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に文化財が存在し、工事施工ヤード・工事用道路等の設置、道路（嵩上式）の存在に係る文化財への影響が考えられる。
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場						○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に人と自然との触れ合い活動の場が存在し、道路（嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○		都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺に主要な眺望点及び景観資源が存在し、道路（嵩上式）の存在に係る景観への影響が考えられる。
地球温暖化	地球温暖化								都市計画対象道路事業の実施に伴い道路ネットワークが整備され、走行環境の改善や周辺道路の渋滞緩和などによって温室効果ガスの排出の削減に寄与すると考えられることから、影響はないと考えられる。
オゾン層破壊	オゾン層破壊								都市計画対象道路事業の実施に伴い「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」（平成6年9月26日政令第308号）に定められた特定物質は発生しないため、影響はないと考えられる。

注) 1. 環境要素の区分については、「環境影響評価指針」（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）に基づき作成

2. ○：影響が考えられる環境要素 無印：影響がないと考えられる環境要素